

平成28年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日 程	備 考
2.	29	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針を含む） ・一部議案審議 ・陳情	
3.	1	火	休 会	
	2	水	休 会	
	3	木	休 会	
	4	金	休 会	
	5	土	休 会	
	6	日	休 会	
	7	月	本会議（2日目） ・一般質問（6人）	
	8	火	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会	
	9	水	常任委員会	
	10	木	常任委員会	
	11	金	常任委員会	
	12	土	休 会	
	13	日	休 会	
	14	月	休 会	
	15	火	休 会	
	16	水	休 会	
	17	木	休 会	
	18	金	休 会	
	19	土	休 会	
	20	日	休 会	
	21	月	休 会	
	22	火	休 会	
	23	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会	

月	日	曜	日	程	備 考
24		木	休会		
25		金	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・追加議案審議 ・陳情審査報告 ・発委 ・報告 ・議員派遣の件 ・継続審査、調査 ・閉会		

平成28年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成28年 2月29日

閉会 平成28年 3月25日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案4	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	28.2.29	28.2.29	原案可決	—
5	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	〃	〃	原案可決	—
6	平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	—
7	平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	—
37	町道路線の廃止又は認定について	〃	〃	可決	—
40	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
8	さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について	〃	28.3.25	原案可決	総務厚生
9	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	〃	原案可決	総務厚生
10	さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について	〃	〃	原案可決	総務厚生
11	さつま町学童館条例の制定について	〃	〃	原案可決	総務厚生
12	さつま町有線放送施設条例の廃止について	〃	〃	原案可決	総務厚生
13	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について	〃	〃	原案可決	文教経済
14	さつま町ガラス工芸館条例の廃止について	〃	〃	原案可決	総務厚生
15	さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
16	さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
17	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
18	さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
19	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	28.2.29	28.3.25	原案可決	総務厚生
20	さつま町税条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
21	さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
22	さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
23	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
24	さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
25	さつま町農村広場条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
26	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
27	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
28	平成28年度さつま町一般会計予算	〃	〃	原案可決	2委員会
29	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
30	平成28年度後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
31	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
32	平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	原案可決	総務厚生
33	平成28年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	原案可決	文教経済
34	平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算	〃	〃	原案可決	文教経済
35	建物の無償譲渡について	〃	〃	可決	総務厚生
36	土地の無償貸付について	〃	〃	可決	総務厚生

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
38	第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について	28.2.29	28.3.25	原案可決	—
39	さつま町過疎地域自立促進計画の策定について	〃	〃	原案可決	—
41	さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の制定について	28.3.25	〃	原案可決	—
42	さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
43	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第9号)	〃	〃	原案可決	—
44	平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	原案可決	—
45	平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	—
46	平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	原案可決	—
47	平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	原案可決	—
48	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
陳情4	精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書	〃	〃	採択	総務厚生
発委1	精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について	〃	〃	原案可決	—
報告2	平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第3号)について	28.2.29	〃	報告済	—
3	平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第4号)について	〃	〃	報告済	—
4	平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	28.3.25	〃	決定	—
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	—

平成28年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○ 2月29日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	4
議案第 4号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 5号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第8号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 6号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について	8
（提案理由説明）	
議案第 9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について	8
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町学童館条例の制定について	8
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について	8
（提案理由説明）	
議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について	8
（提案理由説明）	
議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について	8
（提案理由説明）	
議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に	

に関する条例の全部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	8
(提案理由説明)	
議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算	8

(提案理由説明)

議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算	8
(提案理由説明)	
議案第35号 建物の無償譲渡について	8
(提案理由説明)	
議案第36号 土地の無償貸付について	8
(提案理由説明)	
議案第37号 町道路線の廃止又は認定について	25
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について	26
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について	27
(提案理由説明)	
議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について	27
(提案理由説明)	
報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第3号)について	28
(内容説明)	
報告第3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第4号)について	28
(内容説明)	
報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	28
(内容説明)	
陳情について	29
散会	29

○3月7日(第2日)

一般質問表	31
会議を開催した年月日及び場所	34
出席議員氏名	34
出席事務局職員	34
出席説明員氏名	34
本日の会議に付した事件	35
開議	36
一般質問	36
宮之脇尚美議員	36
各地区公民館運営の支援について	
指定管理者制度の運用について	
町総合振興計画等について	
川口憲男議員	48
農業政策について	

木下 敬子議員	5 8
観光振興対策について	
木下 賢治議員	6 3
学校再編準備委員会の協議経緯について	
第2次学校再編計画の策定について	
米丸 文武議員	7 3
森林・林業の振興策について	
岩元 涼一議員	8 3
原発対策について	
ふるさと納税について	
学校再編後の地域振興策について	
散　　会	9 4
○3月8日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所	9 5
出席議員氏名	9 5
出席事務局職員	9 5
出席説明員氏名	9 5
本日の会議に付した事件	9 6
議案付託表	9 7
開　　議	1 0 0
議案第 8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 11号 さつま町学童館条例の制定について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について	1 0 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	1 0 1
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	1 0 1
(総括質疑・委員会付託)	

議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算	102
(総括質疑・委員会付託)	
議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	117
(総括質疑・委員会付託)	
議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	117
(総括質疑・委員会付託)	
議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算	117
(総括質疑・委員会付託)	
議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	117
(総括質疑・委員会付託)	
議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算	117
(総括質疑・委員会付託)	
議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算	117
(総括質疑・委員会付託)	
議案第35号 建物の無償譲渡について	117
(総括質疑・委員会付託)	

議案第36号 土地の無償貸付について	117
(総括質疑・委員会付託)	
陳情について	118
散会	118
○3月25日(第4回)	
会議を開催した年月日及び場所	119
出席議員氏名	119
出席事務局職員	119
出席説明員氏名	119
本日の会議に付した事件	120
開議	122
議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第11号 さつま町学童館条例の制定について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第35号 建物の無償譲渡について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第36号 土地の無償貸付について	122
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について	136
(質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について	137
(質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第41号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第42号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の	

一部改正について	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第43号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第44号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第45号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第46号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	138
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について	142
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書	143
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について	144
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について	145
(質疑)	
報告第3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について	145
(質疑)	
報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	145
(質疑)	
議員派遣の件	145
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	145
(決定)	
閉会	146

平成28年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成28年2月29日

平成28年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年2月29日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男君
議事係主任	神園大士君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	副町長	紺屋一幸君
教育長	東修一君	総務課長	崎野裕二君
企画財政課長	押川吉伸君	税務課長	丸田忠君
町民環境課長	三腰善行君	福祉課長	鍛治屋勇二君
介護保険課長	中村慎一君	健康増進課長	四位良和君
農政課長	上野俊市君	耕地林業課長	杉水流博君
企業誘致対策室長	羽有郁夫君	建設課長	三浦広幸君
水道課長	岩元義治君	消防長	若松良尚君
教育総務課長	角茂樹君	社会教育課長	中窪啓二君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 7 議案第 6 号 平成 27 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 7 号 平成 27 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 8 号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 9 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 11 議案第 10 号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 11 号 さつま町学童館条例の制定について
- 第 13 議案第 12 号 さつま町有線放送施設条例の廃止について
- 第 14 議案第 13 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について
- 第 15 議案第 14 号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について
- 第 16 議案第 15 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について
- 第 17 議案第 16 号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 18 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第 19 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第 20 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 22 議案第 21 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 23 議案第 22 号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について
- 第 24 議案第 23 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 25 議案第 24 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
- 第 26 議案第 25 号 さつま町農村広場条例の一部改正について
- 第 27 議案第 26 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 28 議案第 27 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 29 議案第 28 号 平成 28 年度さつま町一般会計予算
- 第 30 議案第 29 号 平成 28 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 31 議案第 30 号 平成 28 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 32 議案第 31 号 平成 28 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 33 議案第 32 号 平成 28 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 34 議案第 33 号 平成 28 年度さつま町上水道事業会計予算

- 第35 議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算
- 第36 議案第35号 建物の無償譲渡について
- 第37 議案第36号 土地の無償貸付について
- 第38 議案第37号 町道路線の廃止又は認定について
- 第39 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第40 議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について
- 第41 議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第42 報告第 2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
(第3号)について
- 第43 報告第 3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
(第4号)について
- 第44 報告第 4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第45 陳情について

△開　　会　　午前9時30分

○議長（舟倉　武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年第1回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開　　議

○議長（舟倉　武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉　武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、岩元涼一議員及び8番、新改幸一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉　武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月25日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉　武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの26日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉　武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしておりますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

平成28年2月16日、鹿児島県町村議会議長会の第67回定期総会が、鹿児島市において開催されました。総会では、会長挨拶、来賓祝辞のあと、鹿児島県町村議会議長会表彰並びに全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。その後、平成26年度決算、平成28年度事業計画案及び予算案が提案され、審議の結果、全会一致で承認及び可決されました。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので印刷してお配りしています。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉　武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長　日高　政勝君登壇]

○町長（日高　政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしております。この中で、12月14日から15日の大鶴湖周辺整備に関する要望活動並びに電源開発訪問に関する事項、1月12日の北薩空港幹線道路、国道328号、川内川環境整備九州地方整備局長要望活動、1月26日の北薩空港幹線道路整備促進期成会国土交通省要望活動、1月29日の市町村と医師会、鹿児島大学病院との意見交換会並びに2月4日の農業・農村整備事業予算概算要求説明会及び国との意見交換会について、補足をして御報告をさせていただきます。

12月14日から15日に行いました大鶴湖周辺整備に関する要望活動並びに電源開発の訪問についてでございます。

14日につきましては、伊佐市と共同いたしまして組織をいたしております奥薩摩水と緑の郷づくり推進協議会、この組織におきまして、大鶴ゆうゆう館の改築に伴う川内川治水の歴史紹介展示施設の支援の関係、それから、ヘラブナ岬の公園の整備の関係、県道鶴田大口線の改良整備等について、国土交通省水管理・国土保全局長、道路局長、道路局次長、総括審議官とそれぞれ直接面談をいたしまして、要望活動を行ってきたところであります。

15日につきましては、本町の単独で電源開発株式会社の本社を訪問いたしまして、電発ふれあい館の継続につきまして、執行役員、水力発電の部長、立地環境部長、総括マネージャー、水力発電部の業務室の課長に対しまして、南九州電力所の所長代理の同席のもとに、この要望を行ってきたところであります。

次に、1月12日に行いました北薩空港幹線道路、国道328号、川内川環境整備九州地方整備局長要望活動についてであります。

北薩空港幹線道路の整備促進期成会におきまして、北薩横断道路での整備区間の指定を受けております泊野道路、広瀬道路の早期整備、紫尾道路から南九州自動車道阿久根北インター間の阿久根高尾野道路の早期事業化、同じく国道328号の整備促進期成会におきまして、国道328号から県道小山田谷山線へ通じる国道3号交差点までのバイパス建設について、それから、本町における鶴田ダム再開発事業の早期完成など、川内川の中流域の環境整備、大鶴ゆうゆう館の改築に伴う川内川治水の歴史紹介展示施設への支援について、九州地方整備局長を初め企画部長、河川部長、道路部長等と直接面談をいたしまして、要望を行ってきたところであります。

次に、1月26日に行いました北薩空港幹線道路整備促進期成会、国土交通省要望活動についてであります。

北薩横断道路の紫尾道路から南九州自動車道阿久根北インター間の阿久根高尾野道路の平成28年度の新規事業化の実現に向けまして、国土交通省事務次官を初め、道路局官房審議官、道路局国道防災課長と直接面談をいたしまして、要望を行ってきたところであります。

この北薩横断道路につきましては、広瀬道路、泊野道路の国の補正予算措置が講じられました。もう既に県のほうで、広瀬道路につきましては8工区、泊野道路におきましては、13工区の入札執行の手続が、もう既に行われておるところであります。そのほかの川内川につきましても、改修の補正予算措置が講じられたところであります。

次に、1月29日に開催されました市町村と医師会、鹿児島大学病院との意見交換会についてであります。

この交換会は、地域医療に関する課題等について、県内の自治体の首長と医師会、それから鹿児島県、鹿児島大学病院等との関係のところで、地域医療に関する認識の共有化を図る目的で、

昨年度に引き続いてこの開催をされたところであります。

今回の議題につきましては、県内各地域の周産期医療の逼迫した実情が問題提起をされたことから、その対策について、効果的に考えるための意見交換会でございました。さつま町でも安心して出産、子育てしていただくためには、現状を分析し、産科を持つ自治体と連携をしたこの議論を深める必要性を感じたところであります。

また、これに先立ちまして、同日、県の地域医療整備課長と、それから、鹿児島大学の病院、地域医療支援センターのほうに医師不足と地域偏在の続く現状を説明をいたしまして、地域の窮状を訴えながら、医師確保について強く要望を行ってまいりました。これまででは、地域枠の医師の確保というのは非常に厳しい状況にありましたけれども、要件緩和の関係も協議をしてみたいというようなことでございまして、前向きな回答もいただいたところであります。

最後に、2月4日に開催されました農業農村整備事業予算概要説明会及び国との意見交換会についてであります。

農林水産省における平成28年度の農業農村整備事業関係の予算というのは、平成27年度に比べまして、106.5%、3,820億円ということであります。平成27年度補正予算におきましては、990億円の補正が組まれておりますけども、これを含めますと4,810億円ということで、134.1%という大きな伸び率でございます。強い農林水産業のための基盤づくりを掲げて、農業競争力強化のための農地の大区画化、汎用化、あるいは水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化対策等の推進、そのほかの農地中間管理事業への重点的な実施区域等において、担い手への農地集積の推進とか、あるいは高収益作物への転換を図るということで、計画策定、あるいはこの基盤整備、営農定着に必要な取り組みの一括支援をしていきたいと、こういった説明がございました。

説明会のあと、県内の4町の首長と3土地改良区の理事長と農水省との意見交換会が開催をされましたので、私のほうからも、一つは農業農村整備事業のTPP関連対策については、平成27年度の補正予算限りだけではなくて、次年度以降も継続的にこの予算の確保をしていただきたいということを強く申し入れをいたしました。今年度末までに示すと言われている具体的なスケジュールについても、しっかりと示していただきたいということ。それから、鹿児島県というのは中山間地域、あるいは離島地域などの条件不利地域を抱えているために、TPP対策を作成する際においては、こういった状況も十分踏まえてやっていただきたいということを申し入れをいたしたところであります。

そのほかの中山間地域総合整備事業、あるいは農地環境整備事業の予算であります農山漁村地域整備交付金についても、当初予算や補正予算の確保と、今後の方針の見通し等についてもお伺いしたところであります。

今年度をもって廃止をされます農山漁村活性化プロジェクト交付金事業の関係についても、継続をしていただく要望とか、あるいはこの移行できる事業は、十分な予算の確保をしていただきたい、こういったことも要望、意見を申し述べたところでございます。

今後は、補正予算の措置はありましたけども、通常予算の中でこの確保というのが大きな課題になるというふうに考えているところであります。

以上で町長報告を終わります。

[町長　日高　政勝君降壇]

○議長（舟倉　武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第4号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第5号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第7「議案第6号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第7号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第4号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」から日程第8「議案第7号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第4号から議案第7号までの議案4件につきまして、一括して説明を申し上げます。

まず、「議案第4号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは人事院勧告及び鹿児島県人事委員会の給与勧告に基づきまして、職員の給与を改定しようとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第5号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

これは、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,306万8,000円とするものであります。

次に、「議案第6号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、営業費用に要する経費を補正しようとするもので、収益的支出に54万1,000円を追加し、収益的支出の総額を1億3,966万9,000円にしようとするものであります。

最後に「議案第7号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、営業費用に要する経費を補正しようとするもので、収益的支出に66万8,000円を追加し、収益的支出の総額を2億7,810万8,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第4号 さつま町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第5号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説

明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第6号 さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第7号 さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案4件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案4件について一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案4件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」から「議案第7号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」、日程第10 「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、日程第11 「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」、日程第12 「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」、日程第13 「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」、日程第14 「議案第

13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」、日程第15「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」、日程第16「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」、日程第17「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、日程第18「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第19「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第20「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第21「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第22「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第23「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」、日程第24「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第25「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程第26「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について」、日程第27「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第28「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第29「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」、日程第30「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第31「議案第30号 平成28年度後期高齢者医療特別会計予算」、日程第32「議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第33「議案第32号 成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第34「議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第35「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」、日程第36「議案第35号 建物の無償譲渡について、日程第37「議案第36号 土地の無償貸付について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」から日

程第37「議案第36号 土地の無償貸付について」まで、以上の議案29件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成28年度の施政方針の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平成28年3月議会定例会の開会に当たりまして、平成28年度の町政運営について私の基本的な考え方を明らかにし、各会計の当初予算を初めとする諸議案についてその概要を御説明申し上げ、議員を初め町民の皆様の町政に対する御理解と御協力をお願いするものであります。

本年度は、町長として2期目の最後の年であります。この2期目を総括する年となるところであります。これまで私が町長就任に当たり、お示ししてまいりましたマニフェストの各項目、そして、これまで進めてまいりました各種事務事業も、第1次総合振興計画に沿いながら、おおむね順調に推移してきたと考えているところでありますが、今後の事業の評価を踏まえ、その成果を確かなものにするために、改めて全力を傾注をしてまいる所存であります。

昨年度は、合併10周年の節目に当たり、新町の基礎づくりとなつたこれまでの10年を振り返り、反省と成果を総括するとともに、将来に向けた展望を改めて考える意義深い1年になったと考えております。

国でも、日本の総人口減少時代の到来に合わせ、社会の構造そのものを見直し、まち・ひと・しごと創生総合戦略プランを策定しながら、新たな社会基盤の構築に乗り出したところであります。

また、この計画では、地方版総合戦略の策定も義務づけられ、国と地方が一体となって取り組むこととされ、第2次総合振興計画の策定と合わせて、さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定も進めてまいりました。次の10年に向けた基本方針や計画並びに地方創生総合戦略が整備されたことで、平成28年度は、これらの新たな計画に沿って起動する年、アクションを起こす年、実行元年と位置づけ、地域のさまざまな課題について、町民、地域、各種団体、事業者と行政との連携を強化するため、総合戦略の推進役となるコーディネーターやその成果の検証、改善を図っていくための推進委員会を設置し、総合戦略の実効性を高めて、第2次総合振興計画の将来像である「ひと・まち・自然みんなで紡ぐさつま町」の実現を目指してまいります。

また、役場内部においても、国の各省庁における地方創生関連施策に留意しながら、可能な限り事務事業を横断的に捉え、さらには府内各層の幅広い意見をもとに、川内川や温泉などの自然環境、多彩な農産物などの特産品、若い後継者や担い手などの人材に代表される魅力的な地域資源をフル活用するなど、特色と魅力あるまちづくりに町民一丸となって、オールさつまで伸びゆくまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、本年は、鹿児島県北部豪雨災害から10年、鶴田ダム操業50周年という節目の年であります。近年の自然災害の発生状況は、猛威性、特異性、特殊性など、気象条件の変容を目の当たりしております。

そこで、この1年を防災に傾注し、当たり前に生活できることのとうとさを実感し、異常気象発生の際の速やかな防災対策の実行に向けて、地域や自主防災組織、町民の防災行動における自助・共助・公助の連携を確認するとともに、防災意識の高揚を図る年にしたいと考えております。

また、近年の大規模な自然災害に対して、その被災地に対する復興復旧への支援が全国的な広がりを見せておりますが、本町でも人的支援策として、東日本大震災の被災地へ1名の出向を計画しているところであります。

地方創生に対する取り組みとしては、特に定住対策や子育て対策について、総合戦略プランに

より、新たな取り組みも進めることになりますが、我が国の総人口減少時代にあって、今後10年先また20年先も、さつま町が安全安心、元気なまちであるよう、議会、町民の英知を結集しながら、また、事務事業の成果を意識しながら、これまで以上に各般の情報収集を行い、町の活性化に努めてまいる所存であります。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方策について御説明申し上げますが、今回策定いたしました第2次総合振興計画の項目に沿った形で考え方を明らかにしてまいります。

まず、「人ふれあうさつまを目指して」、第1に「まちぐるみで育む子供の笑顔が輝くまち」であります。

急速な少子化・核家族化の進行等に伴い、子育て家庭における孤独感や負担が増大しております。このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略にオールさつまで取り組む子育て支援を位置づけまして、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がおらず不安な方や、授乳がうまくいかない、赤ちゃんの世話の仕方がわからないなど不安を抱える産婦を対象に、安心して出産ができるよう、県内にある助産所等の施設を利用し、宿泊型、通所型の支援を提供する体制を本年度から整えてまいります。

放課後児童クラブについては、児童が安心して利用できる施設を新たに開設するとともに、クラブ数についても拡充が求められていることから、地域や関係機関との協議を踏まえながら、受け入れ体制づくりに努めてまいります。

また、発達に課題のある幼児や児童が増加傾向にあることから、引き続き養育の拡充を図るとともに、子育てに関する個別ニーズを把握し、情報の提供やさまざまな相談に対応する窓口体制を整備してまいります。

保育料徴収金の軽減にあっては、第2子が50%、第3子以降は無料であることに加え、第1子に係る10%軽減を引き続き実施してまいります。

教育の推進については、昨年度設置いたしました総合教育会議において、さつま町教育振興基本計画後期計画を本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と定めましたことから、その基本的な考え方である変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成、伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進へ向け、各施策の推進を図ってまいります。

学校施設については、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとの認識のもと、児童生徒が安全で安心して学べるように、安全対策並びに教育環境の整備に努めてまいります。

さらなる教育活動の活性化に資するための学校規模の適正化につきましては、本年度、新たにスタートする小学校再編校の円滑な学校運営を図ってまいりますとともに、平成31年4月の再編中学校の開校に向け、再編準備委員会で協議・検討し、準備を進めてまいります。

また、今後の児童数の推移を見きわめながら、第2次学校再編計画の策定につきましても取り組んでまいります。

児童生徒の健康管理については、関係法令に基づき、毎年実施する健康診断を初め、歯と口腔の健康事業によるフッ化物洗口の取り組みを進めますとともに、本年度から第3次検尿検診を全額公費負担することとし、将来にわたっての重大疾病の早期発見・予防に努めてまいります。

次に、学校教育の充実についてありますが、児童生徒の基礎学力の定着とその活用力を育成するため、教職員研修の充実を図りながら、児童生徒が主体的に学習に取り組む授業の創造に努めてまいります。

また、近年の情報化の進展やグローバル化社会へのニーズを踏まえ、ＩＣＴを活用した学習環

境の整備を計画的に図り、そのさまざまな情報ごとに児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目指してまいります。

学校と家庭との十分な意思疎通、連携強化を図りながら、早寝早起き朝ご飯運動の推進を初め、生活のリズムを整え、学習に対する心構えや身構えの育成指導を行い、さらなる家庭学習の充実を図ってまいります。

また、個に応じた生徒指導や体力の向上、道徳教育の充実を図り、たくましく志の高い児童生徒の育成にも努めてまいります。

地域人材や資源、産業、伝統、文化を生かした教育活動に積極的に取り組むため、学校応援団の活用やさつま学等の推進を図るとともに、昨年度制作しましたさつまかるたの活用を図るなど、郷土のよさを知る学習の機会を創出してまいります。

また、学校関係者評価委員会における意見等を通じて、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりに努めてまいります。

学校給食については、施設設備の適正管理及び徹底した衛生管理による安心安全な給食の提供に努めるとともに、地産・地消を推進する観点から、地元で生産された食材を活用した給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導や交流給食も引き続き実施してまいります。

学校給食センターの今後のあり方については、3センターの施設設備の状況等を見きわめながら、具体的な方策等を検討してまいります。

第2に「希望に満ちて生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

超高齢社会を迎えており、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進や、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための環境を拡充するために、第7次高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画に基づく各種高齢者福祉サービスを推進してまいります。

また、高齢者等の見守り、支え合いを強化するための地域見守りネットワーク支援事業や、町内事業所等の協力による高齢者等見守り活動事業、公民館組織に福祉部の設置を引き続き推進するとともに、新たに認知症高齢者SOSネットワーク事業を普及し、地方創生による元気な里づくり体制支援事業等を進めながら、地域で高齢者を支える体制づくりの拡充に努めてまいります。

次に、障害者福祉ですが、障害者に対する理解を深めるための地域生活支援事業である理解促進研修啓発や自発的活動支援、手話奉仕員養成などの事業継続に加え、障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するため、相談窓口体制の強化を図り、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めるとともに、制度間で谷間のないサービスの提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などに努めてまいります。

町民の健康づくりの維持・増進については、第2次健康さつま21を基本に、健康さつまポイント事業など、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援します。

また、健康維持と地域づくりを目的としたころばん体操教室も計画的に実施してまいります。

地域医療の整備については、これまでの各種支援事業を継続しつつ、薩摩郡医師会と一緒にになって、今後とも県や鹿児島大学病院と連携を深めながら、医師確保に努めてまいります。

第3に「ともに認め合い支え合うまち」であります。

同和問題を初め、障害者、女性、子供、高齢者など、あらゆる多様性を認め合う社会を全町民的課題として、人権啓発に積極的に努め、誰もが対等な一員として支え合って暮らし、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に努めてまいります。

また、国際交流に対応できる人材を育成するために、各小中学校において、ALTを活用した

外国語の授業や外国の文化や習慣等の興味、関心を持ち、異文化への理解を深める国際理解教育の推進に努めてまいります。

さらに、友好交流協定を結んでいる中種子町と青森県鶴田町につきましては、青少年交流事業や経済交流を通じ、教育、文化、経済、観光など、お互いの風土や地域性を理解し合い、さらなる地域の活性化につなげてまいります。

第4に「安全安心の輪を広げるまち」であります。

防災行政の取り組みとしまして、平成18年度の豪雨災害から10周年に当たることから、町内全戸へ防災マップを配布するほか、防災に関する各種のイベントを関係機関一体となって進めることとしております。

中でも本年度は、気象庁による防災フォーラムや川内川下流域における九州地区水防演習の開催が決まっており、そうした機会を通じて自主防災組織の活動も一層促進し、防災減災意識の高揚を図りながら、改めて町民みんなで防災について考える年にしたいと考えております。

消防団体制の強化については、少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員の確保が困難になっていることから、新たに女性消防団員の登用や消防災害支援隊の充実強化を図り、地域の消防力の向上とともに、消防団の組織再編を推進してまいります。

また、消防団施設及び資機材等の年次的な更新を図り、消防団活動の一層の充実強化や地域防災力の向上に努めてまいります。

消防本部庁舎は、築34年が経過をし、消防活動拠点施設としては老朽化が著しいため、改修計画を行うとともに、消防本部職員についても3名を増員し45名体制としながら、消防車両及び資機材等についても、年次的な更新整備に努めてまいります。

救急業務は、救命率の向上を図るため、応急手当ての知識と技術の普及を推進し、また、救急隊員の資質の向上を図るとともに、ドクターヘリ等を活用した広域搬送体制の確立とあわせて、管内医療機関への救急搬送受入体制の充実強化に努めてまいります。

町の防災行政無線整備については、測量設計等の準備が整いましたので、本年度から工事に着手をいたします。

交通・防犯対策については、計画的な交通安全施設の整備を行うほか、関係機関と連携し、町民の安全安心の確保を図ってまいります。

また、あらゆる消費生活相談に対応するため、引き続き消費生活相談員を設置し、サロン等による消費者啓発等に努めてまいります。

次に、「まちにぎわうさつまを目指して」第1に「価値ある資源を生かされるまち」であります。

本町の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢は、過疎・高齢化による農業後継者や担い手の減少が進む中、TPP交渉の大筋合意による協定発効に向けた動きが一層加速していくことが予想されます。これからの農業・農村の維持、存続に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

このような中、国では攻めの農林水産業への転換を図るため、担い手の育成と農地集積や施設整備等による規模拡大並びに収益力、生産基盤の強化による国際競争力の強化対策などを進めることとしています。

町としましても、農業者が夢と希望を持てる農政新時代を創造していくため、国、県の施策等を活用するとともに、営農専門指導員を設置し、積極的な取り組みを進めてまいります。

中山間地域等直接支払制度については、第4期対策として、引き続き本制度を有効活用し、農業生産の維持を通じて、多面的な機能の確保と地域の活性化を図るための支援を行ってまいります。

す。

水田・畑地農業対策については、引き続き経営所得安定対策制度の利用促進を図り、農業者の所得安定化対策に努めてまいります。

本町のすぐれた農産物については、産地化を図り、農家所得の向上を目指した地域特産品の6次産業化を推進するため、農産物加工、流通及び販売等の支援も行うとともに、地元教育機関等とも連携し、地域特産品を使った新商品開発や企業とのネットワークを活用した農産物の販路開拓に努めてまいります。

また、JA北さつまを核としながら、近隣自治体等との連携による薩摩のさつまブランド確立と販売戦略を推進してまいります。

町農業の基幹作目であります畜産につきましては、飼養頭数並びに飼養農家数が減少傾向にあることから、引き続き、生産者、関係機関・団体が一体となって振興に努めてまいります。

中でも肉用牛については、薩摩中央家畜市場の年間子牛取引価格が全国トップクラスを維持していることから、今後におきましても、TPP対策も含めた畜産クラスター事業の導入、あるいは優良雌牛の保留導入事業等による増頭対策を推進し、子牛生産地の維持拡大を図りながら、さつま牛ブランドの確立に努めてまいります。

安心安全で環境にやさしい食の供給対策としまして、家畜衛生体制の確立とトレーサビリティの導入や環境にやさしい環境保全型農業を推進してまいります。

また、地場農産物の学校給食への提供と直売所等への流通を促進し、地産地消に努めてまいります。

農作物への鳥獣被害対策については、防御と捕獲の両面から推進してきておりますが、引き続き、国、県の事業を活用して、被害防止に努めてまいります。

また、地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策にも取り組んでまいります。

次に、継続的な農業を実現するために、新規就農者の掘り起しを積極的に進めるとともに、農業後継者や集落営組織等の地域の担い手の確保に努めます。

特に地域農業を支える認定農業者等の育成を図るため、農業用機械等の購入支援を行ってまいります。

農業基盤の整備でありますが、本年度は県営で、中山間地域総合整備事業ほか4事業で9地区を、団体営では、農業基盤整備促進事業と農業農村活性化推進施設等整備事業をそれぞれ1地区実施してまいります。

次に、林業関係でありますが、農林水産業、地域の活力創造プラン等の方向性を踏まえ、林業の成長産業化の実現に向けて、本年度も集約的な森林施業の推進や効率的な路網整備の促進に努めてまいります。

また、竹林整備のよりよい支援を通して、竹林改良を促進し、さつまタケノコの生産拡大を図り、竹の産地づくりに努めてまいります。

次に、商工業振興については、新規参入者に対しては、支援事業の拡充を図るとともに、商工会や金融機関等の創業支援機関で構成するさつま町創業支援ネットワークによる一体的・継続的な支援を行うほか、空き店舗対策事業やイベント開催支援事業を創設し、商店街の活性化を図ってまいります。

次に、観光振興につきましては、川内川を中心に、鶴田ダムやホタル舟、スポーツ合宿、グリーンツーリズム、良質な泉質を誇る温泉、ガラス工芸など、地域の豊富な資源を組み合わせた観光メニューづくりと、SNS等を活用した情報発信の強化及び交流人口の増加に努めるとともに、これらの受け皿としての観光特産品協会の機能強化や、新たに地域おこし協力隊を設置する

など、関係事業への支援を進めてまいります。

平成27年度に実施したソラシドエア機体活用プロジェクト「空恋」と連携したプロモーション活動を展開してまいります。

また、町の玄関口としての宮之城鉄道記念館のバスター・ミナル機能強化など、観光拠点施設の再整備等について検討してまいります。

次に、地方創生を担う就業の場を確保するため、引き続きトップセールスなど、町内誘致企業やハローワークなどとの密接な連携、情報共有を図りながら、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

移住・定住促進対策につきましては、未分譲住宅団地の早期販売促進のほか、移住者の住宅取得やリフォーム等に対する支援、また、さつま町での暮らしを体験してもらう取り組みなどにより、移住者を受け入れやすい体制の構築に努めてまいります。

ふるさと回帰支援センターや各種イベントでの移住・定住セミナーに積極的に参加し、移住・定住情報の発信強化に努めてまいります。

第2に、「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭が教育の出発点であるとの認識のもと、さつまの日の活用や社会教育委員の会議などの協議等を踏まえながら、原点であります家庭教育の支援・充実を図ってまいります。

また、青少年育成町民会議を中心に、各種団体との連携を図り、さつまふるさと体験塾による中種子町、鶴田町との青少年交流事業や親子での体験活動を通じて、郷土に対する愛着や生きる力を醸成し、青少年の健全育成に努めてまいります。

町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めていくために、幅広い分野にわたる各種講座を開設するとともに、県主催の学習講座の誘致に努めるなど、魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。

地域活力の源である区公民館や公民会の自治活動については、運営活動補助や地域担当職員を中心とするサポート体制の充実など、地域コミュニティーの活性化支援に努めてまいります。

心豊かで潤いのある生活を営むための読書活動については、さつま読書の勧め等の活用を図るほか、学校や図書室における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業を始め、こども図書館開館5周年記念イベントなど、さまざまなイベントを実施しながら、学校はもとより町民運動として進めて広く町民が本に親しめる機会を増やしてまいります。

文化の振興については、町民の芸術文化への認識を高めるため、吹奏楽フェスタや美術展を開催し、誰もが芸術文化を体験できる環境づくりに努めてまいります。

宮之城文化センターについては、施設の老朽化により、イベントの開催にも支障を来しており、新館建設に向け、長期的視点に立ち、計画の検討と資金の準備を始めてまいります。

文化財については、所有者の協力を得ながら、適正な保存管理に努めるとともに、文化財ボランティアの充実を図り、学校や地域の学習に積極的な活用に取り組んでまいります。

また、宗功寺墓地については、国指定文化財を目指して、新たな事業の取り組みを始めてまいります。

スポーツ振興については、平成32年に鹿児島県で開催される第75回国民体育大会に向けて準備体制を整え、競技団体その他関係機関・団体等との協議を進めてまいります。

また、企業と連携したスポーツイベントの開催や町民総参加のスポーツ活動、生涯スポーツの推進により、町民の健康、体力づくりと競技力向上に努めてまいります。

第3に「みんなに優しく魅力あるまち」であります。

道路は地方創生の基盤であり、地域経済、教育、医療、福祉など、生活環境の向上に資する最も基礎的な社会資本であります。活力ある地域づくりを推進し、地域が安全で安心できる社会の実現を図るため、地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら、計画的な道路整備に努めるとともに、幹線道路ネットワーク構築のために、地域高規格道路、北薩横断道路の早期開通に向けて、関係機関との連携を図りながら、引き続き最大限の努力をしてまいります。

北薩広域公園の整備促進については、本年秋ごろには整備中のテーマゾーンが開園予定であり、引き続き歴史ゾーンの整備が計画的に進むよう要望してまいります。

また、川内川を核とした新たな観光、地域振興資源としての整備については、川まちづくり推進協議会と連携を密にしながら、総合的に進めてまいります。

町内の公共交通対策については、平成24年度から全町的にコミュニティーバスや乗り合いタクシーによる運行を行い、交通空白地は解消され、利用者も定着しつつありますが、変更要望のある路線については、利用者や事業者等の御意見もいただきながら、見直しの検討を行うなど、利便性を高め、利用促進を図ってまいります。

町営住宅については、適正な維持管理を行い、悪質な住宅使用料滞納者に対しては、社会的公平性を保つために、法的措置も視野に入れて、正しく対処をしてまいります。

また、老朽住宅の更新を図るために、五日町団地の建てかえ事業の設計に着手いたします。

住宅リフォーム支援事業補助については、引き続き実施し、町民の良好な住環境の向上と地域経済活性化に努めてまいります。

また、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、空き家等の所有者が自らの責任において的確に対応することを前提とした条例を制定をいたしまして、空き家の適正管理に対する町民の意識啓発に取り組むとともに、危険家屋の撤去補助のほか、空き家等住宅リフォーム助成等の空き家情報バンクと連携しながら、効果的で実効性のある総合的な空き家等の対策に取り組んでまいります。

次に、「自然潤うさつまを目指して」。

第1に、「豊かな自然を守り水と緑に癒されるまち」であります。

19の公民館で作成しております人・農地プランについて見直しを推進し、県及びJA北さつま等関係機関と連携し、農地中間管理事業等を活用しながら、担い手への農地の集積を図り、地域農業の活性化と合理化に取り組んでまいります。

次に、健全な農村環境を維持して行くため、多面的機能支払交付金に取り組む組織の活動支援を行ってまいります。

また、将来にわたり森林の恩恵を享受することができる健全な森林を育成し、次世代に継承する取り組みを進めてまいります。

第2に、「ふるさとを見直し資源を大切にするまち」であります。

生活環境対策については、関係部署・機関と連携し、さまざまな問題に迅速かつ丁寧に対応し、生活環境の保全に努めてまいります。

ごみ対策については、出前講座等あらゆる機会を捉え啓発に努め、引き続きリサイクル資源の分別の徹底、ごみの減量化、不法投棄防止の強化に取り組んでまいります。

環境センター及びクリーンセンターの施設の維持管理については、効率的な更新整備を図りながら施設の延命化を図るべく、メンテナンス及び予防保全の徹底に努めてまいります。

最後に、「みんなで紡ぐさつま町を目指して」。

「語らいで育む連携と役割を担うまち」であります。

町民を対象にしたアンケートやまちづくりワークショップなど、広く町民から御意見をいただ

いてまとめた第2次総合振興計画がいよいよ本年度からスタートいたします。

計画的行政推進につきましては、平成27年度策定いたしました第2次さつま町総合振興計画の前期基本計画5カ年の初年度であることから、年内をめどに、各区公民館ごとにまちづくり座談会を開催して、地方創生や総合戦略案、総合振興計画の各種プロジェクト等の丁寧な説明を進めながら、まちの将来像であります「ひと・まち・自然みんなで紡ぐさつま町」の実現に向け、総合戦略と連動した重点プロジェクトを中心として、オールさつまで各種事業に積極的に取り組んでまいります。

また、計画行政という視点からは、事務事業評価を機能させるため、組織機構の見直しに合わせまして、予算編成と事務事業の進行管理、そして、検証と見直しまでの、プラン・ドゥー・チェック・アクションのマネジメントサイクルを意識しながらの運用を図ってまいります。

第3次さつま町行政改革大綱につきましては、平成27年度策定しました行政改革推進計画に基づき、これまでの達成事項の指標を検証しながら、行財政全般における事務事業の合理化はもとより、公共施設の譲渡や貸し付けなど、引き続き積極的に推進を図ってまいります。

行財政につきましては、これまで交付税の縮減に備え、行政改革を推進して財政の健全化に努めてまいりましたが、公債費や人件費の削減も落ちつきをしつつあると考えております。

今後は、公共施設等の管理等について、本格的な見直しが迫られると考えており、国においても、市町村に公共施設等総合管理計画の策定を義務づけ、施設の長寿命化や整理・統合等が改めて推進されているところであります。

本町でも、既に健康ふれあいセンターや観音滝公園内の施設など大型の施設につきましては、譲渡や貸し付けに関する公募を行いましたけれども、応募者はなく、引き続き指定管理者による管理となったところであります。

しかしながら、今後の財政状況等を考えるとき、公共施設の維持管理は大変重要な課題でありますので、公共施設等の総合管理計画の策定とその推進についても、しっかり対応しながら、財政の健全化へ継続して取り組みを進めてまいります。

次に、平成28年度予算編成の概要について申し上げます。

国会の召集が年明けになったことから、国の予算編成作業が大幅におくれることとなりました。政府は、アベノミクス効果の地方への波及を目指すとともに、平成28年度予算の目玉事業として一億総活躍社会の実現を掲げ、また、この前倒しとも言える平成27年度国の補正予算では、低所得の高齢者向け臨時交付金や子育てあるいは介護の支援、TPP対策関連などが盛り込まれたところであります。

国の予算は、一億総活躍社会や地方創生関連施策のほか、新たな高齢者支援や子育て、介護など、膨らみ続ける社会保障関連経費等には重点的に配分されておりますが、その他の経費については幾分圧縮された形となっております。

平成28年度地方財政対策におきましては、前年度と同様に通常収支分と東日本大震災分とに分類をして、通常収支分の歳入歳出規模は、前年度比で0.6%の増、また、一般財源総額は0.2%増が確保をされたところであります。

平成28年度当初予算の編成作業に当たりましては、国のこういった予算編成がおくれたことによりまして、地方財政対策等の詳細というのが定まらない中でのこの作業になったところでございます。普通交付税における合併算定がえの段階的な縮減と、国勢調査結果によります人口減などの影響が大きく、非常に厳しい予算編成となつたところであります。

そこで、事務事業の評価の検証結果を踏まえまして、既存事業の廃止など事業の選択と集中を念頭に置きながら、平成27年度の国の補正予算への対応などを初め、第2次総合振興計画やま

ち・ひと・しごと創生総合戦略を実行に移す初年度と位置づけるとともに、マニフェストを基本に据えて、これらを総合的に調整しながら新規事業へも取り組み積極的な予算措置に努めたところであります。

特に地方創生の総合戦略としましては、3億7,000万円を計上いたしました。

この結果、さつま町の一般会計予算の総額は135億6,800万円となり、前年度と比較しまして7億8,500万円の6.1%の増となりました。

全体概要を目的別、性質別に見ますと、公債費が1億3,200万円、人件費が1億7,500万円、教育費が、学校統合等の影響により1億600万円、それぞれ減となったところであります。

その一方で、TPP対策としての畜産クラスター事業など、大型事業による農林水産業費が6億800万円、本年度から継続として着手する防災行政無線のデジタル化等による消防費が3億8,800万円、道路橋梁費の整備等による土木費が1億4,300万円、社会保障関連経費の民生費が7,000万円それぞれ増となるなど、住民生活に密着した事業や制度改正等を踏まえた編成としたことから、実質的には前年度を大きく上回る予算規模となりました。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が68億5,167万4,000円、50.5%、1億6,993万3,000円の減。主な要因としましては、公債費及び人件費の減であります。

投資的経費が16億4,795万1,000円、12.1%の伸びで6億539万7,000円の増。主な要因としましては、防災行政無線のデジタル化や消防本部の庁舎改修工事等の増であります。

また、物件費などその他の経費が50億6,837万5,000円、37.4%で、3億4,953万6,000円の増となっております。

歳入におきましては、景気回復の兆しはあるものの、法人町民税率の引き下げ等によりまして、町税が7,120万8,000円、3.4%、地方交付税が5億7,288万4,000円、10.7%の減となっております。

その一方で、繰入金が財政調整基金繰入金等によりまして、1億8,815万3,000円、25.6%、県支出金が畜産クラスター事業等により5億4,483万3,000円、50.4%、国庫支出金が障害者福祉費等によりまして、9,166万9,000円、7.4%、町債が防災行政無線デジタル化等によりまして4億4,110万円、50.4%、それぞれ増となったところでです。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が39億5,011万1,000円で29.2%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が96億1,778万9,000円で70.8%となっております。

町税や地方交付税のさらなる減少など、今後においては、ますます依存財源に頼らざるを得ない状況が予想されます。財政運営を取り巻く環境は、歳出面では膨らむ社会保障関連経費に合せて、国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金、公共施設の營繕など深刻な課題に直面しているところであります。

一方、歳入面では、普通交付税が合併算定がえの段階的縮減の期間に入り、この縮減に合せて、平成27年度の国勢調査結果による人口減少等に伴う測定単位等の減を考慮しますと、全体的にはこれまで以上に厳しい局面を迎えると危機感をいだいております。

このようなことから、限りある財源を最大限活用できるスクラップ・アンド・ビルトを徹底をいたしまして、さらに踏み込んだ行財政改革を進めながら、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略及びマニフェストの推進を基本に、活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、特別会計の関係であります。国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業を取り巻く環境は、高齢化の進展、医療技術の高度化等によりまして、県内でも1人当たりの医療費が高い自治体へと推移をいたしております。極めて厳しい財政運営が強いられているところであります。

平成27年度は、国保財政の健全化と負担の公平化を目指して、保険税を引き上げる改正を行いましたけれども、独自の財源で運営することが難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営が続いております。

国においては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、医療費水準及び所得水準等を反映した負担が課せられる見込みとなりますことから、国の動向に注視しながら、財政状況を把握・分析し、財政基盤の安定に努めてまいります。

このような中、本年度の予算総額は38億8,975万4,000円、前年度当初予算と比較して1億5,890万1,000円の増となったところであります。

本年度も、引き続き高い特定健康診査の受診率を達成しまして、これによって得られた個人の健康に関するデータを十分活用し、特に生活習慣病の疾病状態によって保健指導をレベル対象者ごとに定めて、徹底した個別指導や訪問活動に力を注いで、対象者の生活改善や健康維持・増進に引き続き努めてまいります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は3億3,715万円で、前年度当初予算と比較して、212万3,000円の増となっております。

市町村業務であります届出等の受付事務、保険料の普通徴収業務など、正確に実施いたしまして、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度は、第6期介護保険事業計画期間の2年目の年になります。昨年、介護報酬のマイナス改定によりまして、給付費はある程度の抑制がなされてまいりました。本年度は、制度改革に伴う介護予防日常生活支援総合事業の取り組みを行うため、保険給付と地域支援事業に係る組みかえ、在宅医療介護連携推進事業等の新規事業を行うものであります。

このため、本年度の予算総額を33億8,190万5,000円とし、前年度対比1億5,280万5,000円、4.7%増となっております。主には、地域支援事業に係る総合事業の取り組みによるものであります。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、新総合事業の取り組みを進め、あわせて高齢者の社会参加を図りながら、安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は4,870万5,000円で、前年度対比257万4,000円、5.6%の増となっております。施設の適切な維持管理に努めるとともに、機能保全対策の一つとして昨年度実施しました機能診断調査の結果をもとに、最適な整備構想の策定を進めてまいります。

次に、水道事業についてであります。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインであり、安全安心な水を安定して供給するため、水道施設の適切な維持管理や整備・改良に努めてまいります。

また、小規模な水道事業の経営環境は厳しくなる中で、国におきましても、簡易水道事業の統合が推進をされております。

本町でも、これまで事業統合を進め、現在、2つの上水道事業で運営しておりますけれども、今後、水道料金の統一を含めまして、町内1水道事業への統合を進めてまいります。

次に、上水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量を給水件数4,603件、総給水量97万2,750立方メートルを予定し、予算額を収益勘定で収入総額1億5,001万2,000円、支出総額1億4,160万円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額178万8,000円、支出総額8,539万8,000円と定め、不足する額8,361万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

次に、第2上水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務量を給水件数5,600件、総給水量118万2,800立方メートルを予定し、予算額を収益勘定で、収入総額2億8,104万2,000円、支出総額2億6,692万1,000円と定めております。

資本勘定においては、収入総額1億2,257万円、支出総額2億6,086万6,000円と定め、不足する額1億3,829万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

主な事業としましては、中央監視システム整備事業を初め、安定供給を図るため、水道施設の整備・改良を進めてまいります。

以上、平成28年度の町政運営についての私の基本的な考え方と各会計当初予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、予算案以外の各議案について、提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」であります。

これは、行政不服審査法の施行に伴いまして、新たに設置するさつま町行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

これは、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」であります。

これは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」であります。

これは、さつま町学童館設置に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」であります。

これは、さつま町有線放送施設を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」であります。

これは、さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館を紫尾区公民館に譲渡することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」であります。

これは、さつま町ガラス工芸館を譲渡することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に

に関する条例の全部改正について」であります。

これは、地域密着型通所介護の創設による指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の全部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方公務員法の人事行政の運営等の状況の公表に関する規定の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、滯納整理指導官及び農林業振興プロデューサーを廃止し、営農専門指導員、地域おこし協力隊員及び行政不服審査会委員を設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町長等の期末手当の支給率を一般職に準じて改正しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方公務員法等の一部改正に伴い、等級別基準職の表を規定するほか、制度等の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

これは、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、閉校となる小学校体育館を社会体育施設に転用することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町健康ふれあいセンターの休館日等の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、介護保険法施行令の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町柊野農村広場を柊野区公民館に譲渡することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、消防法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、別府原団地の用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第35号 建物の無償譲渡について」であります。

これは、さつま町ガラス工芸館を無償譲渡しようとするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

最後に、「議案第36号 土地の無償貸付について」であります。

これは、さつま町ガラス工芸館の無償譲渡に伴い、施設敷地を無償貸し付けしようとするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（崎野 裕二君）

「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」御説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（杉水流 博君）

「議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」概要の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」につきまして内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（中窪 啓二君）

「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げたいと思います。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

次に、「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の全部改正について」御説明を申し上げます。

る条例の一部改正について」の内容の説明を引き続きさせていただきたいと思います。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（上野 俊市君）

それでは、「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（若松 良尚君）

議案第26号、議案集の26ページでございますけれども、「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○建設課長（三浦 広幸君）

「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時04分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について、当初予算書と企画財政課が作成しました平成28年度当初予算案概要資料に基づいて説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

続きまして、「議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、当初予算書と先ほどと同様、企画財政課が作成しました概要資料に基づいて説明のほうをさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げたいと思います。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

それでは、「議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（岩元 義治君）

次に、「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第35号 建物の無償譲渡について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

次に、「議案第36号 土地の無償貸付について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております。各議案に対する質疑は、3月9日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問の人数次第では、各議案に対する審議を3月8日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第38 「議案第37号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第38 「議案第37号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第37号 町道路線の廃止又は認定について」であります。これは道路改良及び道路台帳整備等に伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、路線を廃止または認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第37号 町道路線の廃止又は認定について」内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第37号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

△日程第39 「議案第40号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第39 「議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、日高昭治氏が平成28年6月30日付をもって、任期満了となることに伴い、新たに山口良一氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。「議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後2時10分とします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時07分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第40 「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」、日程第41 「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第40 「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」及び、日程第41 「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」の議案2件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」であります。

これは、第2次さつま町総合振興計画基本構想を定めようとするため、さつま町議会の議決すべき事項を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」であります。

これは、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限延長に伴い、同法第6条第1項の規定に基づき、新たにさつま町過疎地域自立促進計画を定めようとするため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

次に、「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの議案2件に対する質疑は、3月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第42「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第43「報告第3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」日程第44「報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第42「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」から、日程第44「報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」までの、報告第3件を一括して議題とします。内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、それから「報告第3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」及び「報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

それでは、別冊の報告第2号をごらんください。平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）についてであります。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

次に3ページ、報告第3号をごらんください。平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）についてであります。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（羽有 郁夫君）

次に4ページ、報告第4号をごらんください。平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算についてであります。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告3件に対する質疑は、3月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第45「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第45「陳情について」であります。本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月7日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時38分

平成28年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成28年3月7日

平成28年第1回定例会一般質問

平成28年3月7日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(3) 宮之脇 尚美	<p>1 各地区公民館運営の支援について 公民館長の業務は、地域行事の運営や行政からの依頼など多忙を極めている。これらの業務軽減を図る観点から、公民館役員の事務補助と兼ねて行政の連絡調整を行う補助者を配置する考えはないか伺う。</p> <p>2 指定管理者制度の運用について (1) 指定管理施設に災害等の不測の事態が生じ、休館等を強いられた場合の契約条項はどのようにになっているのか。また、この場合の指定管理料はどのように取り扱うのか伺う。 (2) 指定管理施設設備の修繕料に対する定義をどのように定め、運用を行っていくのか伺う。</p> <p>3 町総合振興計画等について (1) 28年度から新たな町総合振興計画、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの計画を基本として町政の振興発展を目指すことになるが、本町の将来を想像した場合、最も重点的に取り組むべき事項は何であると考えているのか伺う。 (2) 各種事務事業の推進を図っていくための国、県の財政支援等はどのようになるのか、また、全般的な財源確保はどのように考えているのか伺う。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 農業政策について (1) 「農政新時代」の創造を掲げ、営農専門指導員を設置する計画であるが、その活動内容と営農への波及効果をどのように捉えているのか伺う。 (2) 「薩摩のさつま」のブランド確立を図り、販売力を高める施策を講じられてきたが、その効果並びに品目はどのようなものか伺う。 (3) 新規就農者への支援、所得安定化対策の更なる施策について伺う。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
3	(2) 木下 敬子	<p>1 観光振興対策について</p> <p>(1) 交流人口の拡大を図るための地域の活性化支援に対する取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 「さつま町を知るツアー」の状況について伺う。</p> <p>(3) 宮之城鉄道記念館の今後の利活用について伺う。</p>
4	(9) 木下 賢治	<p>1 学校再編準備委員会の協議経緯について</p> <p>(1) 当初、議会への状況報告、提言の聴取など連携を自ら約束されたが実施されなかつたのは何故か。</p> <p>(2) 会議録の閲覧をさせてもらった。委員から多くの提言があつたが殆んど対処されていないが何故か。</p> <p>(3) 会議録のあり方について伺う。</p> <p>(4) 審議誘導と感じられるが、そうでないと言い切れるのか。</p> <p>2 第2次学校再編計画の策定について</p> <p>(1) 先ずはこれまでの中学校再編準備委員会の経過をどのように受け止めているのか伺う。</p> <p>(2) 周辺市町の学校再編の形が見えてきたが、それらの判断を町長はどのように受け止めているのか伺う。</p> <p>(3) 学校の配置構想は町の形でもあるので町長がすべきと思う。 2次計画は28年度に検討するとなっており、施政方針で取り組んで行くと示されているが、具体的な取組み体制は示せないのか伺う。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
5	(11) 米丸 文武	<p>1 森林・林業の振興策について</p> <p>(1) 森林・林業の現状について伺う。</p> <p>① 森林・林業の現状をどのように捉えているか。</p> <p>② 民有林の所有者が、森林に対してどのように考えていると判断されているか。</p> <p>(2) 再造林について伺う。</p> <p>① 県は循環型森林経営を進めようとしているが、再造林について所有者はどのように理解していると判断されているか。</p> <p>② 再造林を進める上で、苗木や作業従事者などの体制について、どのように捉えているか。</p> <p>③ 町として再造林推進について、どのような施策を考えているか。</p>
6	(7) 岩元 涼一	<p>1 原発対策について</p> <p>九州電力は、川内原発再稼動の前提となる審査で新設するとしていた免震重要棟の建設を見送り、耐震施設で代用したいとしている。この方針転換について、町長はどのように受け止めているのか見解を伺う。</p> <p>2 ふるさと納税について</p> <p>納税者が自ら納付先を選べるふるさと納税が増えてきている。本町もJA北さつまと連携して取り組むことであるが、現在の状況と今後の方向性について伺う。</p> <p>3 学校再編後の地域振興策について</p> <p>地域の象徴的存在である小学校が無くなることは、対象地域に大きな影響を及ぼすことになると思われる。跡地利用を含めて今後どのように地域振興を進める考えか伺う。</p>

平成28年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成28年3月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男君
議事係主任	神園大士君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	副町長	紺屋一幸君
教育長	東修一君	総務課長	崎野裕二君
企画財政課長	押川吉伸君	財産管理課長	小永田浩君
農政課長	上野俊市君	担い手育成支援室長	村山茂樹君
耕地林業課長	杉水流博君	商工観光課長	羽有郁夫君
教育総務課長	角茂樹君	学校教育課長	佐々木好彦君
学校教育指導監	平力君	社会教育課長	中窪啓二君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、3番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

[宮之脇尚美議員登壇]

○宮之脇尚美議員

おはようございます。それでは、以前に通告をしておりましたが、この順番に従って町長に、あるいは教育委員長に質問をさせていただきたいと思います。

その前に、白男川小学校、平川小学校、閉校式に出させていただきましたが、皆さん非常に一抹の寂しさというのを感じられたということで、私も議会としても、やはり地域の振興のために、廃校される地域については、特に出身議員がいらっしゃいませんので、またそれぞれ事あるごとに気を配っていきたいというようなふうに決意いたしたところでございます。

それでは、早速でございますが、質問をさせていただきます。

まず、1番目の各地区公民館運営の支援についてということでございます。

この公民館制度につきましては、昭和60年ごろから制度改正をいたしまして、区公民館長、あるいは行政推進員として、さらにまた集落ごとに公民会行政連絡員、あるいは公民会長として業務をお願いをしながら、これまで運営がなされてきているところでございます。

特に、公民会長の場合には、大体2年から3年ごとに交代されるところがほとんどの地域であるわけでございますが、特に館長は最近はやはり2年で交代をされるという地域もあるようでございまして、非常に引き継ぎ、あるいは行政推進を図る上でもなかなか行政の方々もいろんな面で浸透せずに困っていらっしゃるということもあるようでございます。

館長さん方と少し話をする機会がございましたので、いろいろ御意見も伺ったところでございますが、事前に質問にございますように、非常に年度末を控えて資料作成が大変であるというようなことであるようでございます。

窓口職員もあらかじめ行政のほうで早くから取り組んでいらっしゃいまして、それぞれの行事、そういう職員の皆さん方がいろいろなイベントに協力をしながら運営がされているというのが実態じゃないかというようなふうに思いますし、また、現に私どもの地域でも、佐志地域でも一生懸命各イベントには職員の皆さん方が出てきて協力をいただいているところでございます。

ただ、この制度切りかえを行った時点で、行政推進員と公民会行政連絡員、この業務については行政が直接末端組織への連絡、あるいはお知らせ手段を図っていくということで分けたらどうかという意見もあったわけでございますが、やはり自治組織としての機能と末端行政としての組織機能があると、あわせもっておるものですから、なかなか切り離すのが難しいというような意見もありますし、それぞれ二面性を持つわけですが、町からの委嘱と、それから公民会の選挙あるいは推薦による両者のかけ持った業務というのがこれまで流れてきている状況にございます。

そういう中で、やはり先ほど申し上げましたように、非常に多忙を極めていらっしゃる館長さん方ですが、やはりこういう機会にぜひ窓口職員もなんですかけれども、やはりこの窓口職員にも頼みにくいといいますか、こういう繁忙期になりますとどちらもお忙しいわけで、資料等の作成については非常に頼みにくいと、あるいは調査をしなければならないというようなこともありますし、ぜひここら辺については配慮をいただけないだろうかと、あるいは週に1日でも2日でもいいと、いろんな関係者への通知文の作成とか、あるいは資料の作成とか、年間からしますとかなりな量になるわけでございますが、ぜひここら辺についてはお願ひをしたいというようなことでございました。

特に、佐志と山崎は、条例公民館の廃止ということでの提案も数年前にあったようでございますが、そういうものを含めても、やはり全体的に、ぜひ公民館運営、そのものがうまくいきますように、そこら辺についてぜひ配慮を願いたいと、これについては本日、教育委員長がいらっしゃいませんが、教育長のほうからでも結構ですけれども、基本的な考え方でよろしいですので、ぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

2番目に指定管理者制度の問題でございます。これについては昨年の12月議会で既に指定管理者が指定をされまして、ことしの4月からまた新たに運営をされていくわけでございます。

指定管理者制度をとってから既に10年が経過するわけでございますが、この中でいろいろ施設のふぐあいとか、あるいは災害等の関係でございますけれども、不測の事態というのが時折発生をいたしております。

特に、公募型でやりました健康ふれあいセンターですか、あびへる館と、それから観音滝、これについては温泉施設を持っておりますので、特に温泉というのは、本町の場合にはどこでも温泉が出るわけでございますが、ポンプの修理の関係とか、あるいは配管の不都合による給湯を停止せざるを得ないといふ状況もこれまで発生しているようでございまして、非常に難しい運営がされているようでございます。

そういう不測の事態が生じた場合、あるいは不測の事態というのは災害も当然ございますし、また、機械の老朽化等によって停止をせざるを得ないという状況もあるかと思うんですけれども、この場合におきます委託契約をされると思うんですが、契約条項はどのようになっているのか、まずこの1点ですね。

それから、指定管理料をその際にどうされるのか。休館が1カ月程度ならまだしも、2カ月も3カ月も、それ以上になりますと余計ですが、利用料金が指定管理者にとっては入らないわけでございます。基本的な管理運営というのは行つていかなければなりませんので、休業したからお金が要らないということではございません。人件費も当然必要ですし、電気料金、水道料金、基本料金等については当然支払わなければならぬ実態というのがございまして、そのほかいろいろな照明とか、そういうものもあるわけでございますが、やはり全く休館をしているから、あるいは一部の施設を休んでいるからそのままに置いておくというわけにもいかないわけでございますので、そこら辺がどうなるのかということをお尋ねしたいと思います。

指定管理者の関係で2点目でございますが、指定管理料の修繕料はこれまで20万円という一つの線で運営されてきて、20万円以下については1件当たり20万円ということになるかと思うんですけども、指定管理者のほうでそれについては支払うと、通常の修繕料でございますが。あるいはまた、20万円を超えた場合には町のほうで協議の上、町のほうで修繕料等については見ましょうというふうなことになっているわけですけれども、この20万円というのが他の市町を見てみると、隣接の主に市でございますが、やはり本町と違いまして取り扱いがバラバラでございます。本町よりも多額を持ち出さなければならないところ、あるいは年間を通じて精

算をされて、指定管理者に対しては一定の金額を負担をいただきて、残りについてはその自治体が、委託をしている自治体が面倒を見るというようなこともあるようでございますが、本町の場合、この4月から従来どおりの運営なのか、あるいはまた新しくそういうことについて柔軟に、あるいは弾力的に運営をされる考え方があるのか、そこら辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、3点目でございます。これについては非常に大きな課題でございますが、町長もかねがねから選択と集中という言葉をよく口にされております。これは当然だろうと思います。

非常に財源的には厳しい中で、幅広く事業を展開されておりますから、そういうことが必要かと思いますし、特に今子供の支援の関係とか、あるいは高齢者対策、その他、災害等に対する住民の避難計画とか、いろんな普段、これまでかつてないような業務というのが幅広く展開されておりまして、そういう部分では目に見えない負担というのも大きいんじゃないかなというふうに思うところでございますが、今回新たに総合振興計画、それから過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生戦略の3つの計画というのが同時にスタートするわけでございます。

特に、この地方創生に伴いますまち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、中身を見てみると、非常に身近な問題も計画をされているようでありまして、ぜひこれらの実現に向けても努力をしていただきたいなというふうに思うところでございますし、また、過疎地域自立促進計画の中では、やはり過疎債が適用されますから、後年度交付税等でも財源措置がされるというふうに思っております、従来から各町、旧町とも合併前の町からもですが、どこも活用しているというような実態があったようでございます。

本町の場合に、町長がそういう選択と集中という言葉を口にされておりますが、今回の3つの計画の中で、ぜひこれだけは徹底してやっていきたいという思いがあられれば、そこら辺をぜひお話しいただければというふうに思うところでございます。これについては町長にお伺いをいたします。

それから、2点目でございます。

各種の事務事業については、これまで先ほど言いましたように、幅広く展開をされてきておりますが、単独事業というのも非常に増えてきておりますけれども、やはり国、県の財政支援というのが、やはり国の財政難の中で、だんだんだんだん補助金等も少なくなりますし、またそういう助成金等も一定の条件が、従来は緩和されておりましたけれども、最近は厳しくなってきてるというようなことでございます。

やはりその一例をとってみましても、佐志地区で申し上げますと、用水路、排水路、非常に多面的機能の集落支払制度ですか、そういう集落でもって維持補修をやっていらっしゃいますが、やはりその地域の土地改良の方々というのは、いわゆる60を過ぎた、60代、70代の方々で、そういう方々が作業しても、なかなか水路等については補修等が厳しい面があると、一部には業者に手伝ってもらってやっていらっしゃる実態もあるようでございますが、それについては元気な方々でありますから、少しずつやっていただければいいと思うんですけれども、やはりそういう財政支援のあり方というものについても、TPPも当然今後推進をされていくということで、農業関係については20数年、30年近くかかるて関税をゼロにするんだというふうな言い方があるわけですが、米を主流にした本町の場合には非常に厳しいことが想像をされます。

畜産は割と多頭飼育の方々もいらっしゃいますので、しかも本町の場合には薩摩中央家畜市場が県内でも、全国でもトップクラスにある取引をされておりますので、そういう面では畜産の関係については大規模な飼育をされている方々というのはある程度経営がなっていると。ただ、個人で生産をされる二、三頭飼育の小規模の方々、こういう方々が年々年々少なくなっています。

やいます。

そういうことで、非常にそういう点ではいろんな支援というのも必要かといようなふうに思いますし、またそこら辺についても今後町としていろいろ補助金等もあるわけですが、もう少し掘り下げた形での実態というのを見ながら、やはりやる気のある方々をもうちょっと支援していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと余談になりましたが、この各種事務事業の推進を図っていく上で、この3つの計画の関係でございますが、国、県の財政支援等の見通し、それから全般的な財源確保、これは一般財源は当然町民税も今回は当初予算ではまだ減額になっておりますけれども、そういうものを見越した上でどのように考えて確保されていくのか、そういうことをお尋ねをしたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

[宮之脇尚美議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。トップバッターの宮之脇議員のほうから御質問をいただきましたので、町長のほうからの答弁について、お答えをさせていただきます。後ほど教育長のほうからは関係の部分を答弁をさせてもらいます。

まず、指定管理制度の運用についてということでございます。その中で、1点目の指定管理施設に災害等の不測の事態が生じ、休館等をした場合、契約条項はどのようにになっているのか。また、この場合、指定管理料はどのように取り扱うのかという御質問でございます。

指定管理者のこの基本協定書でリスク分担及び不可抗力によりまして発生をいたしました費用等の負担の条項を定めているところでございます。

このリスク分担の取り決めの中で、災害等で町とか、あるいは指定管理者のいずれかの責任にも帰すことのできない自然的、または人的な現象を伴う施設整備の修復による経費の増加とか、あるいは事業履行の不能の場合につきましては、町の負担ということにいたしているところであります。

また、この場合、指定管理料につきましてはどうなるのかということでございますが、不可抗力についてはいろいろなケースがあると考えられます。協定書のこの条項で指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度委託者、町のほうと指定管理者、両者で協議を行うということで、その上で変更の手続を行うということにいたしているところでございます。

こういった不可抗力の関係での変更というのは、過去、災害とかそういうことはちょっとなかったかと思いますけど、ただ、過去、観音滝公園の滝の宿のポンプが壊れまして、これを入れかえるために、非常に深井戸の関係がございましたので、これについては海外のほうから取り寄せるということがございまして、相当な期間を要して、その間、やはり滝の宿におきましては、そういった不測の事態になりましたので、その辺については町のほうで燃料の対応とか、いろんな助成も支援もいたした経緯がございます。

次に、指定管理施設の修繕に対する定義の運用についてでございますが、施設によって、やはりこれも異なってくるかと思っております。広く町民が利用をいたしまして、収益が見込めない施設につきましては、施設ごとに指定管理者と協議をして、仕様書によりまして定めておるところでございます。

また、広く町民が利用して、収益が見込める施設については、先ほどございましたとおり、1件20万円以下については受託者の負担、超えるものについては町で行うと、そういった一定

の基準のもとに定めをいたしているところでございます。

この辺のところもいろいろ現在でも受託者のほうからもいろいろこの御意見もいただいておるところでございますけれども、これについてはまた今後いろいろと検討する余地もあるのかなと思っておりますので、この辺はまた随時協議をしてまいりたいと思うところでございます。

それから、大きな2番目の町の総合振興計画等についての御質問の中で、特に今回28年度を皮切りにいたしました向こう10年間の第2次のさつま町の総合振興計画を策定をいたしました。そしてまた、過疎地域自立促進計画、これもちょうど計画の策定の時期でありましたので、これも策定をいたしたということありますし、加えて、今全国人口減に伴って地方創生に関連したまち・ひと・しごと創生総合戦略、これの計画も策定をいたしてきたところでございます。

これにつきまして、いずれも28年度が始動をする、いわゆるこの年に元年と私も言っておりますけれども、そういった位置づけでこれを進めているところでございます。

この中で、この3つの計画の中でも、本町の将来を創造した場合に、最も重点的に取り組むべき事項は何であるかというような御質問でございます。

今回こういった3つの計画を策定をいたしましたけれども、やはりこれらが共通して、今言えますことは、やはり今町のこの将来を考えたときに、この自然減という、いかに人口減少に歯どめをかけるかというのが非常に特に重要な課題であるというふうに考えております。

そういうことで、総合振興計画の重点プロジェクトの中でも、まず取り組むべきこととしまして、1つは、やっぱり若者を始めとする生産年齢層、これらがどんどん減っていきます。こういうことで、高齢者も多い中で、生まれる数が少ないし、そしてまたお年寄りの皆さんのが死なれる方、大体月平均、生まれる方の3倍ずつ増えておりますので、これらの自然減をいかに食いとめるかこともありますし、社会増減の場合はそんなに大差はないんですけども、月によっては転入者が多い月もありますし、非常にこういった自然減を中心として、社会動態についてもあわせて考える必要がありますけれども、とにかくこういった若者を始めとする生産年齢人口、この人たちがやっぱり、どのようにふるさとに定着をするかということが大きな課題になってくるかと思います。そのためには、やっぱり仕事、雇用の確保を図っていくということが最重点になろうかと思っております。

そしてまた、2つ目は、今少子化の時代になっておりますので、子育ての支援ということが大きな柱になってくるだろうと思っております。

それと、3つ目は、どうしても移住・定住、こういう対策をしっかりと講じていく必要があるかなと思っているところであります。

町の出身者であったり、あるいはIターンという、全く本町に関係なくとも今ふるさと回帰の、いわゆる田園回帰のこういう志向が高まっている時代でありますので、そういった取り組みを進めていくことが大事かなと思っているところであります。

以上、とにかく当面するこれからの大変な課題というのは今申し上げましたような3つの課題が非常に必要かなと思っているところでございます。

先ほどから申し上げますとおり、この3つの計画の関係については、ことしから始動をする、28年度から始動をする、いわばもう実行元年だと、アクションを起こす年だと、そのような位置づけを持って、もう全町的に取り組みをしていきたいと思うところでございます。

次に、各種の事務事業の推進を図っていくための国、県の財政支援策はどのようになるのかということあります。そしてまた、全般的な財源確保はどのように考えているかということでございます。

まず、地方創生の関連におきましては、国の支援策としまして、地方創生の進化のための新型

交付金、いわゆる地方創生推進交付金というのが創設をされました。また、事業費の2分の1の地方負担額については普通交付税、あるいは特別交付税で措置をしますよということになっております。

このようなことで、地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費としまして1兆円確保をされております。この額については、総合戦略の期間であります5年間は継続の方向で検討していきますよということにはなっているところでございます。

そのほかに総務省を始めとします各関係省庁の関連の補助金等のメニュー化がされておりますので、それぞれの各市町村の個々の事業に応じた形で導入をして進めるということになろうかと思っています。国としましては、大方こういった考え方で財源の見方をされております。

そのほかの県の関係でありますけれども、県とされましても、地域の特色等を生かした地域の魅力あるプロジェクト等に対しましては、一律の配分ではないですけれども、市の場合が10億円程度、町村は1億円程度の協力をやっていきますよということで、これも知事のほうからも発表があったところでございます。

その他の全般的な財源としましては、地方交付税というのが御案内のとおり、一番大層をなす財源でありますので、こういった交付税の確保ということもありますし、また、この中については、頑張る地方自治体を支援する算定というのが強化推進をされます。段階的な縮減期間に入るわけですけれども、そういうところについても、頑張る自治体については支援をしますよということも出されておりますので、そういう取り組みがまた大事かなと思っております。

段階的縮減も当初100%、5年間をかけて特例分は減額しますという流れでありますけれども、やはり消防費とか、諸費の経費が要るから、なら7割までは見ましょうということになっておるところでございます。

こういったことを中心になるかと、あと財源確保というのは、当然この自主財源であります使用料、手数料、そういう見直しも、時期によっては必要がございますし、あるいは町税の確保についても、町税もこれから非常に先ほど申し上げましたとおり、生産年齢人口がどんどん減っていく、そしてまた法人の関係についても減税が行われる。そういう中であります。経済の動きがどうなるか、その辺の見通しによっては、この町税の見込み、あるいは依存財源であります交付税を中心としたこういうものも、ほとんどは経済成長に根拠を持った財源でありますので、この辺の動きによっては相当影響がある。

国におきましても御案内のとおり、GDPの2倍以上の借金を抱えている世の中でありますし、また、2020年にはプライマリーバランスをとっていきますよということが打ち出されておりますので、この辺の動きがどうなるかによっては非常にこれから的地方財政の運営というのは厳しくなるというふうに考えておりますので、先ほどから申し上げますとおり、引き続き行政改革を徹底して行っていかないと大変な状況になるんだなということで思いますので、こういうことも視野に入れながら、自主財源の確保についても一生懸命取り組みをしていきたいと思うところでございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

[教育長　東　修一君登壇]

○教育長（東　修一君）

公民館運営関係についてでございますけれども、区の公民館長におかれましては、区の運営業務に加え、地区行政推進員とし、町行政と公民館及び地域住民とのパイプ役として御尽力をいただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げるところでございます。

近年、御指摘のように、過疎化や少子化が進行する中で、その業務は年々多種多様になっていますことも承知しております。このような状況に鑑み、区公民館役員の事務補助と兼ねて行政の連絡調整を行う補助者を配置する考えはないかという質問でございます。

現在、平成22年に策定いたしました本町の公民館のあり方についての全体構想でありますさつま町公民館のあり方に沿って作業を進めておりますが、御案内のとおり、計画どおり進んでいない公民館がありますことから、まず、さつま町公民館のあり方に沿って、それらを解決してから検討をしてまいりたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、平成19年度にさつま地区の3公民館、求名、永野、中津川の条例公民館を廃止して交流館とし、平成24年度からは各区に指定管理をお願いしているところでございます。そして、引き続き同じように宮之城地区の3条例公民館のうち、山崎、佐志の2館につきましても、条例公民館の廃止、指定管理者導入を進めることとして、目標年次を平成27年度と定めておりましたが、実施に至らず、昨年3月の定例議会でも厳しく御指摘をいただいたところでございます。

このようなことから、おくれてはおりますけれども、やはり平等性に基づき、あるいは計画に沿って、まずこの課題を解決した後に地域活性化に係る公民館運営の重要性も考え、御指摘のようなことも含めて総合的に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、質問の中にございました町としましてはこのあり方の中にも載っているわけですけれども、その業務の多さから、区公民館長の補助を行い、事務の軽減に寄与するため、合併を機に全ての区公民館に役場職員を地域担当職員として配置しておりますので、現段階ではそれぞれ各区に配置しております地域担当職員の活用を図っていただきたいと思っています。

ただ、地域担当職員制度が御指摘のようにうまく機能をしてない区公民館もあるという声もお聞きすることもございますので、地域担当職員研修会等を通じ、再度、業務の内容等について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

[教育長 東 修一君降壇]

○宮之脇尚美議員

それでは、順番で、まず町長のほうから先に答弁があったわけですが、公民館運営のほうから順次質問をさせていただきたいと思います。

ただいま教育長のほうから答弁がございましたように、懸案となっております山崎、佐志の公民館の条例廃止の問題、これについては地域としても、やはり行政のほうからの通知、相談が若干おくれたという関係もございましたし、今回、各地域でも公民会長等を中心として役員改選もあると、しばらく時間をいただきたいというようなことであったというふうに聞いております。

ただ、私が申し上げておりますのは、やはり末端行政組織としての機能を果たす部分と、自治公民会として活動する、いわゆる自治公民館、自治公民会の自主運営ということが従来から言われているんですが、最近はもうこれが主になっております。理想的に言えば、九州管内でもこの行政推進員と自治会の自治会長さんとは全く分けてある、職を分けてあるところもございます。

ですから、理想的には、そういう手法がベターなんでしょうけれども、本町の場合にはなかなかそこら辺が歴史的にも難しい部分がございますので、やはり事務補助的に、窓口職員もやはり普段の、ほとんど役場の職員であるわけでございますが、業務をしながら片手間で支援をしなければならないと、いわゆる土曜、日曜が中心になるわけですが、やはりその地域の会議というのは、なかなかそういうふうに、地域窓口職員の都合によって開催できない実態もございます。

ですから、当然、この公民館については、廃止については、これはもう私自身も地元ではございますけれども、やむを得ないと、時代の流れですからやむを得ないというようなふうに思います。

ただ、高齢者学級をやっていらっしゃる方々からは非常に苦情をいただいておりますが、時代の流れですということで説得はするんですけども、当然もうこの市街地で、いわゆる虎居とか、そういう文化センターとか、そういうところまでは行けないというようなこともございますので、佐志の高齢者学級も廃止になるのかなど、条例公民館が廃止されたらですね。

ただ、地域の有志の方々もたくさんいらっしゃいますから、これまでの歴史的な問題、これは他の地域でも同様でございますが、もう少しこちら辺を踏み込んで、この条例公民館のあり方というのは、やはり社会教育法上はそれぞれその業務というのはうたってございますから、そこら辺も踏まえて全般的にこれを考えていく必要があるんじゃないかというようなふうに思いますので、ぜひそこら辺については検討いただきたいと、これについては再度また今後の見込みとして教育長の答弁をお願いをしたいと思います。

○教育長（東 修一君）

御指摘のように、区の本来の運営業務と、それから行政推進員として町との連携ということで、そこあたりの難しいところはございますけれども、それとプラス生涯学習時代ということで、高齢化のそれに対しまして学習の社会をつくっていかなくちゃならないというような意味もございますので、ですけれども、今回までは平等性ということも踏まえまして、過去の経緯から、ここまでしていただきまして、これが解決した段階で、おっしゃるように、総合的にまた改めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○宮之脇尚美議員

ただいま答弁があったわけでございます。

まず、全部同じ線に並べてから検討を図るということであるかと思うんですが、やはりこういう課題については同時並行的に検討をしていく必要もあるんじやないかと、実態的に先ほど冒頭で申し上げましたように、各地域、そういう資料作成や行政との連絡調整、特にいろんな事業等を導入しますと、やはり館長さんとか公民会長さん方が中心になって、非常に積極的な協力をしていただいております。

ですから、そういう面も含めて、ただそれが地域窓口職員が本当に機能していればいいんですけれども、なかなかそういうわけにもいかないと、職員同士でありますし、また地域にでも非常に協力的な職員がいるところと、いないところの差というのは大きくあるかと思いますので、これは教育委員会ばかりではなくて、町長部局のほうでも、十分この問題については取り上げていただいて、そのあり方について、そしてまた今後の方向性について十分検討していただきたいと、これについては強く要請をいたしておきたいと思います。

2点目の関係で、指定管理者の制度運用の問題でございます。

先ほど町長のほうから答弁をいただきましたように、リスク分担表が確かにありますし、また、過去には観音滝が温泉給湯を一時休止をされて、その部分につきます沸かし湯のための油の補正といいますか、支援もされたようでございますが、特に指定管理者のほうに以前聞いたわけでございますが、なかなか町に言えない、いわゆる蛍光灯が、非常に照明が多いわけでございます、施設の特徴から。例えば、そういうふうに蛍光灯が切れても、二、三本切れたからそれをストックをしておかなければいけないとか、あるいは機械の修繕が二、三万だったから、それで済ませようとか、そういう細かいところが非常に重なっていくと、年間には数十万になってしまうというような実態もあるようでございます。

これらについては、やはり例え年度末はもう大変でしょうから、1年を振り返ってみて、適当な時期にぜひ職員のほうも足を運んでいただきて、指定管理者のほうとも、十分そこら辺については協議をしていただきたいと。

当然、請求、領収あるわけですから、その実態というのを踏まえていただきて、そしてまた、温泉施設が、どういう施設、いろんな、特に観音滝は種類も多いわけですし、かつてはあび～る館のほうも薬草風呂なんかもあったわけでございますが、いろんな問題がありまして休止をされている実態にあるようでございます。

そこら辺の施設というのは、これからまた大きなお金をかけて、再度またそれを復旧させることは難しいでしょうから、ぜひ住民の使い勝手ということも考えて検討していただけりやいんですが、ぜひそこら辺の小さいものを、ぜひ積み重ねていきますと20万円と言わない、50万、100万とすぐ到達するというようなことを言われておりますので、再度またそこら辺については調査をしていただきて、検討をいただければというふうに思っております。

契約書上のリスク分担については、他町といいますか、他の市の関係も再度また内容を吟味いただいて、早い機会に検討されるべきではなかろうかと。指定管理者も10年過ぎておりますから、この制度の難しさというのは非常にわかるわけですが、やはり行政が民間に委託をしたから民間に任せるんだという考え方じゃなくて、施設のあり方そのものが住民が使い勝手のいいような形の運営というのは、当然されていくべきかというふうに思いますので、まずそこら辺については御検討をいただきたいと思うんですが、町長にこの点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、一定の修繕の場合、収益のある施設、それからない施設、それ取り扱い方が若干変わりますけれども、やはり20万という一つの一定の額を設けております。それ以下になつたら指定管理者のほうで負担をということにお願いしておりますけど、おつしやるとおり、20万以下であっても、それが小さい額が積み重なると、また年間を通じたら、その年によっては100万になるとか、100万近くになるとか、そういうこともありますので、その辺については、やはり一定の限度を超えたような場合は、それはもう町のほうで、年間のトータルを考えて、町のほうでその分については考えていきましょうとか、その辺は取り組みをする必要があるかなと思っております。

それと、やはり小修繕の場合はあれですけども、やっぱりこの本体、施設の本体そのものに係るような修繕等については、当然町の施設ですから、それについては町のほうで基本的には面倒を見るというのが筋じゃないかと思っておりますので、含めてその辺は検討していきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

ただいま町長のほうから答弁をいただきました。柔軟に対応したいということでございます。ぜひ、そこら辺については指定管理者が今後うまく運営をされて、住民福祉の向上のために、あるいは住民の癒やしの場として拠点となるような運営がなされるように、これについても再度また精査していただきて、内部で検討いただければと、そしてまた指定管理者のほうとも十分綿密に連携を図りながら運営をしていかれるように、これについては要請をしておきたいと思います。

それから、3点目になりますが、振興計画の関係、特に町長が従来から言つていらっしゃいます子育て支援とか、移住・定住対策、これを全町的に取り組んでいきたいというようなことでございます。

若い方々というのも、やはり市街地周辺に新しく家を建てられて住まわれるというところもあ

るようでございますが、やはり地域におきます支援というのはなかなか難しい部分もあります。住宅をつくったにしても、なかなか住宅への入り手がないという実態もありますし、公営住宅でございますが。あるいは空き家があつて、ある程度の保存形態がいい住宅でも、なかなか田舎だから難しいというようなこともあるようでございますが、本町ももう少し町長が力を入れていらっしゃる、こういう子育て支援とか移住・定住対策、こういうものをアピールする機会というのが、もうどこも同じような政策をやっておりますので、よほど力を入れて、あるいはアピールの仕方を考えていかないと、インパクトがないと、県内、全国的にこの問題については取り組んでおりますから、ぜひ本町でもインパクトのあるような政策というのを新たに子育て支援についてもですし、移住についてもやっていく必要があるんじやないかと思うんですが、これについて町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、非常に今全国どこの市町村においてもですけれども、人口減、若者が減って、とにかく出生数が少ないというようなことが言われておりますし、今の若い世代の子育ての親御さんたちも大変なこのやっぱこの、核家族化、昔は大家族の中で、お父さん、お母さんとか、あるいはじいちゃん、ばあちゃんたちと一緒に生活の中で、子育てもみんなで育てていくんだよと、そしてまた、そういう家族とのつながりもあったし、また地域においても、いろんな地域の皆さんがしっかりと見守りをしながら声かけをしたり、いろんな注意をしたりとか、いろんなそういう地域の子育てという環境もあったんですけども、今なかなかその辺が核家族化が進んで、子育ての非常に苦労されている若い親御さんたちがいらっしゃるというようなことがございますので、いろんな条件を、時代がどんどん変わっていきますので、こういった時代の趨勢にマッチするような環境を行政としましてもしっかりと把握をしながら、どういう支援体制をしていくかというのが本当に大事であります。

このことは、どこの市町村も同じ悩みを抱えておりまして、いろんな取り組みをしております。似たような取り組みがある、例えば、医療費を小学校までとかすると、またどこも中学校まで、最近は高等学校まで免除にしますよとか、競争になっているような感じで、それをただ繰り返しとては、本当にこの本当の対象者の皆さんにとっていいのかということも今問われておりますので、いろんな角度からまた検討も必要かと思いますけども、とにかくおっしゃるとおりいろんな取り組みをしております。子育て関係、雇用の関係もですし、移住・定住。

移住・定住の関係も東京の有楽町の田園回帰センターに行って、移住セミナーにも職員を派遣をして、そういったPRも行っておりますし、パンフレットもつくってやっておりますけれども、やはり特徴のある、インパクトのある訴え方というのが非常に大事かと思っておりますので、その辺はまたいろんな御知恵をいただきながら、そういった皆さん方が関心を持って、さつま町に行ってみたいとか、さつま町で子育てをしてみたい、そういうことは非常に大事なことだと思っておりますので、さらに工夫をしてまいりたいと思っているところであります。

○宮之脇尚美議員

町長のそういう積極的な考え方で、行政内部でもいろいろ検討されて、いい意見も出るかと思うんですけども、やはり町全体で取り組むということでありますから、町民を巻き込んだそういう体制というのも必要じゃないかというようなふうに思います。

さらにまた、よそから定住をされた方々の御意見というのも、アンケートでもよろしいですし、いろんなそういうお茶飲み会でもよろしいかと思うんですが、そういう機会を設けながら、新たな仕組みをつくっていくということも必要かというようなふうに思いますので、ぜひそこら辺について要請をいたしておきたいというようなふうに思います。

いずれにしても、この10年間新しい計画の中で運営されていくわけでありますから、ぜひ効果の上がる、あるいはまた定住対策が本当に根差した定住対策になるような手法を考えていただく必要があるだろうというふうに思います。

それについては、恐らく議会のほうも全面的に協力ができるというふうに考えておりますので、ぜひそこら辺については事あるごとにまた議会にも報告をいただき、いろいろ議論ができればというふうに思っておりますので、それについては今後の要望といたしたいというふうに思っているところでございます。

財政的な問題については、非常に難しい部分がございます。ただいま、先ほど町長のほうも概略申し上げられたんですが、交付税で見ると言いながらも、本町の場合には、今回5億を超える減額を見込んだ形での当初予算というのが組まれておりますが、特別交付税等もございます。

ただ、交付税というのがなかなか難しい部分があるわけでございますが、今回は地方財政計画の中では、たしか全体的には0.3%の減額ということでしたかね、16兆何千億かだった、数字しっかり覚えてないんですが、本町の場合には、少し大きく減額を見込んでいらっしゃったようですけども、企画財政課長に若干細かいことになりますが、今回の交付税の大きく減になった、減額を見込んだ理由というは何なんでしょうか。それだけ、1点だけお尋ねいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、28年度の交付税の減額の主な理由ということでございますけれども、一応、国全体といたしましては0.3%の減ということに打ち出されております。

そのいろんな中身につきまして、町のほうといたしましても整理をしたところでございますけれども、まず1つは、公債費が減少をした部分というところ等もございまして、この部分の減少額が一応7,300万程度見込んだところでございます。それから、段階的縮減の2年目に入るということ等もございまして、これで2億5,000万程度見込んだところでございます。

また、もう一つは国勢調査が27年10月1日で実施をされまして、今速報値といたしまして2万2,411人という公表がなされたところでございますけれども、そういった測定単位等の影響によります減を1億程度見込んだところでございます。

それから、あわせまして、今回また学校統廃合等もございますので、学校、学級数の減といったようなことを見て、今回5億程度の減という形で見たところでございます。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

企画財政課長のほうから、ただいま主だった事項について御紹介があったわけでございますが、特にこの人口減少の関係、1億程度というのは非常に大きいなという感じがします。

あと、いわゆる公債費の関係が7,300万ほどと、公債費が当然大きなウエートを占めていくと、今後も占めていくんじゃないかというふうに思うわけでございますが、この人口減少に対する手当てというのは、いわゆる過疎債等でも若干は緩和をされると、事業等の導入によって緩和されると思うんですが、ちょっと話違いますけど、過疎債は現在交付税措置というほどの程度見ていらっしゃるのでしょうか。いわゆる事業補正の関係でございます。償還分、利子の償還、あるいは元金償還に対する過疎債の交付税の手当ての関係でございます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

過疎債の関係につきましては交付税充当額については70%という形になっております。

以上です。

○宮之脇尚美議員

過疎債については70%ということで、一番率としていいかなという感じがするところでござ

いますが、いずれにしても、やはりこの財源的な問題については永遠の課題かというようなふうに思います。財調も今回9億程度取り崩しをされているんですが、今後のこういう財政運営を見込んでの積み立てだったかと思うんですけども、やはり新しい計画を推進する上では、やはり財源なくして、これがなしえないというようなふうに思うところでございます。

それと、やはり町税の減収というのは非常に大きなダメージを受けるわけでございますから、やはり基幹産業と、もうなっているのかどうか判りませんけど、農業全般についても、いろんなそのあり方というのがあるかと思うんですけれども、特に農業関係では、畜産は別として、ほかの対策というのは基本的に町長はどのように考えていらっしゃるのか、今後の推進のあり方ですね。これはもう細かいことは必要ないんですが、どうしたいというようなふうに考えていらっしゃるか、その1点だけをお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

自主財源としまして町税が約20億から21億ございますけれども、やはり大きなものは、やはりこの法人税とか、個人市民税というのもありますけれども、やはり法人税等の占める割合というのは高いわけであります。固定資産も当然ありますが、固定資産はそう大きな変動はないんですけども、3年に1回の評価がえがあるぐらいでありますけれども、この住宅の戸数もそんなに増えないし、かえって減る方向でありますので、なかなかこの固定資産の伸びというのは、そんなにないと。

要は、企業の活動によって、やはり経済成長とか地域経済の振興によっては法人税の増収というのが見込まれるわけでありますが、一方では、減税というのがされておりますので、なかなか一方ではまた減っていくこともあります。

農業が基幹産業ということで、一生懸命いろんな政策も講じておりますけれども、一昨年が米の値段によって非常に収量減、あるいはこの品質も落ちた。それによって農業所得というのがかなり落ち込んでまいりました。昨年若干それの等級とか、収量もある程度あったようありますから、それは見込みが立つかと思いますけども、やはりこの本町については、商工業ということもあります。そしてまた、どうしても基幹産業というのは、もう古来からずっと、これからもそうだと思いますけれども、農業を振興して、農業に活力をもって、やっぱし所得はふやしていく、そのことによって商工業、商店とか、そういう波及効果が生まれてくるというふうに考えております。もちろん企業誘致によってそういった、あるいは地場の企業の振興を図ることによってこの税収が増えるということもあるかと思っております。基本はやはり農業の振興を図るということが、まち全体としては、これからも大きな課題になろうかと思っているところでございます。

○宮之脇尚美議員

農業の関係については、非常に国の政策自体も本当に的確な政策というのはなかなか大規模農家を中心とした政策が展開をされておりますので、この鹿児島県の場合には山間地でありますから、事業的にも難しい部分はあるかと思うんですが、水田一本のやり方というのは、もうやはり切りかえる時期に来ているんじゃないかなというふうに思うところです。

ましてや、もう今回ってみると、水田地帯は水がたまって、ほとんど作物はできないというふうな実態がございます。かつて、暗渠排水、あるいは排水路、用水路の改修等も質問の中でさせていただいたことがございますが、ここら辺もぜひもうちょっと積極的に検討していただくよう、これも強く要請をいたしておきたいと思います。

それと、やはりこの自主財源の確保というのが今後の行く末を占うということでもあるかと思います。そのために、やはり定住が必要であると、定住が必要なために、やはりその仕事場の確保ということがあるんですが、やはり企業の誘致というのも、もう限界に来ているんじゃないかな

と、そうなるとすれば、やはり条件的にはある程度その環境は、農業の推進というのは、ある程度基本的には整っているというようなふうに思うところでございます。

ただ裏作ができないというのが実態でございますから、そこら辺の解消を図れば必ずや若い人たちのやる気というのは起こせるというようなふうに信じておりますので、そこら辺についての町長の決意を再度お聞きをして終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

さつま町の場合は、古来から川内川の流域に肥沃な土地が開けて、水田地帯ということで、今もそんな大層は変わらないわけでありますので、米を中心としたものになっておりますが、それに畜産とか、あるいは果樹とか、園芸とか、それに合わせた形の複合経営が主体になっております。

確かに佐志、時吉のそういう地域によっては排水対策というのが大きな課題でございます。やっぱ、この汎用化を進めて、水田の裏作とか、水田にかわるようなものをやっていくということが大きな課題になっておりますので、これまでも町単とかいろんな事業をやっておりますけども、なかなか補助事業に絡むような面的なまとまりというのがなかなか進んでいかないというのがございまして、意欲のある方が少しづつ自分の田んぼの面積を排水対策をやるぐらいしか進んでおりませんので、できたらもう、そこは一つは高齢化による問題があつてまとまりが難しいのかなと思っております。

やはりこれからは農地の場合は農地中間管理機構にして面的な拡大をする。そしてまた汎用化を進めるというのが今後の大きなTPP対応についての考え方が出でておりますので、できたら高齢化が進んで自分で耕作できないという方については、積極的にこの農地中間管理機構を通じて、新たな担い手になる人に預けて、そしてまたその人たちが規模拡大ができるような面的な整備とか、あるいは汎用化をする、排水対策をしてそういうことに取り組むということが何より大事かと思っております。

その点やっぱりこの地域の話し合い活動、今人・農地プランというのは19の地域でやってもらっておりますから、そういう人たちを中心に、担い手の皆さん方が本当にこれから地域農業を背負っていくんだという考え方を持っていくことが大事かと思っておりますので、人・農地プランのそういう推進が具体的に進むように取り組む必要があるかと思っておりますので、これからも最善を尽くしてまいりたいと思っておるところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました農業政策について町長のほうに質問いたします。

1番目に、農政新時代、営農指導員の設置の考え方。

2番目に、薩摩のさつまのブランド確立についてお伺いいたしますが、さつま町が策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略5項目の基本目標は、1、若い世代が芽吹く「さつま町」で産み、育てる、2、地域の幹となる産業を育む「さつま町」で働く、3、人々がふれあい、にぎわい、観光交流の花咲く「さつま町」に住む、4、こころ豊かな成熟した「さつま町」で学び、暮らす、5、未来へはばたく「さつま町」を創る、このことにつきましては、先ほど質問いたしました宮之脇議員の中とも重複するかと思いますけれども、あしからずお聞き願いたいと思います。

こういう目標を策定され、町長の施政方針も2期目の最後の年を個々の事業の評価を踏まえ、その成果を確かなものにするため、改めて全力を傾注していくと述べられました。

確かに、さきに述べましたが、創生総合戦略への取り組み初年度であり、これからさつま町の大事なスタートの年でもあると考えます。県内の市町村全て抱える課題は、さつま町の基本目標とほぼ同じとか、あるいは類するところだと思いますが、国は地方公共団体に奮起を促し、それには支援、あるいは補助金の名目等で助成していくような流れのようだが、市町村においては県内あるいは全国規模での競争を強いられているような気にもします。

その状況下、町長は新たな計画に沿って起動するとし、アクションを起こすとし、町民各種団体、事業者と行政との連携を強化するためコーディネーター等の成果の検証、改善も図るとの計画です。

そこで、農政新時代を創造していくために営農指導員を設置し、また、町も農業者が希望の持てるまちを目指される計画だが、具体的にその活動、波及効果は。また地域農家に営農指導員設置での活動の周知、また農政関連課の取り組みは意思統一がなされているのか。総合戦略の一つでもあります地域の産業を育むさつま町で働くの項目は、まちの基幹産業、農林業の成長にあるのではないかと思います。

これまで農林業への質問は数多くありました。先ほどの宮之脇議員の中にも農業に対する質問がありました。今回さらに飛躍する一つの政策であり、我がまちの創生の大きな柱と捉えているのか、また、その効果に期待し、さつま町のさらなる発展に日高町政の意気込みを示していただきたいと思います。これから農業がどういうふうに進むか、そしてまた経済が、さつま町の経済がどういうふうに進んでいくのか、町長に1回目の質問をいたします。

終わります。

[川口 憲男議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

川口議員、1の3番は言いましたか。1回目を言わないと、答弁が出来ないので。川口議員。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

失礼しました。

3問目に、新規就農者への支援、所得安定化対策のさらなる施策についてお伺いいたします。

[川口 憲男議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから農業政策ということで御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

本町の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢というのは、御案内のとおり過疎、高齢化によります農業後継者、あるいは担い手の減少ということで進んでいるわけであります。

特に今回TPP交渉の大筋合意によります協定発行に向けた動きというのが一層加速していくことが予想されます。これから農業農村の維持、存続に向けた取り組みというのが本当に喫緊の課題となっているところであります。

このような中で、国におきましては、攻めの農林水産業への転換を図るため、担い手の育成と農地集積や施設整備等による規模拡大並びに収益力、生産基盤の強化による国際競争力の強化対策などが進められるということでございます。

農業振興については、県におきましても、さつま町駐在に普及員を配置をいたしまして、農家

指導に携わっているところであります。また、農協にも営農指導員を配置をしまして、栽培や経営の指導を行っているところであります。

町におきましても、農林技術協会を設置をして、これらの県、JA、そしてまたいろんな関係機関と横の連携をとって、町の農業振興にいろいろ方策を講じていただいておるところでございます。

今回、特に園芸振興を図る目的から、専門的な知識と経験を有する営農専門指導員を新たに設置をして、積極的な取り組みをしていきたいと考えております。特に、町で農林業いきいきプランというのを策定をいたしておりますけれども、その中でトマト、イチゴ、ゴボウ、サトイモ、カボチャ、これらについては重点品目として定めていて、推進を図ってきております。

一例を挙げれば、トマト栽培におきましては若い経営者が育ってきておりますので、県及びJAなどの関係機関が一体となりまして栽培技術や経営管理の向上に向けて支援を行うことによりまして、産地の拡大につながっていくものと考えております。

また、本町に適しました作物の試作とか研究も進め、新たな作物の産地化も図りまして、これからのかつま町農業をもうかる農業へと切り開いていくことが大事かと思っておりますので、そういうことで取り組みをしていきたいと思っておるところであります。

それから、ブランドの関係がありましたですかね。ありました。2つ目の中で、「薩摩のかつま」ブランドの確立ということでございますが、かつま町の優れた農産物をより多くの方に知つていただきまして、取り扱っていただくために、北かつま農協では、イチゴ、トマト、水煮タケノコ、焼酎、米、これらの5品目を「薩摩のかつま」と命名をいたしまして、平成24年度には商標登録も取っております。販売戦略を進めておられるところでありますが、私もこの取り組みをマニフェストに掲げて支援をいたしてきております。町におきましても北かつま農協と連携をして、パンフレットの作成とか、あるいはのぼり旗、ポスター等によりましてPR活動を開催をいたしてきております。

関東、関西等の市場に対しまして、JAと一緒にになってトップセールスを積極的に行って、「薩摩のかつま」の販売促進に努めてきておるところであります。

さらに、大阪の京セラドームで毎年行われます関西かごしまファンデー、あるいは各出郷者のかつま会におきましての商品紹介、ふるさと納税の返礼品にも、この「薩摩のかつま」の推奨品を紹介をしてきているところであります。知名度が市場とか消費者にも浸透をしてきていると考えているところであります。

水煮タケノコの例を申し上げますと、完全国産のかつま町産の「薩摩のかつま」、水煮タケノコとして安心を売り文句に関東方面の量販店より引き合いが強くなってきております。今後も取引をふやしてほしいという要望も出てきているところであります。

販売額におきましては、25年度で700万円が27年度におきましては2,200万円伸びておりますので、今後も期待がされるところであります。

今後もこういった「薩摩のかつま」のブランドのもとで、いろんな農産物の推奨を図っていきたいと思うところでございます。

次に、3番目の新規就農者への支援、所得安定対策のさらなる施策であります。

農業後継者の確保と育成につきましては、本町の農業を守る上で最も重要な課題だと思っております。国、県におきましても、後継者確保と育成に鋭意努力をされているところであります。

本町におきます新規就農者は平成20年度以降が平均毎年5名程度でしょうか、推移をしております。平成27年度は、現在までに4名の新規就農者がございました。本町におきましては、担い手育成支援室とJA北かつまによりますワンフロア化を実施をいたしまして、県の北薩

地域振興局さつま駐在と協力をしながら、新規就農者の掘り起こし、あるいは育成、また担い手となります認定農家などの支援も行っているところであります。

国におきましては、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけまして、市町村で青年等就農計画の認定を行い、認定新規就農者には無利子の融資であります青年等就農資金の貸付、経営を開始するための青年就農給付金等を交付しまして、経済的な支援を行っております。また、認定農業者の農家と同様に、農地集積の促進を行っているところであります。

平成24年度から実施しております青年就農給付金、準備型と経営開始型がございますけれども、準備型については、農業大学校や先進農家で研修を受ける就農者に対しまして、鹿児島県が最長2年、年間150万円を給付をいたしております。経営開始型につきましては、新たに農業経営を営もうとする45歳未満の青年に対しまして農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円が給付をされまして、現在の給付者は15名と、それから夫婦が2組でございます。夫婦については、給付額は年間225万円でございます。

こういったことでございますが、このほかの研修資金等の受け入れ者に対しましては、償還金の助成も行っております。平成27年度は5名、84万9,000円の助成を行ったところであります。町におきましては、町単事業としまして本町に定住をし、新規に農業経営を行い、将来認定農業者となる意思のある新規就農者に毎月5万円支給をする新規就農補助金を支給をいたしております。青年就農給付金との重複を避けておるところでありますが、来年度からは支給年齢を満65歳まで引き上げて、さらなる支援を行ってまいります。

また、新規就農者の技術的支援としまして、県の北薩振興局やJA北さつま等で組織しております担い手アクションサポートチーム代表者会、これを中心に認定農家とか、認定新規就農者等の支援を行っているところでございます。

以上であります。

[町長　日高　政勝君降壇]

○議長（舟倉　武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時55分とします。

休憩　午前10時41分

再開　午前10時54分

○議長（舟倉　武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口　憲男議員

先ほどの当初の質問について質疑をいたします。

農業政策についてなんですけれども、その中で申しましたように、農政新時代と創造していくため、営農指導員を設置する計画であるということを当初でも述べられております。

町長はこの営農指導員の設置について、その活動をどういうふうな方向性に望まれているのか。また、こういう指導員を設置することによって、その波及効果まで求められているのか、それはこれから段階なのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高　政勝君）

今回、営農専門指導員という形での設置をしたいということで考えておりますけれども、このことにつきましては、農業の経営指導とか、あるいは生産奨励、これについては先ほど重点作物、

5品目あります。それとまた振興作物も定めておりまますので、こういったことをさらに拡大をしていくということが大事かと思っているところであります。そのほかの農産特産物の振興、あるいは流通、生産指導、奨励、こういったことを通じて、本町のいわゆる園芸振興を中心とした農業振興を図っていくという考え方でございます。

合併をいたしましてから、こういった特別な職を配置したことはなかったんですけども、宮之城の時代はやはり園芸指導員とか、あるいは果樹の指導員、そしてまた竹の専門、この3名お願いして、指導をいただいた過去もございますけれども、やはり、特にこういうTPPの問題等もありますし、やはりこれからも農業がさらに振興をして、農家所得の向上を図っていくとなりますと、いろんな経験を積んだ専門のこういった方をお願いをして農家指導をやっていただく。

この効果っていうのも、そら農業ですから、一举にすぐはね返ってくるちゅうことはないかもしれませんけれども、やはり熱心に取り組んでいただくことによって、農家所得の向上とか、あるいは担い手がまた育つとか、あるいは後継者がまたひいては育っていくということにつながっていくかと思っておりますので、そういうことに努めていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁のとおり、旧宮之城町だけでなく、私、鶴田のときにも園芸の指導者がいらっしゃいました。畜産ももちろんいらっしゃいました。その中でやっぱしこういう方々がいらっしゃって、私も一時果樹をしたんですけども、朝7時になりますと、農場のほうに来ていただきまして、木の状態とかいろんな状態を見て、指導していただいた覚えがあります。

確かにおっしゃるように、現在の農業指導員っていう人はいらっしゃらないんですけども、例えば農協の指導者、あるいは農政のほうの技術員、全くそういう流れがない中で、今回こういう営農専門員を設置されて、さらに飛躍を図ろうという町長の意図的なところは私も買うところです。ぜひそういうことで、後継者の育成とか、あるいは若手が担い手になっていただけるようなことがあつたらいいんじゃないかなと思います。

先ほど重点品目の5品目の中で、トマト、ゴボウ、カボチャ、カボチャに関しては田んぼから畑に移りつつあるんですけど、つい先日ゴボウ農家を訪問いたしまして、状況をいろいろお伺いました。担い手、若手ですね、次の世代がおるのかどうかを聞きましたんですが、なかなか農業に取り組むその姿勢が見えないということがありました。

だから、この営農指導員の配置をされることによって、この営農指導員の方がどういう動きをしていただけるのか、あるいは、今までと同じように庁舎内でデスクワークの状態でされるのか。それとも町内を駆けめぐり回り、そういう農家にいろいろ今まで自分で培われた営農指導とか、そういうのをされていくような考え方で町長が投げかけられるのか。そういうところは町長どうなんでしょう。

そしてまた、このトマト、ゴボウ、カボチャ、イチゴ等にかわる施策的に先ほど申されましたように、さつまいもなどの品目を出していただきたいということがありましたんですが、そういうところに対する政策まで、あるいは苗の補助とかいろいろありますけども、そういうところをいかに拡充していくか、広めていくかちしたときには、関連の担当課、あるいは支所、あるいは先ほど申されました農協、普及所、そういった三者連携、四者連携が必要になってくると思いますが、そこまでの取り組みをどのように考えられているのか。どこまで町長の希望をそういう営農指導員にされるのか。ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今回の営農指導員という専門指導員ですけども、やっぱデスクワークというよりも、農家の皆さん方を訪問して、そういう技術指導、やっぱ現地現場主義というのが本来の姿であるべきだ

と思っておりますので、そういう方向で取り組んでいただきたいと思うところでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、新たな作物を推奨するということもありましょうけども、やはりせっかくこうして重点5品目を定めておりますし、農家の皆さん方もそれに取り組んでもらっているわけでありますから、それをさらに拡大を、面的な拡大とか、さつま町の先ほどありますようなブランドに仕立てていくとか、そういう目標を持ってやっていくことが大事かと思っております。

また、専門的な立場で適地適作ということも当然あろうかと思いますので、その辺は現地を見られたり、気候、風土等を見られて、この専門指導員の方が、これはどうですかという御提案がもしあるとすれば、それはまた尊重しなければならないと思いますけども、基本的には私の考えとしては、重点5品目、そしてまた振興作物を中心にやっていただきたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、今栽培されてる品目をいかに伸ばすか、先の重点5品目を中心にその指導員の方のまたノウハウを生かされて、適地適作ですか、これが大事だらうと私も考えます。

いずれにしましても、やっぱし先ほど宮之脇議員の質問の中にもありましたように、さつま町でもうかる農業をいかに推進していくかということも申されました。確かにそうだと思ひます。しかし、農業に関してちゅうことじゃないんですけど、こういう政策を掲げられていく中で、1年で簡単にできるものなのか、それともやっぱし1年、2年、3年かかるものなのか。そういうところは出てくると思います。

さらに、町長としては、残り1年という期間の中で、これだけは絶対伸ばしていきたいんだという意図的な気持ちがあると思うんですけれども、やはりこういう専門指導員を置かれるということで、何年計画でそれを設置されていかれる考え方なのか。また、当然来年になりますと、担当といいますか、トップがかわりやそこあたりの、新たな人がまたそういう考えがないかもしれませんけども、やっぱしこういうのは継続的に持続した考えが持てていかないと、農家の方々、あるいは担当課にしても、一年一年変わっていくような政策というのはちょっとまずいんじゃないかと思います。

現在のところで、町長の希望がこういう営農指導員、専門指導員を設置するということは、大体何年ぐらいというような計画を持って、そしてどういう方向性ちゅうか、ある程度のさつま町をつくり出してほしいと、作物をですね。そういうような希望をお持ちなのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおりで、幾ら専門的で研究をされた方でも、やっぱりこの地域に入ってみて、地域のいろんな事情というのを把握をする必要がありますので、単年度限りではなかなかその効果というのは。本人さんもその辺の取り組みの姿勢とかありますし、農家にとってもおっしゃるとおり、1年限りで指導者を失うってことは、またやる気を失うということになろうと思いますので、やはりしっかりととした作物が定着をして拡大をする。そういうふうになりますと、数年必要かなと。今で何年ということは申し上げませんけども、少なくともやっぱ3年は必要じゃないかと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひこういう県下、恐らく県のこの優秀な方っていったら失礼かもしれませんけど、営農に卓越された方だと思います。さきほど園芸とか果樹とかということを申されましたけど、ぜひやっぱしさつま町の、もうここに来てやっぱしさつま町の農林業を支えていくくなったときには、こ

ういう方が設置されることによって農業を期待する、あるいは町民の方がたもそんところを強く望んでいかれることだと思います。

先ほども申し上げましたように、関係団体あるいは農家の方、やっぱしそこあたりにもう少し浸透させるような施策等も講じていただきまして、この営農指導員の方がさつま町の農業に飛躍されるように頑張っていただくしか私はないんじゃないかと思います。設置には当然私も期待してるし、果たしてどれぐらい活躍していただけるか、その希望も持っておりますけれども、町長のその指導力じゃないですけども、町長のその願いをその方にどれだけ伝えられるか。そしてまた関係課の間でも、さつま町の農業に対しての思いをどういうふうにして持っていかれるのか。ぜひ努力していただきたいと思います。

それと、以前、平成25年に農林業振興プロデューサーを置かれまして、竹林改良、有害鳥獣対策に取り組まれてきた経緯がありますよね。その中で、やっぱし先ほど水煮のタケノコが非常にいい評判を得てるということもありましたけれども、こういう竹林改良、それから有害鳥獣対策、当然こういうところも、この営農指導員の方々は継続してこういうことに取り組んでいただけるものなのか。それとも、ある程度2年間、2年ちょっと、3年ぐらいしていただきましたから、これは担当課でもう少し延ばされていかれる考えなのか。ちょっとその辺のところの説明をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

私が一つのマニフェストの中でも掲げましたとおり、さつま町内には農林業関係の機関団体というのが、国、県、それから民主団体含めましてですけども、かなりのものがあるわけあります。

さつま町の農業を振興するためには、やはりそういった国、県、あるいはこの民主団体、JAにしろ、土地改良にしろ、そういう方々とやっぱり一体的に話し合いをしながら、進むべき方向というのと一緒にしながら取り組んでいくことが、農家にとっても非常に効果のあることだということで、その辺の連携を連絡会というのを設置をしながらやっていきたいという方針を立てておりますので、これについては、まずこのプロデューサーのほうでもしっかりと受けとめて、関係機関と連携調整をやっていただきまして、既にそうした組織もできあがっておるところであります。定例的なそういう話し合いもやっておりますし、そういう組織はできたと思っております。

そしてまた、有害鳥獣の関係につきましても、これも非常に年々被害が大きくなってきておりますので、国のほうもいろんな緊急対策も講じていただきまして、それなりの補助金もいただいているわけでありますが、こういったことも踏まえて、いろんな獣友会とか、あるいは現地の農家の皆さん方とか、そういった地域座談会にも積極的に出ていただきまして、こういった取り組みもやっていただきました。捕獲の指導とか、あるいはまた防護のためのフェンスの設置とか、現場でのそういうこともしっかりとやっていただきまして、それなりの地域によっては本当にそういった事業が進んだなと思っているところであります。

そのほかも、いろんな面で積極的に取り組みをいただいたところでございまして、本当に私が思いをいたしました農業に対する考え方というのを率先して取り組みをしていただきましたので、役場内部の農業関係課との連携、あるいは先ほど申し上げました町内にある関係機関との連携調整もいただきまして、本当に基盤の整備というのが、思いをやっていただけたという感謝をいたしているところでございます。

今回の営農専門指導員の方について、そこまで幅広くやってもらうかということなんんですけど、一応プロデューサーの段階でこういう基盤的なことはできあがっておりますので、あとは各所管のところでさらにこれを伸ばしていただく、そういう努力はまた大事であります。そしてまた、

今回の営農指導員については、もちろん役場関係課の連携調整ちゅうは大事でありますけども、そしてまた関係機関との連携も大事であります。

そういうことはまた当然やつていただきますけれども、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、もう幅広く何でもかんでもということじゃなくて、振興作物、園芸、専門指導ですから、そういういた分野をある程度特定をしながらやつていただき、そういう考え方であります。

○川口 憲男議員

当然おっしゃるとおり、何でもかんでもというような、そういう多様にわたる指導員でもないかと思いますけれども、おっしゃったように自分得意の分野でそういうことを町内に示していくだけれどことだと思います。竹林改良、有害鳥獣対策にしては、プロデューサーが設置されまして3年間、非常に動いていただきましたし、竹林改良も進み、この前の台風じや相当倒れましたけれども、そのあとも効果といいますか、竹林整備が整っていると思います。

実は、つい先日、私もこういう地域活性化の研修があるということで参加させていただきまして、日置市の営農組合に研修を行つたところです。先ほど宮之脇議員の質問の中でもありましたように、ここは水田地帯だと。どうしても汎用対策とか排水対策は欠かせないんだと。そのところも、主に減反政策の中に大豆と小麦を取り入れられとて、小麦は非常に、こっちでも小麦をつくるという時代がありましたけれども、水に關係してちょっとできないなということを聞いたりました。農家の方々からも。

しかしやっぱしそういう田んぼの対策を考えていく中じや、今カボチャの方も、田んぼにカボチャということで、非常に振興は進んでおつたんですけども、なかなか水の關係で畠のほうがいいというような考えを持たれてるところもあります、事実。こういうところにやっぱしそういう営農、園芸専門員ですか、こういう方の力がどういうことが予期されるのか。そしてまた、町とされましても、そういう作物をつくる中じや、排水対策とかいろんなところの事業を単独でももっと伸ばしてやつていかれるような考えを持っていかれてほしいと思うところでございます。

営農、この園芸指導員に関しましては、今後私は期待をしたいのと、町長にぜひ、さつまの農業、特に園芸が、先ほど重点品目、5項目がもうひとつ伸びもうひとつ伸びちゅうようなどで、今ここでも、いろんなところでも、さつまの特産は何ですかちゅう言われたときに、一株にこれじやぞと、ゴボウやつどと言えない状況があります。ゴボウも今薩摩川内市に食われてるような状況のところを聞きます。

これはもうJA管内ですから、余り厳しくは言えないんですけども、やっぱしそういうところで、次の项目的、薩摩のさつまとしたときに、ブランドはないよと言われたときに、これも農協が銘打ったブランド名にうちの町も乗つかかってるような状況です。乗つかつとて仕方がないんですけども、同じ作物づくりですから。やっぱしこういうところに農協の販売力、あるいはいろんな施策を絡まして、うちのまちの発展につながるようなブランドづくりもしていただきたいと考えております。例えばマンゴーにいたしましても、多種多様、どこでもつくっておりますけれども、さつまのマンゴーはと言えるような政策はやっぱし必要になってくるんじゃないかなと思つります。

農家の方々も、その地域のブランドづくりに一生懸命に努力をされております。先ほど申されたトマトに関しては、非常に私も栽培者のほうからおいしいということと、それと、うちの農場にはスリッパを履いてきてくださいというところも聞いておりまして、中に入れない状況の意識を持ってらっしゃる方もいらっしゃいます。やっぱしそういうふうにして、薩摩のさつまと呼べるのを、農協のつくったあれじゃなくして、さつま町としてももう少し拡大をしていただき

たい。

南高梅生産組合がいろんな梅をつくっておりまます。私も空港から買い占めて、よそに持っていましたことがありますけど、そういうふうにして和歌山の南高梅を上回る、そういうブランドを確立していただきたいと思いますが、1点だけ、このブランドという言葉に関して、町長はどういうふうに、さつま町のブランドはこれですよと、大きな声を出して言えるようなところがあるのかどうか。今おっしゃったいろんなところのとがあると思うんですけども、やっぱし薩摩のさつまというブランドを、大きく私たちも背負って動けるような状況にあるのか。町長はそこらのところ、どういうふうにお考えなのか、お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

通常ブランドと申しますと、やはりそれなりのロットがないといかんし、大きな分野としましては、これまで国の指定産地となっておりますトマトとか、あるいはイチゴのほうもありましたけど、イチゴはなかなか今厳しいところがありますけど、イチゴ、トマト、先ほど申し上げました水煮のタケノコ、米、あるいは今農協がやってますのは、焼酎の薩摩のさつまはありますけども、そういうことで5品目、今上げてるところであります。

キンカンについても、さつまゴールドで今取り組みはしておりますけども、こういったことを進めながら、やっぱ行政ということよりも、行政はやっぱそういう農業団体の農協と一体となって、一緒になってやっていかんといかんち思っておりますので、足並みをそろえながら取り組みをしていきたいと思うところであります。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、このブランドという名前をつけていくには、やっぱし販売力ですか、販売数がある程度上ってこんにや、そういうところも呼べないところがあります。そういうような点じゃ、今のところさつまの場合は、JAの販売網に乗じてそれをつくっていく。

だけど、さっきから申し上げてるよう、営農、園芸指導員を入れることによっていろんな作物ができる。そういうのが一つ、またブランドと呼べるような生産力が上がっていくことが必要じゃないかと私は思つりますので、ぜひ農協とのタイアップが必要かと思いますけども、ぜひやっぱし誰もが、そうして認めていただけるような作物づくりに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

それで、最後の質問になりますけど、新規就農者のさらなる支援とか、町独自の所得安定システムの構築化ということを申しましたけれども、先ほどから町長の答弁にありますように、この新規就農者、今さつま町でどれぐらいになるかとか、いろんな支援があるとかいうことは、私も重々ことしの予算書なりを見て把握しております。それから、新規就農者の、年々5名ぐらいずつ新規就農者が出てるということも承知をしております。

町長、先般といいますか、この連日、日曜日に平川小、白男川小、閉校記念式典に行きました、子供たちの抱負というのを聞かれたと思うんですけども、何を望みます、将来どういうことをされますかねというようなのがありましたけど、その小さな6年生の子供たちが、将来はお父さんのあとを引き継いで畜産をするとか、いろんなことをしていきたいという希望がありました。やっぱしああいう小さな子供たちの将来に応えるためには、さつま町で雇用の促進ですか、雇用の就農対策を活用するちゅうのは、今我々の時代にしていかなきや、その6年生の子供たちが高校を卒業して就職になって、あら、何もなかつた、ならもうというような状況は来ると思うんですけども、難しい点はありますけど、そういうところにも何らかの手助けが必要じゃないかと思つります。

それと、先般の新聞で、私ちょっと見たんですけども、薩摩中央高校から農業大学に進学する、

農業関係に行くちゅうのは5名だったですか、4名だったですか、おりましたけど、その中で、父親の牛の生産が今15頭だから、これを150頭に増やしたいんだと。多分農業大学に行くんだろうなと思って見ましたけど、ここにも農業大学に行くのに対してはこういうような支援はありますけれども、やっぱしこういう意気込みのある子供たちに、町単独で頑張れよと、ないせよということが、支援ができていけば、今高校の支援策を薩摩中央高校にされてますけども、町内の子供でしたら寮にも入らなくて、寮費も要らないわけです。それからいろんな資格を取るにも、そういうあんまり費用的にかかるんと思うんですけれども、やっぱしそういうふうにして将来に、おやじのあの園芸を引き継いでいきたいんだとか、そういう畜産のほうに投げかけていきたいんだと、そういううれしい若者の気持ちがあれば、何らかの支援をしていく。町単独のさらなる支援をするべきではないかと私は考えます。

その新聞記事を見たときに、こら町の高校支援よりか、こっちのほうが町としては上じやないのかなと、私自身の考えでそう思ったんですが、今までいろんな支援をしております。町長、はつきりいっていろんなことを、こういう新規就農とか、あるいは資金猶予とか、いろいろなことをしています。より一丁飛び抜けたといいますか、もう一丁踏み込んだ町長独自の考え方を持つてらっしゃらないのか、そこをお聞きして質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

いろんな支援策は国、県もありますし、そして町としてもいろんな取り組みをしてきております。町のいろんな取り組みについては、おっしゃるとおり、やっぱその政策として、ポリシーの中で打ち出しているわけでありますので、こういうことを取り組んでくれということで、指示をしながら今まで取り組んでおるわけであります。

今現在取り組んでおりますのは、毎月初期の投資型になろうちゅうことで、毎月5万円就農補助金というのをやっておりますけども、国が別途青年就農給付金というのは150万ですか、それもやっておるわけでありますので、そういったこともうまく活用しながら、若い方々が夢と希望を持って農業に取り組んでいただく、そのことが大事でありますから、県のほうもこの就学の関係については、相当な力を入れる地方創生枠とか明治150年枠とか、いろんな取り組みを今度始めておりますから、そういう地方創生枠なんかは、地元にまた帰ってきたら、もうそれは免除しますよというぐらいの制度になっておりますから、そういうことも紹介をいたしておりますから、そういうものを十分活用しながら、意欲を持って取り組んでいただくような手立てを講じていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

済いません。最後にしようと思いますけど、つい先日、若者の営農クラブといいますか、35歳ぐらいまでのグループが、農協を中心かな。その作物グループが、私、3グループの方々とちょっと話をする機会あったんですけど、今町長おっしゃったように、そういう町の補助とか、あるいはいろんなことの関係団体とそういう、例えば農政、あるいは耕地、いろんなそういう関係団体とそういう農政に関したとの話し合いが、今まで全然ないちゅったらその担当課のほうに失礼かもしれませんけど、そういうような印象を受けられて、ぜひそういう若者とのそういう話し合いも設置してくださいよという要望を受けたんですけども、今回こういう農政について質問するから、それはぜひこっちからも要望しますということを申し上げたんですが、やっぱし町長、そういう若者との接点を深める意味で、そういうこともされるべきだと私は感じますが、町長どうでしょう。最後、申しわけないです。追加しましたけど。

○町長（日高 政勝君）

非常に大事なことだと思っております。いろんな商工業の若手とか、いろんなところとやって

おりますし、今男女いきいき推進会議、その中でもこの若手の方は男女とも出てきて、そういう中でも話し合いをいたしておりますので、機会があればどしどしゃってまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、2番、木下敬子議員の発言を許します。

[木下 敬子議員登壇]

○木下 敬子議員

観光対策については以前にもお尋ねしておりますので、重複することになるやもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

第2次さつま町総合振興計画に織り込まれている観光交流活性化プランに関連してお尋ねいたします。

私は、地域の資源と人の融和によって取り組みを可能にする、このことこそが我がまちさつま町の活性化を図る一番の近道であろうと考えています。すなわち、観光面の充実だと考えています。そこで、町長にお尋ねいたします。

まず1点目は、交流人口の拡大を図るための地域の活性化支援に対する取り組みについて。

2点目に、我がまちさつま町を知るツアーツの状況についてであります。以前に質問に立ったときに、町民が我がまちを知り、町民自らが案内人になってほしいという思いから提案させていただいたように記憶しております。

3点目は、宮之城鉄道記念館の今後の利活用についてお伺いいたします。活性化プランによりますと、宮之城鉄道記念館は観光拠点としての整備を図るとありますが、具体的にお知らせいただきたいと思います。

[木下 敬子議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

木下敬子議員のほうから観光振興対策ということで御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず初めに、交流人口の拡大を図るための地域の活性化支援に対する取り組みについてであります。

さつま町では、合併を機にしまして策定をいたしました第1次さつま町総合振興計画基本計画を踏まえまして、交流人口200万人ということを目標に、観光特産品協会などと連携をしながら、各種イベントや観光戦略及びコンベンションタウンさつま推進協議会を中心に、年間を通してスポーツ合宿あるいは各種大会の受け入れを行ってきておるところであります。引き続き、第2次のさつま町総合振興計画におきましても、交流人口200万人に向けました施策を推進をしてまいることといたしております。交流人口の数字を見ますと、統計的には130万人前後で推移をしているところですが、カウント困難な公園施設等を含めますと、まだこれ以上の数字になるかと思っております。

議員御指摘のとおり、交流人口拡大のためには、おもてなしを直接肌で感じることができ、リピーターが期待でき、口コミの宣伝効果を得られる各地域のイベントの活性化が不可欠であると考えております。人的面には、地域担当職員の配置によります支援のほか、職員に対しては、地域行事への積極的な参加と協力をしてほしいというふうに、私のほうからも常々申し上げているところであります。また、財政的支援に対しましては、地域元気再生事業の地域活性化型、こ

れと提案公募型で地域のイベントの支援をいたしております。また、イベント等の備品等の購入につきましては、コミュニティ助成事業の活用とかお願いしているところでありますと、そのほか、かぎん文化財団の助成事業等の紹介等も行っているところであります。

最近におきましては、地域の取り組みの中で、交流人口を図っていただくために、町外から物すごく入り込みをしていただくイベントがございますので、それについては交流促進型ということで、新たにこの取り組みを始めたところであります。既にこういった支援を受けて取り組んでいる地域もあるところであります。

次に、我がまちさつま町を知るツアーの状況についてでありますと、観光振興を図る上で、町民が町内を知る機会が少ないと感じておりましたので、おもてなしの心を大切にしながら、自らのまちに誇りを持ってPRすることが必要であるということで、町民向けの一日観光を企画して、町内の観光地、あるいは企業、施設等を知る機会を提供することを目的に、平成24年度から実施をいたしているところであります。

これまで各観光施設、文化施設、温泉施設、直売所、焼酎工場、メガソーラー、プラント、誘致工場等を回るツアーを7コースで6回実施をしてきております。27年度の具体的な内容としては、宮之城総合体育館を出発をいたしまして、歴史資料センター、鶴田ダムを午前中見学をいたしまして、あび～る館で昼食をとったあと、永野金山跡、永野鉄道記念館、ガラス工芸館、虎居城址を見学し、宮之城総合体育館で解散と、こういったコースで、定員40名で実施をいたしております。

現地での案内については、観光ボランティアガイドの方にお願いをいたしまして、ガイドの経験と能力向上にもつながっているということで、大変このことについては好評をいただいているところであります。特に今回は、永野区の方から、午後からの休憩で湯茶接待をしたいとのありがたいお申し出をいただきました。急遽、永野鉄道記念館を追加したところであります。

毎回参加者からアンケートを回収をいたしまして、改善すべき点については、日常の業務を含めまして、次回のツアー計画に生かすようにいたしております。

若干この中で、アンケートの自由意見の御紹介をさせていただきますけれども、一つは、説明を聞きながら見学でき、地元ながらさつま町を知ることができた。二つは、ダムの工事について知ることができ、大変感動しました。三つは、永野記念館でのおもてなしに感動しました。地域おこしの原点を感じましたなどでございます。

我がまちさつま町を知るツアーにつきましては、担当職員等がさつま町の観光資源についてより深く知るという効果もありますので、今後も事業を継続しまして、たくさんの方にさつま町の観光資源について知っていただき、やっぱり町民の皆さん方が我がまちに誇りを持って、町民がそれぞれ宣伝マンになっていただく、このことが大事かと思っておりますので、そういう形で情報を発信をしていただきたいと思うところであります。

次に、宮之城鉄道記念館の今後の利活用についてでございます。

この鉄道記念館につきましては、昭和62年1月の宮之城線の廃止に伴いまして、昭和63年3月に永野鉄道記念館が、平成元年2月に宮之城鉄道記念館と鶴田鉄道記念館が建設されました。鶴田の鉄道記念館については、平成17年度に広南公民会に譲渡をされまして、鉄道記念館としては宮之城と永野の2館が存在をいたしております。

宮之城鉄道記念館につきましては、現在1階部分に、さつま物産館と南国交通のトラベルサービス旅行の開発部宮之城出張所及びJRの定期券等の発売所が入居をいたしております。観光案内所の機能をもあわせ持っているほかに、平日で約100本の路線バス、空港バス、スクールバス、コミュニティバスが運行をいたしております。利用者の待合施設としての機能も発揮をして

いるところであります。

2階部分につきましては、研修室等の部屋が4部屋ございます。地域住民の方々が生涯学習の場としての利用とか、あるいは各種会合に利用をされているところであります。また、屋地馬場の公民会の公民館としての代替施設としての利用もされているところであります。

今後の利活用についてありますが、町の玄関口としてのバスター・ミナル機能の強化とあわせまして、さつま物産館の充実を図ることとともに、観光拠点施設としての駐車場及びトイレ等の再整備について検討してまいりたいと考えております。バスター・ミナル機能の強化策として、現在空港バスが周回をして運行している状況を改善をして、時間短縮が図れるようなことも検討を進めたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

○木下 敬子議員

20地区の公民館もそれぞれにイベントを開催して、趣向を凝らし、町内外の人々に足を運んでもらうべく、一生懸命取り組んでくださっていますが、高齢化が進む中、なかなか継続することの難しさを痛感していらっしゃることと存じております。

行事をするとなると、地区民の負担が大変大きくなり、先ほど宮之脇議員のほうからも公民館への支援についての質問がありましたので、この点については省かせていただきますが、町長がお示しいただきました財政面について、イベントにおける財政面については、いろいろな形での助成があるとのことです。

しかしながら、少人数での村おこしに立ち上がるうとする人たちもいらっしゃると思いますので、こういう方たちに、町民の方全てに、支援の内容など、折に触れてお知らせくだされたらありがたいことだと思っております。

また、人的面での地域担当職員の配置ですが、先日永野校区に大隅のほうから地域おこしの件で研修に来られました。そのときに私、この地域担当職員のことをちょっと詳しく説明申し上げましたら、大変よい制度であると。私もまちに帰って、町長に進言をしたいというようなこともおっしゃっていらっしゃいました。私、永野区なんですが、先日の永野ウォーキング大会のときにも、本当に職員の方、ましてやこの地域担当職員の方たちも毎週出て、一生懸命頑張ってくださいました。今後も継続していただくよう、要請しておきます。

ところで、最近では、南日本新聞に我がまちの記事が載らない日はないくらい取り上げていただきまして、大変ありがたいことだと思っております。しかしながら、前にも申し上げたのですが、町内でのイベントがだぶったり、いろいろ行きたいんだけど、自分ところがあるから行けないのよねっていう声もたくさん聞きます。そういうところは調整をしたり、関係団体とも連絡をとったりして、今ここであったイベントがある。次の月にはさつま町のこここの地区であるとか、そういうことをやっぱり観光協会、今は観光協会と言わないんですね。そういうところと連携をとり合って、やっぱり手づくりのパンフレットなんかでもいいんですけど、協会員もたくさんいらっしゃると思うんです。そういう人たちに働きかけをして、本当に1年を通してお客様に来ていただいて、お金を落としていただけるような、そんな観光課を中心として、待ってるのではなくて、自分たちでお客様に働きかけるっていう、そういうことをしてくださるよう要望しております。

というのは、先だってっていうか、もう2年、町長が陣頭指揮に立ちまして、健康増進課の特定健診の受診率を上げるっていうことを町長が真剣に皆さんに訴えました。その結果、本当に町民も一緒になって、受診率の向上を上げることができ、よそからも評価される、そういうことも

あります。ですから、やっぱり何かこう壁を、町民のほうは、壁は持っていないと思います。ですから、職員が壁を越えて、もっともっと町民にこうしたほうがいいんじゃないかという働きかけをしてくれば、町民も踊ると思うんです。やっぱりそこんところが、行政側の手腕ではなかなか思うかと思っております。

あと、2点目のさつまを知るツアについてなんですが、アンケート調査も実施されているようですが、私はその結果が余り、私どもは永野鉄道記念館とか、永野金山、観音滝、その地区にありますので、でもその結果が何にも入ってきてないです。地区の公民館長宛てにとかですね。ただ、よかつたよかつたっていう話は聞きますが、私はこれは、ただ見学をしてよかつたよかつたでなくって、町民の方が、自らが観光資源に目覚めて、そして他町から訪れた人たちに自分たちさつま町民がどうアピールしていくのか、そういうこと。それで、改善するところはないのか。

もし、町でするさつま町ツアの場合には、ちゃんと案内人が、観光ボランティアがつきますが、一般の人がちょっとぶらりと来たときに、じやあそれをわかってもらうような案内板が設置されているのか。そういう詳しいところを皆さんに見ていただいて、それを行政と町民が協働して、よりよい観光場所をつくりましょうよと、そういうことが目的でこのツアをされないと意味がないと思うんです。ただ単に町民サービスのために、さつま町を知ってくださいよっていうツア企画ではなくって、町民の力を十分に取り入れて、それこそ業務に生かしてくださるようにしていただきたいのです。後ほどどういうところが生かされて、どういうところをまた手を入れたのかっていうことは、後ほど担当課のほうに行ってお尋ねいたしますので、ここでは素通りをいたします。

それと、3つ目の宮之城鉄道記念館についてです。

現在は主に交通の拠点、物産館として利用されているっていうことを今説明いただきましたが、私はその館内に展示されている鉄道関係の資料が、日の目を見ていないのではないかと感じているところなんです。もう1館、永野鉄道記念館にも、たくさん機器と資料が展示されておりましたが、なぜ今まで両館とも脚光を浴びなかったのでしょうか。観光課として価値を認識していないかったのか、それとも両施設とも管理委託をしているので、それ以上のことをまちとしては考える必要がなかったのでしょうか。

我がまちの観光を考えたときに、東の玄関口になる永野鉄道記念館、ここはスイッチバックで運行された鉄道跡地であります。もっと力を入れるべきだと考えておりました。ホームも線路も残っております。桜並木もあります。田舎の原風景そのものであります。しかしながら、さつま町を知るツアのときも、先ほど、お茶接待をするからコースの中に入れましたとありましたが、コースの中にも入っておらず、単にトイレ休憩の場でしかありませんでした。展示室も狭く、十分ではありませんが、非常に貴重な展示物があり、マニアにとってはたまらない品々であるということです。残念ながら、十分な情報発信がなされていないと感じております。

両記念館に展示されているものは、その当時鉄道に従事していた先輩諸氏が苦労して集めてくださった希少価値の高い、大きなさつま町の財産であると考えております。その財産を生かすのは、私たちの責任であると思います。今手を入れなければ、永野の鉄道記念館のところにしても、鉄道線路もさびてます。いろんな機関車の類いのものも、もうさびてぼろぼろになっております。これをそのままほつといついでしようか。今手を入れなければ、歴史を刻んでいくことはできないと思います。永野と宮之城の鉄道記念館展示物を生かす方策を早急に検討していただきたいのですが、町長、この点についてはいかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

まず、イベントの取り組みの関係であります。

先ほどありましたとおり、いろんな方々が、地域はもちろんでありますけども、いろんなグループの皆さん方も本当に熱心に御取組をいただいて、感謝を申し上げてるところであります。そういうことで、この地域づくりの活性化のための取り組みとしまして、地域活性化型と提案公募型、もうこういうことで地域を活性化したいと御提案もいただいております。

そのことについては、単にこの公民館、公民会だけじゃなくて、そこにはいろいろなNPOであったり、老人会であったり、あるいは若手のグループであったり、そういう方が自主的に御提案をしていただけば、その内容によっては審査をした上で支援をいたしますよということにしておりますので、積極的にそういう少人数であっても、こういう取り組みをされてる方はどうぞしました応募をしていただきたいし、またその辺の支援策がなかなか周知が徹底していないというところはあるようありますから、その辺はまた公民会長さん、館長さん、周知をしながら、また場合によっては広報紙等で紹介をさせていただきたいと思っておるところであります。

とにかく、御意見ありますとおり、やっぱり何かやるとなりますと、やはりトップである私の考え方をしっかりと部内でも職員に対してもつなぎ、そしてまた町民にもあらゆる機会でお話をしながら御理解をいただいて、御協力をいただくということが大事でありますので、その辺は今後も御意見を踏まえて、対処してまいりたいと思っております。

我がまちを知るツアードアクセスなど、確かにアンケートをとっております。先ほど紹介したとおりで、よかつたよかつたばかりでは、もうそら確かにおっしゃるとおり、これをどう生かすかということが非常に大事なことでございます。いろいろいただいた意見等につきましても、改善をするところは改善をする。場合によっては、地元のほうにも結果をお伝えをしておるところであります。

町民の皆さん方に、やはりさつま町を愛して誇りを持って、皆さんが本当に対外的なお客様に対しておもてなしの心でPRをしていただく。このことが一番大事でありますので、その意味合いでこのツアードアクセスを設定をした狙いがあるわけでありますので、この辺は御指摘にありますようなことを踏まえて、またさらに町民の力が本当に發揮をされまして、さつま町がもっともっと、町民、町外からも本当にすばらしいまちだと言われるような取り組みが必要かと思っておりますので、努力をしてまいりたいと思っております。詳しくその辺はまた分析をしながら、対応をしてまいりたいと思います。

それから、観光協会との連携というのは当然大事でありますので、確かに町内のイベントは各地域の皆さん方が一生懸命取り組んでいただきまして、シーズンによっては本当に次から次とありますので、この辺も体系的に紹介をする機会も大事かと思っております。単発的に終わって、次は何があるか全くわからんこともありますので、町内のいろんな行事等については集約をしながら、いろいろお知らせをする、そういうことも大事かと思っておりますので、この辺についてはそのような詰めをしていきたいと思っておるところであります。

それから、鉄道記念館の関係でございます。

本当に長い歴史のあった宮之城線であります。そういう歴史のあるものについては、貴重な資料とかありますし、おっしゃるとおり財産としてやっぱり意識をしながら、今後、後世にしっかりと伝える。またいろんな関心のある方、観光的な面からも必要なことになろうかと思っておりますので、その辺は光が当たるような工夫っていうのは大事かと思っております。

記念館が2カ所ということで、2カ所で展示をされておりますけども、その辺の場所、東の玄関口である永野の場合、ウォーキングが、多いときは5,000人ぐらいいらっしゃいますので、非常にそういう点ではいい宣伝の機会かなと思っておりますし、日ごろからもスイッチバック等に鉄道ファンの方は本当に現地を踏まえて、ときたま訪れる方もいらっしゃるかと思っておりま

すので、この辺の展示のあり方というのはさらにやっぱり工夫をして、1カ所に例えれば展示をしたほうがいいのか、あるいはそれぞれの今までどおりの展示のところで、どういう皆さん方に訴える情報発信のあり方がいいのか、ちょっと研究検討をさしていただきたいと思っているところであります。おっしゃるとおり貴重な資料が生かせるように、努力をしてまいります。

○木下 敬子議員

前向きに検討をしてください。郷土に誇りを持つこと、それこそが活力を生み出す源であろうかと考えています。まず、人に集まってもらって、にぎわいを醸し出すことが大事なことだと思います。人が集まれば笑顔も生まれ、元気も出ます。ほかの地域、各種団体の人たちとも話し合いを深め、よりよい観光環境が整うよう、町長の言う子供から大人まで、オールさつまで施策に取り組んでいただくことを要望して、終わりたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、木下敬子議員の質問を終わります。

ちょっと早いようですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前1時5分

再開 午後 1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、9番、木下賢治議員の発言を許します。

[木下 賢治議員登壇]

○木下 賢治議員

薩摩地区の小中学校PTAでは、中学校再編に関する保護者のアンケート調査や検討会を重ねてこられました。その報告とあわせて準備委員会の報告も、地元の4名の議員にも聞いていただきたいというふうな要請がございまして、参加をさせてもらいました。

校名決定後、1月22日教育委員会のほうから、全協にて議会にも報告を受けたわけですけれども、聞く中で納得できない部分もあり、議会事務局を通じて会議書類と会議録の情報開示を申請いたしました。

会議書類につきましては、コピーをしていただけるということでしたけれども、会議録につきましては閲覧にしていただきたいという依頼がございまして、やむを得ず了承した次第でございます。

私はさらに、校区の館長代表さん、母親代表さんのもとにも出向いて、調査活動をしてきょうの一般質問に臨むものでございます。

まず最初に、学校再編準備委員会の協議の経緯について教育長のほうに質問するわけですけれども、この第1次の学校再編の決定の後に、教育長のほうから今後の対応ということで議会へも随時情報を提供し、また議会からの提言もいただいて連携を取りながら進めていくという申し入れがあったわけですけれども、その後小学校部会、中学校部会についても何ら連絡等はなかったわけですが、小学校部会においては議会のほうから要請したところ、ホームページに出しておりますという答弁でございました。

小学校部会の報告を受けたわけですけれども、中学校部会も昨年の正月に第1回目が開催され、2回目が8月、10月、12月というふうになっておりますけれども、やはりそういう当初議会

との連携を言われておったにもかかわらずなかったことに対して、それなりの理由があったのかをお尋ねしたいと思います。

2点目に、会議録を閲覧させてもらったわけですけれども、委員から多くの提言もあったようございます。ですけれども、それに対する対応といいますか、要望等に対する対応がなされてないようなふうに受け取っているわけですが、なぜなのか答弁をお願いしたいと思います。

3点目に、会議録のあり方についてなんですかと、文書規定の何年保存の何号を準用されているのかということと、また要点筆記のようありますけれども、規定に合致しているのかということと、できればその規定の要約した説明をいただければ大変ありがたいと思います。

4点目に、調査をする中で私の感じなんですかと、審議の誘導ではないかというような感じがしてならなかつたわけですが、本当にそれではないというふうに応えられるのかということを申し出したいと思います。

また、町長のほうに対しましても、これまでの中学校再編の準備委員会の経緯については、当初町長も教育委員会とは常に連携を取っていくということでしたので、それを踏まえてどのように受けとめておられるものか伺います。

それから2点目に、周辺市町の学校再編の形が見えてきたわけですけれども、それらの判断を町長はどのように受けとめていらっしゃるもんでしょうか。当然、よそはよそ自分のうちは自分のうちというような考え方もあるわけですけれども、参考にされる点があるものかを含めて伺います。

最後に、学校の配置についてなんですかと、以前にも質問した経緯がございますが、学校の配置についてはやはり町の形ということになると思います。教育委員会に丸投げして、第三者委員会等で検討されるのがこれまでの経緯なんですかと、やはりそういう前に町長が自分の町の学校の基本的な姿というものを持っているべきじゃないかというふうに私は思っていますし、近隣の市町の首長もそのような対応をされてる感じてるわけですけれども、以上、町長のほうに質問を申し出て通告いたします。よろしくお願ひします。

[木下 賢治議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

木下賢治議員のほうから、第2次の学校再編計画の策定についてということで町長のほうに御質問がございますので、私のほうから先にこの御答弁をさせていただきたいと思います。

まずはこれまでの中学校再編準備委員会の経過をどのように受けとめているのかとの御質問でございます。

平成19年から検討を始めました小中学校の規模適正化計画につきまして、平成21年に学校規模等適正化検討委員会の答申をいただきまして、答申内容に沿って平成26年6月議会で、平成31年4月の中学校再編を決定をしていただいたところでございます。

この中学校再編に当たりまして、よりすばらしいこの中学校を創造するために、中学校再編準備委員会を組織をしていただき、検討をお願いしたところでございます。

再編準備委員会におきましては、再編校の名称を最初のこの協議事項として熱心に審議をしていただいたとお聞きをいたしております。再編準備委員会の経過につきましては、教育委員会より提案をいたしました内容の報告とか、あるいはこの審議の結果の報告を受けております。協議内容については理解をいたしているところでございます。

この再編準備委員会の委員の皆様には、昼のそれぞれお仕事のある中、仕事を済ませた後に地域あるいは保護者の御意見を取りまとめるということなど、大変御苦労をおかけしたと考えてお

ります。

したがって、統合中学校のあるべき姿等を検討していただく準備委員会でありまして、関係の当事者の皆さん方でございますのでお互いに意見を出し合い、また地域の保護者あるいはこういった皆さん方の御意見などもお聞きしながら、真剣な議論をしていただいた準備委員会でございます。そういう準備委員会でのこの取りまとめの結果でございますので、十分尊重をしなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、周辺市町の学校再編の形が見えてきたが、これらの判断をどのように受けとめているかということでございます。

県内でも、非常に少子化というのは進んでおりまして、ほとんどの市町村がこういった学校再編についても取り組みをされておられます。平成17年ごろから取り組んだという動きがあるようでございます。

これらの再編につきましては、本町と同様に複式学級を編成をする学校の解消を目的とした適正規模への再編、あるいはそれらをキーにしまして、地域の特性等も踏まえた小中学校の一貫教育とか、義務教育学校の導入、こういったことも市町村もいろいろ特徴を出した形の取り組みがなされているということを認識をいたしております。

周辺市町の再編につきましては、それぞれの町の事情というのがございますので、それに基づいて検討決定をされたものと考えております。

本町の再編につきましては、先ほども申し上げましたが、合併の当初から振興計画にもこういった少子化の傾向があるということで、そういう適正化規模についてはもううたってあります、それに基づいてこの適正化の検討委員会を設置をして進めるということでございます。

関係の校長とかあるいはPTAの代表とか、あるいは地域の代表者の皆さん方をメンバーとしたこういったメンバーの方の御審議を検討していただくという組織でございまして、そういう皆さん方の慎重な審議結果のもとに答申をいただいたところでございます。それに基づいて、本町におきましては関係者、あるいは関係地域に説明を繰り返すことを行なながら、こういった適正化の取り組みを進めてきたところでございます。

次に、学校適正化計画基本計画の第2次の計画については、平成28年度に検討することとしておりますが、これにつきましては、平成26年に決定をいたしました第1次計画の中で、複式学級の解消を図り、平成32年をめどに再編を進めるとしたところでございます。

町政の進行上、学校教育の活性化を図るという観点から、学校の配置については重要な要素であることは十分承知をいたしております。計画策定の過程におきまして、教育委員会と連携を取りながら、今現在新しい法律ができまして総合教育会議というのが設置をされるようになりました。

町長が主宰をしながら、いろんな会議を進めて取り組むということが決まりましたので、これまで以上に教育委員会との連携というのは深まっていくものと考えておりますので、こうしたことにつきましては、町長としての立場も十分に認識をしながら、教育委員会が主体的な取り組みを行っておりますので、その任に当たっていく体制と考えているところでございます。

町長部局に、こういったものと一緒にすることもありますけども、やはり町長部局もそれぞれの分野についてはそれぞれの課で対応しておりますので、この学校問題というのはやはり教育委員会が一番主体的に進めるということではございますけども、やはり総合教育会議ができた以上、町長としましてもそういう重要な課題として受けとめながら、この学校の適正化についても進めてまいりたいと思っているところでございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

[教育長 東 修一君登壇]

○教育長（東 修一君）

学校再編準備委員会の協議経緯について、4項目の質問がありました。

まず第1でございますけれども、さつま町立小中学校規模適正化計画第1次計画に基づきまして、具体的な準備を進めるために設置されました学校再編準備委員会につきましては、御案内とのおり小学校で2つ、中学校では1つの準備委員会を組織して協議を進めてきているところでございます。

この準備委員会の性格につきましては、平成26年6月16日の議会全員協議会で報告いたしましたとおり、学校の名称等を初め教育課程に関することなど、大きくは7項目を掲げまして協議をしてきていただいているところでございます。

小学校の準備委員会では、平成27年の3月23日の議会全員協議会におきまして第3回までの協議決定事項、校名等について御報告を申し上げました。

非常に準備委員会の協議がスムーズに進みましたもんですから、もう第3回で校名まで決まったということで、その3回が済んだ後にこの報告を申し上げたところであります。

ただ、9月4日の議会全員協議会におきましては、小学校の通学バス運行につきまして方針及び関連事項等について報告し、また準備に要する関連予算等につきましても、9月、12月議会で審議され、決定をしていただきながら準備作業を進めてきているところでございます。

中学校の準備委員会関係につきましては、これまで4回の協議が行われまして、予定どおり平成31年4月開校へ向け鋭意協議をいただいているところであります。まずは校名につきまして協議決定されましたことから、本年1月22日の議会全員協議会におきまして報告をさせていただいたところでございます。

今後、校歌、校章、校訓、制服等を協議することになっておりますので、それらの検討結果も必要に応じて報告する予定としております。

このように、各小中学校の準備委員会で協議されました結果や経過につきましては、議会の全員協議会の機会を得まして議員の皆様へ報告し、その中で指摘等につきましては真摯に受けとめながら事務作業を進めてきたと考えているところでございます。なお、関係する住民の皆様にも、学校再編だよりや町の広報紙などでお知らせをしてきているところでございます。

それから、2つ目についてでございますが、準備委員会の委員の皆様におかれましては、それぞれの立場において地域団体等の意見集約を行なながら、その代表として意見を述べられるとともに、一方では準備委員会の委員として大所高所から再編校のあるべき姿を考えて意見を述べられ、それらのさまざまな意見をもとに委員同士で議論協議をしていただいております。

この中で、委員としての個々の御意見、提言は、協議の中で多く出され議論をされたところでございます。私どもは、その個々の多くの御意見、提言の中から、準備委員会としてまとめられましたことにつきましては、予算の関係等もございますけれども、できる範囲で検討を対処してきたと。また、今後ともそうしていきたいと考えております。

それから3つ目でございますけれども、学校再編準備委員会におきましては、PTAの役員、区公民館等地域代表者、女性保護者、校長など、学校に関係するそれぞれの立場の代表の方を委員にお願いし、先ほど申し上げましたけれどもそれぞれの立場から、そして一方では町全体を俯瞰して大所高所からそれぞれの意見を出され、準備委員会で幅広い協議検討を行っていただいております。

会議につきましては、毎回全員の方が協議項目について御意見を述べられるよう会議の進行にも配慮をしておりまして、事務局といたしましても忌憚のない御意見を出していただきますよう

に、あえてICレコーダーなどを用いての録音はしておりません。

さつま町の文書規定に準拠しまして、第39条の第2号に所管課長が責において記録をするとなっておりますけれども、それに基づいて記録をしてるところでございます。

それから、最後でございますけれども、回答が重複いたしますけれども、小学校中学校のいづれの準備委員会の運営方法につきましても、議会で報告いたしましたとおり、基本的にはスケジュールに基づきどんないい学校をつくるかということで真剣に議論をしていただいております。

そして、各協議項目につきましては、事務局が提案することを含め、協議の進め方につきまして全委員に確認し、了解を得て進めてきたところでありまして、その中で意見が収斂していったものと考えております。

また、事務局への質問につきましてはそれぞれにお答えいたしましたが、それらを含め審議の誘導を行ったとは考えておりません。

[教育長 東 修一君降壇]

○木下 賢治議員

ただいま教育長のほうから、中学校部会においても随時議会のほうにも報告したということでございますけれども、決して私どもはそういうふうに報告を適宜受けているとは思っていないんですが、実際そういうことはなかったと思うんですけども、当然そういう報告があれば議員各位も、これは町にとりましても町の教育に関するこの中でも本当に重要なことですので、それぞれの委員の立場として意見も多分出されたと思います。

当然、私も報告があれば宮之城中学校という提案がなされたという情報が入ってきました。そうあったときに、担当係長のほうにそれはどういうことかちゅて話を尋ねたんですけども、何かこうたたき台がなければ検討が先に進まないからというような答弁だったわけですが、委員はですよ教育長、それぞれの組織の代表であり当然自分の考えというのもお持ちでしようけれども、それぞれの組織の意見を総括してそういう委員会に臨まれると思うんですね。何かそういう項目を与えると検討ができないような委員の方々じゃ私はないと思うんです。私は失礼だと思うんですがね。

やっぱりそれだけの人たちの集まりであるわけですので、当然私は委員を尊重してこの委員からの提案、発議というものをやっぱり尊重するべきだと私は思いますし、宮之城中1案の提案もどんなものかなというふうに私は思います。

ついでですから言いますけれども、提案の理由にしてもおかしいなと思ったのが、今ある宮之城の跡地にあるというような説明の欄があり、全協で議員各位にも配付があったわけですが、私の知る歴史家に言わせれば、宮之城ちゅうのはお隣の盈進小学校の前身であったんだという話を聞きました。

言われるように、みんなで取り組んだ災害復興のときの分水路にしましても埋墳調査にしましても、あそこは宮之城じやなかつたですよね、虎居城だったですよね。

歴史的なことはそれぞれいわれもあるかもしれません。見る人によって違う部分もあるかもしれませんのが、いつのまにあそこが宮之城になったのかというふうに不思議でならないということと、文中をちょっと読みますけど、島津歳久公が領地したのは祁答院、宮之城のほか12村と言われておりますという説明書きでございます。

12村は鶴田、求名、中津川、久富木、佐志、時吉、紫尾、柏原、湯田、船木、平川、虎居の各村であったと記されているわけですが、議員各位の中にはうんだけえん名前がなかつたちゅう人もたぶんいると思います。今さつま町の中で、ここに示されてない地名もあるわけですね。私はそれを感じたのが、無理にこじつけじゃないかというふうに見えてなりませんでした。この

点についていかがですか。

○教育長（東 修一君）

確かに、私どもは宮之城中学校で提案をいたしましたけれども、これだけで議論をしてくれということで提案をしたわけではございません。会議の中では、平仮名のさつま中でもいいんじやないかとか、さつま宮之城中でもいいんじやないかとかいろんな議論がありまして、準備委員会の中でどうしたらいいかということで議論をしていただきまして、最終的に宮之城中という形にきたわけでございまして、私どもと委員会の委員とやり取りをしたんじやなくて、準備委員会の中に出しましたら、今おっしゃるように持ち帰っていただいて持ってきたところが、さつま中がいいんじやないかとかさつま宮之城中でいいんじやないかといろんなのが出ましたけれども、そのいろんな出た中で議論をして、最終的に宮之城中という形に収斂をしたわけでございまして、1つ宮之城中だけを出してこれで議論してくださいということでやったわけではございませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○木下 賢治議員

じゃあほかには出さなかったのは事実ですよね、ほかの校名を出さなかったのは。ということは、委員会で決定されれば委員会でもんでもらいたいということですけれども、委員長さんは口述書に沿って会議を進められるわけですよね。

会議録を見たとき、口述書もやはり一緒に添付してございましたので見させてもらいましたけれども、そういう配慮はそばにいて委員長さん意見を取りまとめてくださいとかそういう指導はできなかつたわけですかね。

○教育長（東 修一君）

さっき議員がおっしゃいましたように、例えば中学校に絞りますと4つの地区全部を含んでいるわけですけれども、それぞれ代表の方が来ておられますので、委員長がどのような形でやろうともそれぞれ自分の意見というのは明確に述べられて、準備委員会というのは進められていったというふうに認識しております。

○木下 賢治議員

事務局がそこにおってですよ、やっぱし会議の運営 자체がうまくいってない場合にその指導する必要があると思うんですけども、もう丸つきり丸投げで任せて单なるその傍観者でよかつたものか、私はそういう体制についてどうも疑問でならないわけですが、時間がなくなりますので前に進みますが、1月22日議会の全協で報告にあったときなんですけれども、私が議会への報告とあわせて全協時の報告時に教育長は所管する教育委員会にも宮之城中を提案するということは相談もなくして、実際そういう検討委員会の中に申し入れをされてますよね。

そしたら、その答え自体が教育委員は最終判断をする機関であるから、する必要のないような答弁だったわけですが、私は教育委員さんの先生方とはやっぱり連携して教育行政を進めるべきじゃないかというふうに思うんです。

ほかの市町村は、教育委員さんも一緒に学校のその適正化について説明会に回っている市町村もありますよ。ましてや町の庁議、課長会にも出していらっしゃいませんよね、このことについて。職員一丸となって町政に取り組みますちゅうのが普通の挨拶の中にあるわけですけれども、配慮が私は足りないし、全く教育委員会独自の歩みで執行されているように思えてならないんですがいかがですか。

○教育長（東 修一君）

教育委員会との連携でございますけれども、平成26年7月14日の第8回の教育委員会の定期例会で、この設置要綱そういうものを全部報告をいたしまして、そしてその中身等については説

明もしております。

そして、今先ほど申し上げましたように、よりよい学校をつくるために準備委員会でいろいろ、協議項目につきましてもちゃんと委員会に出しましたし、そういう形でやっております。

そして、26年12月、あるいは27年2月13日、9月、10月というふうにして委員会で報告をしたり、あるいはこれはこういう重要事項のときには委員研究会というのも、私が来てから改めて教育委員の勉強会を設置するようにしましてその中でいろいろ話もしまして、これはもう準備委員会に任せておりますので、その決定については準備委員会にお願いするわけですが、報告とか経緯というのは委員の方々にもそういう形で報告をしてきております。

○木下 賢治議員

結局、教育委員の先生方をないがしろにしたような姿勢について疑問を投げかけているわけですので、私も確認したんですよ。やっぱしそういうふうに、宮之城中学校というのを事務局案として提案しますということであれば、私はやっぱし打診するべきであると思うんですけども、本当にこう納得できない執行姿勢に間違いではないかというふうに思えてなりません。

時間がありませんので2点目にいきますけれども、それぞれ委員からの出た意見に対しての対応なんですが、先ほどの答弁にもありましたように、委員会で決定したことに対しては対応するけれども、決定がなけりやできないというようなことの答弁でしたが、出された意見の中に実際対象となるのは今の小学生ですよね、中学校の統合される時期ちゅうのは4年生以下ですがね。小学校の委員がだれもいないわけですよねこの準備委員会の中に。おかしいというのがもうどの学校からも出ているようですよね。

何でそれを、それは委員会でまとめられなかつたからちゅうなことで事務局としてそこ辺を指導はできなつたもんですかね。皆さんの意見がまとまれば、委員は25名以内という規定があるので、まだ16名だからあと9名は入れられるわけですよね。

本当に今のその委員の人たちはもういない人もいるわけですよ、対象にならない人も。1回目のときは担当の課長も違つたし、2回目以降は委員も改選されて違う人がたくさんじやないですか。やっぱしそこら辺を含めてもうちょっとこう親切さちゅか、やっぱしその委員に対する思いやりというものが本当に見えない感じがしてならないわけですが、どうしても小学生代表の委員ができないんであればアンケート調査ぐらいしてくださいという意見も出てるようでした。

正月の22日に1回目をやって、8月の20日でしたっけ2回目が。半年間、半年以上あるのにそういう対応ができない、途中には予算の都合があれば定例議会もあったわけですので、当然やる気があれば私はできたと思うんですよ、またしないのもおかしいと思います。本当に、実際の子供たちの入る人たちの保護者がそれに参画できないちゅうのはおかしいじやないですか。

あわせて公募の話も出たそうですけれども、住民投票とあわせて。それについても事務局がそれはできないという答弁だったというふうに聞いておりますが、あわせて答弁お願いします。

○教育長（東 修一君）

その中学校のほうの、小学校のほうにつきましては、いろいろ出ましたことにつきましては帰りのバスの便数の問題等はここで報告しまして、帰りに2便するということでいろいろしていただきましたし、柏原小学校の校訓の問題につきましては、最終的には柏原小の校訓になったということで聞いております。

中学校のほうにつきましては、今ございましたように最後のその4回目に校名を決定する状況の中で、アンケート調査とかあるいは小学生の保護者の代表とか、宮之城中学校への合併吸収ではなくて4校が1つになって新たに出発する必要があるとか、あるいは議会の議決が必要かとか学校名以外は1から検討するとかいろんなのが出ました。

それで、そういうことについては今後検討していくつもりでおりますけれども、特に今冒頭で出ました小学生の保護者の代表につきましては、今後制服とかいろいろ着るのは小学生でございますので、そういうことを含めて検討することで今回の予算に計上して入れていく。そういうような、すぐにはぱっと予算の関係もございましたのでできませんでしたけれども、今回の予算で計上して取り組んでいく予定にしております。

○木下 賢治議員

1回の会合のときに小学生も入れてくださいという要望は出てました。私は確認したんですから。16人に小学生の委員を入れたら何か都合が悪いことがあったんですか、校名を決めるのに。

それと、校名は先送りにしてでも並行して、ほかに今出された通学とかいろんな話があるからそれも並行していったら、校名にはなかなか厳しいから並行していったらどうかという意見も出ているようですけれども、これも対応されてないですね。

言われたとおり委員会で決定して提案がされれば、したと言われりやもうそれまでですのでもう答弁は要りませんけれども、3番目に入りたいと思いますが、会議録についてなんですかとも、39条の2号を、私の持ってる資料は40条ですので載ってないわけですから、当然そういう町の文書規定について何ら、課長でもいいですけれども問題はないですか。

○教育総務課長（角 茂樹君）

準備委員会の会議の要点録という形で、いま現在取りまとめはさせていただいているところでございまして、これにつきましては、さつま町の情報公開条例に基づきます実施機関の職員が職務上作成した文書、公文書に当たるというふうに我々は思っております。

当然、さつま町にはさつま町文書規程というのもございますので、我々はそういった文書規程に基づきながら、一方ではさつま町情報公開条例、あるいはさつま町個人情報保護条例、そういうものを照らし合わせながらこの公文書の管理といったものはやっているつもりでございます。

先ほど教育長から答弁がありましたけれども、その文書の規定にあります39条の2項につきましては、これは閲覧についての規定であるということでございますので、その点については御理解いただきたいというふうに思います。もちろん、そういった規定に基づきながら我々は運用させていただいているということでございます。

○木下 賢治議員

もうあと時間がないですね、まとめて質問しますけれども、確かに私もその関係書類を閲覧の際に、ほかの関係書類ともう一緒にファイルされておりました。決してその、しっかりときれいで整理されているという状況ではございませんでしたので、口述書も一緒になってほかの書類なんかも一緒になって、まだ済んだばっかだから整理も多分できない部分もあったかとは思いますが、そういう状態でこれでいいのかなという不思議には思ったわけですが、私が思ったのは委員の発言は記録があるわけですね。

ですから、事務局の、挨拶を含め答弁とかそういうもの何も一切書いてないわけですね。何でだろうか、私は責任回避じゃないか、一部にはQ&Aでしてるところも確かに少しありましたけれどもやはりそこ辺は、その事務局の説明で会の流れが変わるわけですがね、それはやっぱり証拠として残しとらんにやいかんと私は思うんですよ。

重大なやっぱ会議のひとつじゃないですか。私はどうも、事務局の責任回避に思えて仕方がなかったんですけども、やはり大事な、そういう会議記録ですのである程度保存の必要性もあるかと思いますので、今後あり方については検討していただきたいし、町長部局のほうとも、文書課のほうとも連携をとってちゃんとした会議録の保存を要請しておきたいと思います。

それから、先ほど委員の提言のところで申しましたけれども、投票したらどうかとか、16人

で採決したらというような意見もあったようです。聞きました。ですけれども委員の中から、16人で投票するんであればもう町民にみんなで投票してすれば、宮之城というのが多いのはもう決まってるからわかったようなことですがねという発言があったと、私は涙ながらに訴えられた経緯がございます。そういうのも会議録に載ってないんですよ。本当の、これで会議録の意味がありますか。

委員から出された意見、事務局の説明、答弁、書かれてない会議録は私は意味がないと思うんですよ。都合のいいように記載されたらどうなりますか、誰も確認はできないわけですよ。

今回のことなんかも、議会が教育委員会にそういう検討をお願いした状況にあるわけで、議会と一緒にますがね。私は議会の議事録をかねて見てるから、教育委員会のそういう議事録に対して不満もあるわけですけれども、確かに議会までじゃなくてもせめてやっぱり録音ぐらいとつて、責任ある保存っていうものは私は必要だと思いますよ。

委員もそれなりの使命を持って委員に選任されてるわけですから、私はそこは拒まれないと思うんですけども、町長部局を含めて、今後そこを含めて検討していただきたいと思います。

4番のことなんですけれども、正月まで含めれば4回の検討委員会というようなことで、4回目では賛否あったというようなことで、3回目まではそれぞれの学校区自体の意見の集約ができていない状態で、なかなか会議も進まなかつたようなふうに聞きました。

事務局は、投票はできない、住民投票もできないというし、委員長さんは口述書でみんなの総意でしてくださいと言われる。どっちかが賛否あってどっちかが折れなければ、もうその会議は進まないわけですよね。

その状態を本当に切々とこう聞いたわけですけれども、私は議論が尽きたら投票でいいと思うんですよ。そしたらもうみんながどっちも納得すると思います。16人でも住民投票でもいいと思います。

そういう対応をどうして、委員長に提言をして事務局がそういう指導をして会の運営を図れなかったものか不思議でならないちゅか、本当にもうちょっとその委員会の事情を察した上で、やっぱそういう指導というものをしていただきたかったというふうに思えてならないわけですが、これまでここまで拒否されるんであれば、できれば私はもうこういうことは言いたくないんですけども、会議録の閲覧をしてるときに私は自分の目を疑う文章を見てしまいました。

そこには、宮之城中学校に決めなければならない理由が書いてありました。リスクマネジメントも記載していました。教育長、担当係長が独断でしたと私は思えんですが教育長の指示ですか。

○教育長（東 修一君）

全て実行委員会でいろいろ検討をしていただくということにしておりまして、一方ではそういうような意見も、多数決をとれという意見もありますし、一方ではこうしてみんなで話し合ったんだからこの中で多数決までとらずに決めようやというそういう意見もありましたわけで、やはり会の流れに沿って私どもは十分議論されて、そして収斂をしていったというふうに記憶をしておりまして、特に誰ののを応援をするとか誰の応援をするとかというような態度はとっておりません。

一方では話し合いで決めましょうという意見もありましたし、一方では多数決もあったということのようですが、そのような形でやっておりまして、特にやっておりませんし、それから私が宮之城中学校にせよとかいうような指令をしたとかということでございますけれども、それは一切しておりません。ひとつの協議の提案をするときには、それでよかろうということ出してはおりますけれども、最終的にそれを強引にどうこうということについては一切そういうことは指

示はしておりません。

○木下 賢治議員

私も、議場で見てもないのを見たという偽証をするような人間ではございませんが、実際見たのは事実なんですよね、そういうものを。担当の係長も私も旧町時代からおつき合いがあります。こういうことをすること自体、本当に申しわけない気持ちもあるわけですけれども、町のチェックマンとしての私の仕事ですから許していただきたいと思いますが、本当に彼には申しわけない気持ちでいっぱいなんですけれども、こういう執行姿勢に対して私は本当に一般質問で、全協でみんなにも相談はしたんですがね、議員の皆さんのがすったればもう一般質問でせんなんじょうなかでというようなことで、誰も了解してもらえなかつたですよ。

合併して10年になります。合併した当初は本当に三位一体の改革で、けさから議論がありますように本当に厳しい状態の中で行革を強いられ、当初予算を組めば財調も2億なかった年も多分あつたんじゃないかと記憶します。そういう心配して10年たって、災害もみんなで取り組んだじゃないですか。昨年は10周年をみんなで万歳して喜んだじゃないですか。

みんなでつくってきたこの10年のさつま町が、町民の心を、心身を醸成せんにやならん教育委員会がこういう執行姿勢で、町民の気持ちを逆なでするようなことを私は決していけないと思うんですよ。

行政は、公平公正でなければ私はいけないと私は思っています。たまたま私が見てはならないものを見てしまったからこうなったわけですが、見らんなこういうこともわからんわけですがね。議員の皆さん、町民の皆さん、本当にもうちょっとこう目を見開いてほしい私は言いたいです。

時間がありませんので町長のほうに移りますが、もう総称してとにかくこのような検討体制というものを今町長も知られたと思うんですけども、2次の学校再編の検討に対してもうちょっとこう開かれた審議というか、そういうものを希望するしかないわけですよ。

どしここで言い合いをしてもう時間が過ぎてしまうだけですので、やっぱし町長、町の代表者としてトップとして、本当にこの10年間を心から喜び合える町として、していくための改革をお願いしたいというか、本当にこう私も好かんこと言うのは身が切れる思いです。ぜひ対処して、本当のまちづくりに臨んでいただきたいと思います。町長の所見をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

今回の中学校再編に当たりましてのいろいろとまた御意見をいただいているところでありますが、この中学校の再編準備委員会の皆さん方が本当にいろんな御苦労をしながら、真剣なこう議論をしてされたというふうに受け取っておるところであります。

会議録の詳細については、私もちよっと把握はいたしておりますけれども、やはりいろんな委員の皆さん方が本当にいろんな立場から広く意見を出して、公平に意見を出し合いながらまとめられたものというふうに受け取っておりますので、結果的にいろんな過程があったというふうには思いますけれども、結果としてこういう方向が出されたということは、非常にいろんな苦労もあったと思っております。

今後のやっぱりあり方というのはおっしゃるとおり、これまで10年間という非常に皆さん方の大変な、それぞれの立場の人たちの御努力によって今日のさつま町がやっていく状態になっているわけでありますので、今後もやはりこの、私はいつもこの姿勢として透明性のある行政をということは常に申し上げてるところで、私自身も常にそういう考え方のもとに町政には当たってるつもりでございますのでこれからも、ほかのところもそういう気持ちでやってると思っておりますけども、さらに意を改めて姿勢としましては透明性のある、皆さんから信頼を受ける公平な行政を進めていきたいとこのようにお誓いを申し上げたいと思っております。

○木下 賢治議員

町長には悪いですけれど、やっぱり連携をとって、教育委員会とも連携をとっていくというのも当然町長も言われたわけですので、私は連携がとれてないからこんなふうになるし、もうちょっと血の通う行政をしてもらわんことには、本当に将来の町民に対しても私どもは本当恥ずかしい思いをすると思います。

けさも財調の話がございましたけれども、8億7,000万ですかね、9億近い財調を取り崩してもまだ43億残ってる町ができます。そこには、みんな町民の私は我慢があったからできたことだと思いますよ。当然、執行部の適切な提案があったからもです。

川も道路も学校も学級数も交付税の算定基礎じゃないですか。今の町があつて、みんなでつくれてきた10年間でこういう町に育ててきたわけですので、後世に恥をかかない議会であり執行部でありたいという思いを皆さんと一緒に誓って質問を終わりたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、木下賢治議員の質問を終わります。

次は、11番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

通告に従いまして質問させていただきます。

私は、森林林業振興策について町長にお伺いをするところでございます。

さつま町の森林原野は1万9,869ヘクタール、町の面積の65.5%を占めております。その森林は、戦後国・県の造林補助事業を活用して植林されたスギやヒノキが、50年から60年を経過して立派に成長した山林が多くなってまいりました。

これまでの木材価格の推移を見てまいりますと、昭和40年代のスギ材の市場平均価格は1平方メートル当たり4万円ぐらい、ヒノキが6万円ぐらいで推移しておりましたけれども年々値下がりをいたしまして、先月2月12日の北薩木材流通センターの平均価格を見ますと、スギが9,000円、ヒノキが1万1,500円で取り引きが行われております。ここ20年30年間は、高いときの20%前後での価格で推移しておるところでございます。

その背景には、住宅着工数の減少や、木造住宅一戸建てからマンション建設などへと住居ニーズの変化等もあり、住宅建築用の木材需要の減少などが主な要因とも考えられております。また一方、50年60年前に植えたスギやヒノキが主伐期を迎えまして生産量が増加し、現在の安値になっていることも現実でございます。

そのような状況を改善するために、中国、韓国などへの輸出や、最近バイオマス燃料としての活用に取り組まれているところでもございますが、多少の値上がりはございますが先ほどの市場価格が現状のところでございます。

民有林の所有者についてでございますけども、木材価格は低下してなかなか値上がりの要素が見当たらないこと、高齢化していること、それから所有者の不存在化が進み、後継者は都市部に出ていき山の管理が難しくなり、また山に対する関心が低く、山の所在地や境界もよくわからぬ状況であります。これまで手間暇かけて育てて成長した山林を、子供たちは親が処分して生活のために使いなさいというようなふうに言ってる声も聞かれます。

そのような状況で、皆さんが山に対するそういう気持ちが、本当にこれから植えていこうかというよう気持ちにはなかなかなれないような状況もございます。

そのようなことでございまして、最近伐開された山が、造林もせずに放置されてきている山が

あちこちに見受けられております。御承知のとおり、森林は資源であると同時に水土保全や地球温暖化防止にも大きな役割を果たしております。そのような観点から、伐採後の再造林を進めなければなりません。

最近、鹿児島県でも伐採期を迎えた山林が多くなってきたことから、循環型の林業の確立に取り組み、主伐、再造林の一貫作業、それから獣害対策の推進、定着を図る目的で、再造林を推進しております。

所有者の了解が得られないようでございますが、宮崎県、熊本県、大分県などは、伐採後の造林率が80%以上あると聞いております。鹿児島県でも、薩摩半島は30%台のような情報を聞いておりますが、本町もそのようなところにあるのではなかろうかというふうに考えております。

そこで、森林林業の現状について町長にお伺いをいたします。

まず1番目に、森林林業の現状をどのように捉えておられるものか。

2番目に、民有林の所有者が森林に対してどのように考えていると判断されているのか。

次に、再造林についてお伺いいたしますが、県は循環型森林経営を進めようとしておりますが、再造林について所有者はどのように理解をしていると判断されているのか。

2番目に、再造林を進める上で、苗木や作業従事者などの体制についてどのように捉えておられるものか。

3番目に、町として再造林推進についてどのような施策を考えておられるのかお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

[米丸 文武議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員のほうから、森林林業の振興策についてということで御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、森林林業の現状についてどのように捉えているかということでございます。

町内の森林資源について、民有林の面積が1万4,202ヘクタールでございます。そのうちスギ、ヒノキの人工林面積というのが7,606ヘクタールでございます。通常の伐期齢というのは、通常よく言われます35年から40年ということになっておりますけれども、木材需要とかあるいは価格の低迷等で伐採がなかなか進まないということで、現在は50年生以上のスギが1,777ヘクタール、ヒノキが3,264ヘクタールということで、人工林面積全体の約66.3%となっている現状がございます。

近年になりますと、県産材の東南、東アジア、こういったところへの輸出とか、あるいは近隣の木質バイオマス燃料等への需要というのが高まってきておりまして、伐採は毎年県内においては増加傾向にあるところでございます。しかしながら、伐採跡地において再造林というのがなかなか進んでいないのが現状であります。

県単位で見ますと、これは平成20年から24年の5カ年平均でございますけれども、再造林率は、熊本県は95%、宮崎県で約8割と申し上げましたけれども、76%、8割ぐらいになっているのに対しまして、鹿児島県は35%ということでございます。非常に再造林が県全体としまして進んでいないという実態がございます。

御承知のとおり、森林の持つ役割というのは単に木材生産だけではなくて、水源の涵養はもちろんのこと、山地災害の防止とか二酸化炭素の吸収が図られ、地球温暖化の防止にも大きな役割を果たしてるのでございます。

このような森林の機能を維持するためにも、再造林のこの推進ということは非常に大事なこと

でございます。森林の適切な整備保持に努めることが重要だというふうに考えているところでございます。

次に、民有林のこの所有者が森林に対してどのように考えてるかと判断されてるかということございます。

近年、スギ、ヒノキ等の人工林を中心に利用期を迎つつある中で、木材需要は高まっております。しかしながら、木材単価の低迷というのがございます。先ほど申されたとおりでございます。

林業の採算性というのがなかなか見通しがつかないというようなことで、持続的な林業経営に対する関心ていうのが山の所有者にとってはなかなか高まらない、低下をしているという現状にございます。

また、現在の所有者の高齢化ということもございます。将来において、森林を管理する後継者がなかなか見込めない、そしてまた林業による所得の確保、向上について希望を持ちにくい現状がございますので、森林の保全とかあるいは森林経営に対する意欲というのが、なかなか沸いてこないというのが現状となっているのではないかと思っているところでございます。

それから、再造林についてでございます。

県におきましては、この循環型の森林経営を進めようとしておるところでございます。再造林についての所有者の理解、どのように判断されているかということでございます。

循環型の森林経営につきましては、計画的な主伐、再造林による資源循環により、片寄った資源構成を平準化させまして、持続可能な森林経営の構築を目指しているものでございますが、さつま町内の民有林においては、伐採された人工林の多くがこの再造林に至っていないというのが現状でございます。

森林所有者は、その後継者、あるいは造林、保育経費がやっぱりかかるというようなことでございまして、いろんな関係からこの再造林には積極的になれない、消極的な面が散見されるところでございます。しかしながら、再造林の推進については持続可能な林業経営、あるいは森林の持つ公益的な機能の発揮の面からも大変これは重要であると考えております。

先ほど申しましたが、森林の持つ役割というのはこういう多面的な機能を持っておりますので、森林の所有者の皆さん方にもこういったことを十分理解をされておると思いますので、これからもそういったことを訴えながら、再造林の実施に向けていろんな制度を活用しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

そういった再造林を進める上で、苗木とか林業作業従事者などの体制についてでございますが、立地条件、自然景観、生物多様性の保全といった森林に求められますこの社会的な要請も踏まえますと、広葉樹林化ということも必要でございますし、針葉樹と広葉樹の混交林についても、やはり多様な森林への誘導ということも必要ではないかと考えております。適地適木を基本としたスギ、ヒノキの再造林、こういったことも積極的に推進をしているところでございます。

今後、県の再造林面積を拡大する方向性を踏まえますと、この値上げの生産量の増加が必要になってくると考えております。そのためには、作業従事者の確保とか育成は大変重要なことでございます。優良苗木の安定供給、低コスト施設の支援、こういったことなどを林業関係者一体となって進めてまいりたいと思っております。

また、町内においても圃場の造成など、種苗生産拡大に向けての取り組みを計画されている事業者もいらっしゃるようありますので、今後の状況を確認しながら町としても手だてを講じていきたいと考えております。

それから、再造林につきましてどのような施策を考えてるかということでございます。

木材生産の拡大とともに、この再造林が大きな課題となっているところでございます。県全体がそういうことになってるところでございますので、森林整備については世代を超えた長期の取り組みを必要としております。

高齢化、後継者不足という課題もありますので、こういったことを克服をしながら森林整備を着実に推進していくためには、地域住民の皆さん方の理解と協力これが需要でございますので、林業関係者と一体となった施策を講じていく必要があると考えております。

それから、森林所有者の管理に対する不安、施業の非効率性による林業採算性の悪化、こういったこともやっぱりクリアする必要があります。林業経営の受委託の促進、面的規律の強化を目指す森林経営計画の作成、これを促進をする必要があるかと思っております。

町におきましても、造林補助事業や森林環境税等の各種補助事業により実施をいたしました森林整備につきましては、事業費の10%を助成しているところでございます。こういった町単の上乗せもやっておりますので、これからもまたこういった推進も図る必要があるかと思っております。

森林林業に携わる関係者が問題意識を共有しながら、課題解決に向けまして一体となって取り組むことや、森づくり推進会議を開催をいたしまして森林所有者に働きかけを行う森づくり推進員の資質の向上とか低コストの施業、こういった取り組みを支援をしてまいります。

連携した伐採、再造林の取り組みを今後ともさらに推進をしてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここで暫く休憩します。再開はおおむね午後2時25分とします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時23分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○米丸 文武議員

先ほどの一般質問で、大変、熱の入った質問がされましたので、私は聞きほれていまして、私が質問をするときに、「1立方メートル」を「1平方メートル」というようなことで言ったようでございますので、訂正しておわびを申し上げます。「1立方メートル当たりの単価」でございました。

今、町長の答弁もいただいたところでございますけれども、最近のこの森林の状況というのは、本当に皆さん方もそうだと思いますけれども、あちこちの山が伐採されて、跡地がそのまま放置されたような状況で、再造林が進んでいないというのは、皆さんも目にしておられることだというふうに思いますが、しかし、先ほどの質問の全般的な状況の中でございますが、この県の進めております再造林についても、いろんな機械での、今後は地ごしらえですか植林ですかというものを基本にもって、それで進めていかなければ、いろんな、効率もコスト的にも高くつくというような判断もされておるようでございますけれども、さつま町に今ございます認定林業事業体が6社ぐらいであるというふうに私は思うわけでございますが、さつま町の今のこの状況から、

その事業体の方々が伐採された山については、今後努力をして再造林の推進もしていただけたるだろうというふうには思いますけれども、町内の伐採をされた山は、よそから、他町村から来て、市町村から来てされた山もたくさんあるわけでございまして、本当にその山が、あの作業路の保全の問題にしてもそうですが、伐倒された枝条の処理についても、山みたいに積まれたまま放置されている、こういうふうな状況でございまして、これが、大きな雨が降ったりして災害が発生するときには、本当に大変な状況を引き起こすのではないかというようなことも危惧されるわけでございます。

いろんな形で、その再造林にしても、今後進めていく上でも、いずれも伐採期を迎えてますから、最盛期からすると、もう30年、40年経って、造林をする方々が、経験者も少なくなってきたおりまして、高齢とともに、植える技術も改めてまた勉強していかないかんというようなことで、機械で植えていくのに対しても、今からそれぞれ勉強せないかんというような状況もございます。

そのようなことと、それから、山の、さつま町の森林の所有者が、面積が少なくとも1町歩、2町歩というような面積でそれぞれ持つておられれば、この事業も進めていきやすいんですが、3反歩、2反歩、3反というような山が民有林の場合は本当に多いなというふうに私は感じるんですけども、こういうような場合に、いろんな森林の経営計画というものが策定されておらないと、県のほうが設定した補助金も、それから経営計画以下だと、どんどん少なくなっているようなふうにも聞きます。

そういうことで、補助金もなければ、所有者の方々が、その自分の山に木を植えるためには、自己負担を、またしなければならないというような状況が増えてまいります。

今、大体の、この先ほどの価格から、1町歩の山を1ヘクタールの山を売った場合に、価格として100万を切っているんだというふうに言わせております。前にも県のほうにもお伺いしたんですけども、じゃあ、その1ヘクタールを再造林した場合に、そして、5年間の下刈り等を実施した場合に、どれぐらいの経費かかるかといいますと百五、六十万かかるんですよというふうに言わせております。

そうすると、その百五、六十万をいろんな補助とかそういうもので補ってもらえば、それは山主さんに対しては、山主さんとしては、今、売った分については自分の収入になりますけれども、その後の再造林をするために、その一部をまた払わなければならないというような状況では、民有林の再造林は、なかなか進んでいかない。

木を、何十年もかけて成長したのを売って、それでまた負担をしていかなければならんということになりますと、造林をしたくないというような気持ちでおられるのが、今の実態ではなかろうかというふうに思います。現実に、私どもも推進はしておりますけれども、なかなか、理解を得られていないというようなことでございます。

それと、先ほど町長も申されましたけれども、苗木についても、昔は、さつま町も甫立のほうで、あちらのほうでは苗の生産者もおられまして、いろいろと苗木の確保もしやすかったわけですが、だんだんだんだんそういうようなことで間伐やら主伐を迎えるということで、造林が下火になってきておりましたんで、新植が、苗の生産がされる方がいなくなってきたというものが事実でもござりますし、今は、細々とされているところもあるようにも聞いておりますけれども、県のほうも、造林いわば植林を、苗木をつくろうというふうに一生懸命しておられるようですけれども、なかなか追いついていかないというようなこともございます。

そのような状況を踏まえまして、町として、じゃあどういうふうにしたらいいのかなということで、まず一番考えなきやならないのは、まず、その認定林業事業体でもございますけれども、

まず、その作業を進めていくために、森林所有者の方々の御理解をいただくことが、まず必要ではなかろうかということでございます。

そうするためには、何らかの県の補助だけではなくして、町独自も、そういうようなものを補助をしながら、水土保全とか環境問題とか、多面的、そういう機能もあるわけでございますので、災害が起きて、その災害復旧のために町の予算をつかわなきやならんというようなことも出てくるかもしれないわけでございますので、事前に山を整備していく、そのためには少しでも促進するため、そういういろんな事業をしていったほうがいいんじゃないのかなというようなふうに考えるわけでございます。

まず、一番最後のほうの質問のところではございましたけれども、町としての具体的な、そういう支援策というものを何かお考えなのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほども、ちょっとお答えをさせていただきましたけれども、町としてのいろんな施策というのは、当然必要であると考えております、これまでも県のそういった造林補助事業とか、あるいはこの森林環境税等の補助事業を実施した森林整備のこういうものについては、町のほうでも10%上乗せをしてやるようにいたしておりますので、そういうた事業を十分活用していただくように、森林所有者の皆さん、あるいはこの林業経営体の皆さんを通じて御理解いただくようになきやならないと思っているところであります。

昨年のこの台風の災害等でも相当被害が出ましたので、今回の当初でも、いくらか出しておりますけれども、やはり、まずはそういう台風の被害の処理を急ぐ必要があるだろうということで、昨年の補正、本年度の補正、それから新年度の関係についても予算を計上いたしております。

その中でも、やはりこの再造林ですね。伐採したあとの再造林をしていただきたいということをセットにしながら進めることができかと思つておりますので、そういう考え方方に立つて、今、取り組みを進めているところであります。

○米丸 文武議員

私もこういう質問をしながら、民間の所有林である山を、こういうような1つのそういう多面的な機能を持つ森林の役割というような面から造林をしてくださいと、させてくださいというような、そういうことでございます。

それで、いろんな税金を使って補助をしてした場合に、その所有者の方々はもうけじやないかというようなことも考えるわけではございますけれども、しかしながら、それを、今度はやっぱり山林の所有者の方々も理解して協力してもらわなければ、自己負担をしてまで、じゃあ、それを何でわしが守らないかんだというふうな考え方も出てきておりますし、また、後継者もない、子供もいないというふうなことで、何十年先にどうなるかというようなときに、もう自然に帰せば藪でいいじゃないかというような判断をされている方が本当に多く感じられるんです。

しかし、そういうようなことですので、そういう方々に理解をもらうためには、少しでも経済的負担がなくて、それが進める、同意がもらえる、そういうふうにしなければならないというふうに、私は思うんですが、今の町長がおっしゃいますように、県の補助に対しまして町の方も10%補助をしているというふうにおっしゃいますが、先ほどの、私が造林をするとときの、その経費の金額に対して、それで賄えていいけるというふうに判断されているのかなと、100%町が見れというわけではございませんけれども、それに近いものを何とかしなければ、この再造林の理解は得られないんじゃないのかなという気がするんですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

この造林で山を仕立てていくということについては、非常に長期間のスパンの中で考えていかなければならぬ事業でありますので、やっぱりこの伐採をしたあと、当然、植林をするということになると下ごしらえをせにやいかんし、そしてまた植林という作業がある、また、植林をしたあとも、いろいろ下刈りを毎年続けていくというのは、非常にコストのかかるところがありますので、今のところ、伐採をしたあとにこういった作業の経費が十分賄えるという状況があれば、山主さんたちも、本当に張り切って、それだけの所得があればいいんですけども、非常に人件費も高い、そしてまた作業道も入っていない、そういうことがあって、なかなか前に進まないという状況がありますので、この辺の解決するために、いろんな作業の工程において、どれだけの、この事業の支えができるかということもあるかと思っておりますので、その辺は、いろんなこの取り組みのやり方というのがありますけれども、やはり、この先ほどから出ておりますとおり、このままの状態でしておくと、本当に山主さんだけの問題ではない、やはりこの、川上のそういったきれいに除間伐をすることによって、いわゆる地球温暖化の機能も果たせる、あるいはこの清き水の、いわゆる飲料水のもとになるそういう環境がつくれる、そしてまた動植物の住みやすい環境がつくれると、いろんな広域的な機能というのがあるわけでありますので、川下の方々にとっても、そういう恩恵を受けているということは十分理解をしていただくことも大事かと思っておりますので、あわせて川上のこういった生産の場での取り組みとともに、川下のそういう利益を共有する皆さん方の共通理解ということをあわせて理解を深めていくて、予算を入れるということが必要かと思っているところでありますので、その辺も、どの過程にどの程度つぎ込むかということもありますけれども、その辺はまた効果的なやり方というのがあるかと思いますので、そこはまた、十分検討もする必要があるかと思っております。

○米丸 文武議員

私も質問をしながら、本当に厳しい状況の中で、これを背負っていかなきやならんと、これは後世に、やはりさつま町の土地を守っていただいたら、水土保全をしたりとかっていうような環境を整える意味から、何十年先の効果というような、現在も救えながらですね、何十年後に大変な状況にならんようにしていく、今の我々の使命ではなかろうかというふうにも考えております。

そのところが、いろいろ県のほうも一生懸命考えていただいておるようでございますけれども、今のところ、先ほど言いました造林、そういう再造林をしていく、伐採のあとに植えていく、そういう事業体の方々も、本当に人材確保にも、大変苦慮をされております。

いろんな機械化が進められておるわけでございます。補助等も、今回も予算にも上がっておるようでございますけれども、それをしても、結局、コストっていうのは結構かかっていくわけでございます。

それと、先ほど申しました面積が小さいのが多いということなんです。大きな面積で森林組合に聞きますと、5反歩、0.5ヘクタール以上の面積がなければ、いろいろな手続上にも測量をしたりなんやあって経費がもっともつかかるので、補助金じゃとてもじゃ足りませんよというような話を聞きました。

しかし、それぐらいの1ヘクタール以下の山林が多いというようなこともございます。だから、そこいらについては、先ほど私も申し上げましたけれども、県の補助もその森林經營計画というものが入っている地域でないと、その補助額も減額されるというふうな状態でもございます。そうすると、なかなかそこは、そういう再造林等になっても進んでいかないというようなことも考えられるわけでございます。

ですから、そういうようなことを、町としてはどうするのか、要するにそのような林業に従事する方々と一緒に、住民の皆さんに、先ほど町長もおっしゃってますけれども、まず現状

をしっかりと所有者の方々にお話をしながら理解を求め、そして協力をいただくというような方法をしなければいけないと思うんですが、その助成的なそういう面も、もちろんすけれども、そういうような話し合いの場というのを、どのように設定して推進される意向なのかなどと、先ほど、森づくり推進員というようなことで言われておりますけれども、何人ぐらいの方々がおられて、この町内のこれだけの面積の中を推進をされていかれるのか、その状況についてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

森林所有者の理解をいただくということが最前提になるわけでありますので、やっぱりこの辺の理解を深めるためには、先ほど申し上げたような、木を売って、ある程度の所得を得るということもありますし、一方では、またいろんな公益的な機能の必要性ということも御理解をいただくということも大事でありますから、あわせてそういうことの説明会とかやる必要があるかと思っております。

それで、森づくり推進会議を設置をしたいと思います。また、先ほど申し上げましたとおり、森づくりの推進員というのが各地区おりますので、そういう方を中心に森林所有者にしっかりと説明をする必要があるかと思っているところでございます。

やはり、先ほどからありますとおり、個々の森林所有面積というのは少ないわけで、小規模でありますから、これらを集約した形で皆さんのが話し合いをされて、集約をした面積の中で本事業を取り入れるという方法もあるかと思いますので、その辺は、また隣接同士での話し合いというのが大事かと思っております。

そのようなことも、今後、こういった推進等を通じながら、啓発をしていきたいと思っておるところであります。

○米丸 文武議員

本当に、先ほどから申し上げておりますけれども、理解を得るというようなことが一番重要でございますけれども、こちらに、言わば不在地主、そういう方々の山もたくさんあるわけで、都会にお住みの所有者の方は、山林の価格は相当するもんだというふうな考え方を持っておられるというような話も聞きますし、相談をしても、「いやあ、そんなに安いんだったら、もうほっておいてください」というような話も聞きます。

そのような方々のところは、言えば整備をしないでそのまま置いていくと、伐採も進まないのかなというふうには思いますけれども、伐採が進まなければ山としての機能は果たしていくのかなと思いますが、しかし、間伐等においては手入れをしないと、それも管理が行き届かない山林になってしまふというようなことで、かえって災害を起こすような場合も考えられます。

いろんな状況がここへきて出てきておりますので、私はそういういろんな不在地主の方々も、本当に推進員の方を中心に、またできるなら先ほど公民館長さんの話も出ましたけれども、そのような方々の、言わば情報とか、ものをいただきながら、山林の所有者というものの把握をして、外にも働きかけていくべきであろうと思います。

また、町内においては、町政座談会等において、やっぱり具体的な策を持って行って、こういう補助を、「県はこうです、町はこうです」と、こういうような形で植林をしていただきたいというようなそういう取り組みというのを、しっかりと私はするべきだろうと思います。

できれば、私は極端な例を言いますけれども、県のほうにでも委託をして、手入れをしたり山を放置すれば、こういうような災害にもつながるんだというようなビデオでもつくりながら、皆さんと、その危険性とか大切さというようなものを共有していくようなそういう取り組みなどというものを、具体的に、私は取り入れていっていただければ、少しでも進んでいくんじゃないかな

と思いますが、そのような具体的な方法というのは、補助金以外では推進員の話でございますけれども、ほかには考えられないでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

やはり、この森林所有者が今の現状から山に目を向ける、今は、もう山にも入らない状況が続いておりますが、その辺の意識をどのように変えていくかということが、当面の大きな課題だと思っております。

そのためには、山の手入れをしっかりと行わなければならないという課題を持つてもらう。そのためには、おっしゃるとおり、いろんな機会に説明をして回るということも大事かと思っておりますし、こういった森づくり推進員の皆さんのが山を見て回って、「おたくの山はこうこうですよ」と、「できたら、こういう事業がありますから、一緒にやってみませんか」と、これぐらいもっともっと力強く推進をしていただくことも大事でありますし、その辺も、またこういった推進員の皆さん方も集まる機会もありますので、特にまたお願ひもしてまいりたいと思っているところであります。

町政座談会もありますし、いろんな課題も考えておりますけれども、そういう機会があれば、山についてもう一回見直しをしていただく、そういう啓発も必要かなと思っておりますので、それはまた検討させていただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

とにかく一緒になって一生懸命取り組んで、住民の皆さんのお理解もいただくように取り組んで行かれることを要望しておきたいと思いますが、もう一つは、この山林の事業に携わる方々というのが、本当に危険であり、しかもきついというような感情がございまして、なかなか若い方々は、これに従事する人が少ないというような状況もございます。

そういうことでございますので、いろんな事業を進めるに当たって、機械化というものを進められておりますけれども、しかしながら、それでもこの従業員というか従事者の確保というのは厳しいようでございますが、その点について、町として何か対策というようなものはお考えになつていないのかどうか、そういう点のことについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

都会においては、非常に若者がそういった山の仕事を従事をする、今、男女に限らず従事をしていく傾向があるところもありますので、やり方次第だと思っております。

例えば、この農業の関係についても、やはり若い人は、機械が、そういう大型機械を使ってそういうものに従事をすることについては、非常に機能性を發揮しているところもありますし、先ほど、森林組合の場合あるいはこの林業事業体の場合も、高性能機械を入れて操作をしていく、除間伐とかいろんな作業についても、そういうことについては若い人たちもやってみたいという方もいらっしゃるようありますので、そういうことは、またいろんな機会に、やっぱりPRをしていく、ある程度の所得も得られますよという、そういうPRもまた大事なことであるかと思いますので、いろんな機会に、それはPRをしていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

とにかく、いろんな事業を進めていく上で機械化はしてもオペレータ、簡単に、これは1年、2年でできるような技術習得には危険も伴いますし、また小さな山林においては山の荒廃にかえつてつながるというような、大型機械ではそういうようなこともございまして難しい点もあるわけでございますが、とにかくそういう形の中で、今後、山を守っていくための体制づくりというのも必要ではなかろうかと思いますので、その点についても、いろんな働きかけをしていただいて、そういう従事者の確保にも、努力をして協力いただければというふうに思います。

それで、先ほど言いました苗木の問題でございますが、今の荒廃の状況からいいますと、苗の確保というのは、こういう現在の段階では難しいと言われておりますが、これについてはどのように判断をされておりますか。

町内で、今から植えれば、苗木を、穂を折って刺せば、二、三年で植えるような状態にもなるようにも聞いておりますが、そういう苗の生産に対する推進というのについては、地元での推進というようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

非常に、過去においては国有林の苗畠の圃場もたくさんありますて、そこに働く方もいらっしゃったんですけども、山の状態がこういう状況になって、苗畠も少なくなっている、この苗の供給体制というのは、今は少しづつ、先ほども申し上げましたとおり出てきておるようありますけれども、この辺は、やはり圃場の整備、造成ということも大事ですし、種苗生産拡大に向けてのこの取り組み計画をされている事業者もあるということありますので、こういった方々の、この頑張りに期待をしていくということになろうかと思っておりますので、その辺は状況を見ながら、町としても何か手立てができるのかというの、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと注視をしていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

とにかく、かつての苗木の生産者がおられるところからすれば、そういうふうに戻っていただきたいんですけども、みんなが新植が進みまして、あとは間伐とかそういう管理だけに力が入っていくんですが、山がそのような形になってきて、苗の生産をやめていっておられるというような中でのこういう状況でございますので、今からのそういう生産者の方々の苗木の方々に対しても、何らかのそういう補助をしながら、また生産をしていくていただくような対策というのも必要ではなかろうかというふうに思いますので、ぜひそういうところも御検討いただきたいというふうに思います。

そのほかに、新植をした場合、山に植えた場合に、虫害、鹿などの有害鳥獣の被害をこうむるというふうなこともあります。県のほうでは、一応、ネット等の設置を考えておられるようございますけれども、そのような形の中で、鹿等の、新植した苗の鹿等の害を防ぐためにも、町としてもそういうものが皆さんある、言わば狭い面積の中でも活用できる、利用しやすい、そういうような形というものを整備する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そのような点について、県の助成もそうですが、先ほど言いましたように森林計画を経営計画というものがしっかりとできている中であれば、手厚い助成もあるかもしれません、そうでないところについても進めていかなければならんとすれば、町として、何らかのそういうような対策というのはお考えにならないかどうかお伺いしてみたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げました森林整備計画の中で、当然言われた造林をして、下刈りをして、保育、間伐あるいは枝打ち、そしてまた路網整備ということをあわせて、植林をしたら、当然、鹿の被害というのが予測をされるわけでありますので、これについては、鳥獣のそういう対策についても、セットとして、今、考えているわけでありますので、それに対しては先ほどから申し上げますとおり町から、町も1割の上乗せをやっているわけでありますので、当面はこういった森林整備計画をつくってやつていただく。それにのつとった形で一環の中で取り組んでいただくことが必要かなと思っております。

町単で、なら特別に山主に対してもそういう対策をするに当たって助成をするとかなりますと、かなりの面積になりますて、今まで農地とか、そういうところに相当な金をつ

ぎ込んでおりますから、そこまで一挙にということはまいりませんので、こういった森林整備計画、県といっしょになったこの事業の中で鳥獣対策もやっていただく。このことが当面のことになるかと思っているところであります。

○米丸 文武議員

いろいろなことを質問させていただきましたけれども、本当に、この山林の荒廃というものがどういうようなふうにして住民の生命、財産を、ややもすると気象状況によっては脅かす大きな要因にもなるわけでございまして、昨年、広島においても大変な災害が発生しております。

そういうようなことで、この森林というもののあり方というものが、本当に今後も環境問題、言やあCO₂の問題にしてもそうですけれども、そういうふうなことの中で重要であるということは、もう町長も御認識のとおりでございますけれども、それが民有林というようなことで所有者が民間の方でございますし、また、業者も他方から入ってきて伐採をしたあのそういう管理というようなものの体制というのが、なかなかできていっていない、そういうような中で、今、伐開が進んできつつあると、放置林が増えてきつつあるということが大きな問題であろうと思っておりましたので、今、こうして質問をさせていただいておるところでございます。

今後もそのようなことで、いろんな税金等も、言えば投入して補助をされているわけでございますので、国にしても県にしても、ですけれども、やはり住民の皆さん方にもしっかりとそういう理解を今後もしていただいて協力をいただくように取り組んでもらうように要請をして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、米丸文武議員の質問を終わります。

次は、7番、岩元涼一議員の発言を許します。

[岩元 涼一議員登壇]

○岩元 涼一議員

通告いたしました3点についてお伺いをいたします。

初めに、九州電力川内原子力発電所における免震重要棟新設計画の方針転換についてであります。

九電は、原発再稼動の前提となる審査で、2016年3月末までに免震重要棟を新設するとして申請したこと、原発を再稼働し現在に至っていますが、2013年に設置した耐震施設の代替緊急時対策所が新規制規準をクリアしたことを根拠に、申請時に計画されていた免震重要棟の新設計画を撤回して、代替緊急時対策所を正規の対策所として使うと変更し、免震棟に予定していた休息室などは、免震重要棟に変わって新設する耐震支援棟に設けると方針転換しました。

2007年に発生した新潟県中越沖地震で、柏崎刈羽原発の緊急時対策所が被災したことを教訓に建設された免震棟は、東日本大震災でその機能を失うことなく福島第一原発事故への対応がとれたことで有効性が確認されています。

九州電力は、方針転換の理由に、自社の原子力施設で免震の許認可を得た実績がない、耐震で免震と同等の安全性確保が可能、耐震は実績豊富で速やかな建設が可能といった点を上げていますが、費用も関係ないわけではないとしています。原子力規制委員会の田中委員長は、手抜きや安上がりにする意図なら絶対に認められないと言われています。

当初の免震重要棟の建設計画が、原発を再稼働させるための申請であったとは思いたくありませんが、自然是時としてとてつもない猛威を振るい甚大な被害をもたらします。川内原発から30キロ圏に位置する本町にとって、あってはならない事故や災害が発生する可能性を否定することはできません。

原発を稼働する以上、電力事業者はその安全対策に万全を期さなければならることは、私が申し上げるまでもありません。

今回、九州電力が発表した免震重要棟建設計画の撤回と方針転換を、町長はどのように受けとめておられるか見解を伺います。

次に、ふるさと応援寄附金についてであります。

納税者が希望する自治体などに寄附することにより、所得税の還付や住民税控除が受けられる制度が施行されたことから、ふるさと応援寄附金が増加傾向にあり、県内でも26年度1,000万円であった寄附額が、27年には単年度で22億円を超える寄附金を集めている自治体も出てきています。

全国には35億円を超える自治体もあり、寄附先の自治体から送付される寄附金証明書を確定申告することで節税となること、寄附金のお礼として返礼品がもらえることなどから、納税者に定着した制度になりつつあります。

制度が創設された経緯からすると、その趣旨が違う方向に解釈されている面は否めず、一部には単なるカタログショッピングではないかという意見や、高額の返礼品に対する批判的な見方もありますが、自主財源に乏しい自治体にとっては、魅力を感じる制度であることは確かであります。

また、返礼品に特産品などの地元産品を使うことによって、生産者や製造業者などの売り上げ増加につながり、町内産業に幅広く経済効果をもたらすものと考えます。

本町もこの制度への取り組みについて、北さつま農協と提携しながら進めていくとのことでありました。現在までにどのような協議がなされているのか伺います。

また、先ほど申し上げましたように、この制度に力を入れている県内自治体では、本年度の寄附額が22億円を超えていたことであり、これだけの寄附額があるのは、これまでに取り組みを進めてこられた成果だと考えますが、納税者から選ばれるような充実した内容によって、本町でもふるさと応援寄附金をふやしていく可能性があるということです。今後の取り組みをどのように進めていく考えか伺います。

次に、学校再編後の跡地利用と地域振興についてであります。少子化の影響により児童生徒が大きく減少していく中、教育的な環境に配慮する見地から、糸余曲折を経ながら協議が進められてきた学校再編が現実のものとなり、5つの小学校がその幕をおろすことになりました。

現在、それぞれの学校において閉校式が行われているところですが、思い出大きい小学校の長い歴史に終止符を打たなければならない地元においては、万感、胸に迫るものがあることだと思います。

地域にとって、小学校は象徴的な存在であり、中心的な役割を果たしていたことから、その灯が消えた地域が衰退していくことは歴史が教えているところですが、そうならないようにするにはどうしていくべきか考えていかなければなりません。

跡地を有効利用するには、当然ながら財政的な配慮もなされなければならない場合があるのでないかと考えます。

これまで跡地利用についての質問がなされ、地元と協議を進めながら活用策を見出して行きたいということでありましたが、実際4月から使用されなくなり、活用が進まなければ無用の長物となってしまうおそれがあります。

同様の施設を同時に5カ所抱えることになりますので、同時に進めることは困難な作業であることは理解しますが、管理者が活用策を示さなければ、地元との協議も進まないのでないかと考えます。

現在までに、地元とどのような協議がなされたか、町に対する要望事項があるものか、あるいは利用を希望されるような申し出があるのか伺います。

学校がない地域での子育ては、保護者にとって大きな負担となることから、子育て世代が地域からいなくなってしまうのではとの声があります。

町でも、移住定住促進事業や住宅リフォーム事業などの定住化策を実施されているところですが、児童生徒の減少で再編対象となった地域においては、学校がなくなることで人口減少がさらに加速するのではと危惧されます。学校再編後の地域をどのように振興していく考え方伺います。

[岩元 涼一議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

本日の最後の質問者の岩元涼一議員の御質問が出ましたのでお答えさせていただきます。

まず原発対策についてでございます。

九州電力におきましては、川内原発再稼動の前提となります審査で新設することとしておりました免震重要棟の建設を見送り、耐震施設で代用したいとしております。この方針転換についてどのように受けとめているか見解をということでございます。

東日本大震災の影響から原子力関連施設の規制基準が見直されまして、電力各社はこの見直された新規制基準に適合するための安全施設や対策を、相当な経費と時間をかけて施工をされております。

この中で、川内原発は全国の施設に先駆けて再稼働をいたしたところでございます。

また、再稼働後におきましては、十分な要員配置で安全第一で取り組まれていると伺っております。

新規制基準の対策には、莫大な量の設計書、計画書の作成とこれに基づいた工事や備品、機材調達などを通して、一部には猶予期間を設けられている対策もあったようでございますが、長期間を要して再稼働に十分な安全性が確保されたとして再稼働の許可を得られたものと考えております。

今回の方針変更について、川内原発の施設の整備状況を伺いますと、新規制基準での耐震に対する条件は、免震構造、耐震構造のいずれかの構造でも安全上問題ないとされているとして、現在運用中の緊急時対策所は基準値振動に対する耐震性を有していることや、さらに自主的に設置する耐震支援棟も基準値振動に対する耐震性を確保することから、事故対応が可能とされたようございます。

計画変更に、安全上問題が存在するのであれば、運転の許可取り消しなどの行政処分の動きがあると思いますけれども、そこまで踏み込まれた協議はまだなされていないようあります。

いずれにいたしましても安全性の確保、計画変更の適否など、申請内容につきましては、今後、専門家によります審査を経て判断されることになると思いますので、規制委員会のこういった上位官庁の判断を待って経過を観察したいと考えております。

ただ、いつも申し上げてありますように、九州電力に対しましては、機会を捉えては安全第一、安全への万全な対策、こういうことを訴えて要請をしているところでありますし、今後もこの考え方には変わりありません。

次に、ふるさと納税についてでございます。現在の状況と今後の方向性についての御質問でございます。

ふるさと納税につきましては、平成20年度にこの制度が開設されたところであります。開始をされました。今まで、出郷者の方々などを中心に、ふるさとへの愛着あるいはいろんなそ

といった思いを込めていただきまして、御寄附をいただきしております。

毎年200万前後の寄附をいただきしております、地域の活性化を目的として地域元気再生事業などに活用をしてきたところであります。

しかし、このような中にあって、全国の市町村におきましては、地域経済の活性化等を目的としまして、寄附金に対する返礼品のカタログ化などを競って取り組むようになったところであります。

これにあわせまして、平成27年度の税制改正によりまして税控除の範囲が見直され、住民税所得割額の1割が2割まで拡大したこと、あるいはテレビなどの返礼品に対するマスコミ報道等もありまして、全国的にこのふるさと納税が増加をしてきている現状がございます。

このようなことから本町におきましても、JA北さつまと観光特産品協会を窓口としまして、返礼品カタログを作成をいたしました。ホームページにも出ているかと思いますけれども、北さつまと農協も、こういう形でたくさんのいいカタログがたくさん出ております。先ほど出ました「薩摩のさつま」というネーミングも入ったのも当然ございますけれども、かなり豊富な品ぞろえがしてございます。

そしてまた、特産品協会、こういったことも通じましてお願いをいたしております。カタログも作成をいたしておりますが、さつま牛、焼酎、マンゴー、キンカン、梅、ドレッシング、そしてまた特徴的なことは薩摩切子、こういったことなどを、約50品目を取りそろえまして、昨年の7月からこのホームページあるいはネット上に掲載をいたしたところであります。

その結果、平成20年度の開始当時のころは24件でしたすけれども、本年度の2月末の件数は208件ということになって、寄附額も先ほど申し上げました200万から1,000万を超える1,250万円になっております。

昨年度と比較して3倍程度の増加になっているところでありますが、しかし、県内には多額の寄附金が、先ほどありましたとおり納付される市町村もあります。その特徴の一つが、そのまちの一品づくりとかメニューの多品目化など、各年代層をターゲットとした取り組みを展開されているようであります。

中でも、この寄附の返礼額がかなり高いと思っております。こういう寄附の多いところはです。さつま町は、今までこの返礼額というのは、やっぱりこの趣旨にのっとって3割ぐらいしかなかったんですけど、こういうところは、高いところは8割とかそういうところまでやっている、これじゃほとんど地元には残らないということなんですね。

ただ、PRに手腕を置いている返礼に力を入れているそういうことになっておるようですから、多額になっているというのが事実じゃないかと思っております。

いろんなインターネットを使ったり、いわゆる手続が簡単になったり、そういうことになっておるようになりますから、こういった先例事例を参考にしながら、今後の取り組みとしましては、ネット上でのこのクレジット決済ができるようにするということと、改めて、この寄附の申請を行うなどの手間を省いて、寄附者が気軽に申請ができるようにしたいと、新年度になったら早速やりたいと思います。

それから返礼率も、現在の、先ほど申し上げました30%では、なかなか少ないということですから、もっと多くしてPRをしていきたいと、50%ぐらいは少なくともしたほうがいいのかなと思っておりますので、その辺も見直しをしていきたいと、そういうことで寄附額の増額を期待をしていきたいと思っているところであります。あわせて、町の特産品を、もっともっとPRをしていきたいと思っているところであります。

そのほかのJAとの関係は、先ほど申し上げましたとおり十分連携をとって、農協のほうもか

なり、寄附額は今までになかったように増えておるようありますから、さらによろしくお願ひしますということあります。

それから、中種子町とか鶴田町、こういったところとも連携をとて、中種子町は海のまちですから海産物がある、そういうところをリンクをして出していただければ、どっちもいいかなと思っておりますし、鶴田町も、そういう東北北陸の産地のものがありますので、そういった地元にはない、私どものまちにはないものをしながら、お互いに寄附が増える、そういうシステムをとっていきたいということで、お互いのカタログに掲載できるようにしたいと。これも28年度の早い機会にやりたいと思っているところであります。

とにかく、いろいろ知恵を出しながら取り組んでいきたいと思っているところでございます。

次に、学校再編後の地域振興策についての御質問でございます。

現在、該当となります区公民館におかれましては、閉校記念式典等への取り組みについて地域と学校が一体となって全精力をもって、今、実行に移されております。本当、ありがたいことでございます。大変な御苦労をいただいております。

それから、跡地活用に関してのことも、ときどき話題には当然なっております。鋭意検討も行われていると思いますけれども、今当面は閉鎖のこういったイベントに全精力が注がれて、まだこういったところまで具体的に進んでいないというところではないかと思っております。

町いたしましては、跡地等の利用検討委員会を中心に、その下部組織としての再編対象地域の地域担当職員を中心とする幹事会において、地域の意見や話し合いについて状況把握に努めますとともに、町のホームページにおきまして、より多くの方々から広く跡地活用のためのアイデアを募集するページを立ち上げたところでございます。

また、本年4月以降には、文部科学省が開設をいたします閉校施設の有効活用募集ページというのがありますが、そこへ登録をいたします。

また、さらには関東さつま会、関西さつま会、あるいは県の関係機関との協議を含めまして積極的な情報発信に努めて地域の意向等を当然踏まえながら、有効活用へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校再編後の地域振興についてありますが、大変重要な課題であると認識をいたしております。本年度各地域で策定をしていただきました地域づくり活性化計画を基本としながら、それぞれの地域の特色や強みを全面に打ち出せるように、また学校跡地の活用も含めた課題解決に向けて、地域の方々の御意見を賜りながら、活力ある地域づくりが進められるように連携をした取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、学校跡地の活用においては、これまで地域のよりどころであったことから、体育館につきましては地域のスポーツ振興とか健康増進というのがございますので、今までどおり気軽に利用いただけるように社会体育施設としての条例改正をすることで、今回、提案もいたしているところでございます。

また、校舎と校庭については、4月以降、当然閉校のあとでありますから、教育財産から普通財産のほうに所管がえをいたしまして、活用について具体的に検討していくことになろうかと思っております。

なお、地域に若者、担い手は欠かせない存在でございますので、周辺地域等の移住定住促進事業、あるいは今回提案をいたしました空家条例に基づいた空家の利活用対策、これについても空家バンク情報とか空家の住宅のリフォーム、あるいは町外からのおためし住宅、そういった利用も考えられますので、そういうことも活用を模索をしながら定住対策を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、できましたらそういう町有地等に適當な、本当に皆さんのが住んでいただけるような若者住宅、そういうものをできたらと考えておりますので、おいおい財政の都合を見ながら実施をしていきたいと思っているところであります。

一応、それぞれ地域の共生、協働ということもありますので、お互いに知恵を出し合いながら地域の実情に応じた取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、いろいろと御意見もいただきたいと思うところでございます。

以上です。

[町長　日高　政勝君降壇]

○岩元　涼一議員

原発、九電の方針転換についてであります、それぞれ、今、町長の答弁の中にありましたように、新規制基準、そういうところを十分守られているということで、町としてはそれで了解しているということだろうと思います。

それで、しかしながらこの免震重要棟については、それが原発再稼働の条件というか、そういうことであったかと思います。

それが、先ほど申し上げましたように、ことしの3月末までに新設するということで、九電は原発を再稼働したはずでございますが、それを昨年の12月に撤回すると、理由については、先ほど申し上げたようなことでございますが、今回の計画変更について、九電側がおっしゃるとおり、そういう安全性というかそういうのが確保されているということであれば、再稼働前に規制委員会に申し出をされるべきであったと、それで、こういうふうで対応したいというようなことを、規制委員会にその時点での申請されるべきであったのではないかなどと、私は感じます。

こうして再開したあとで方針変換、方針を変える、それは、言わば前提条件と違ってきたということで、これも規制委員会もそのことを問題視されているというような新聞報道もあったわけです。

さらに、その耐震支援棟、今度新しくつくるとされているその耐震支援棟のほうですが、その耐震支援棟のほうが早く建設できるので、その分安全性が向上するというような説明もなされているということでございますが、一方では費用のことも全く関係ないわけではないというようなことを言っておられるということです。

その建設費用のことが今回の計画変更の根底にあるのではないかなどと、うがった見方をすればそのような感じにも見えるわけすけれども、そういうことであれば、到底容認できるものではありませんし、そのことは、計画どおり九電が免震重要棟を計画して再稼働したわけで、それを建設するというのが九電の責任ではないかなという思いがいたしますが、その点について、その免震重要棟を計画どおり建設してほしいというようなことを九電に申し入れられる考えはないか伺います。

○町長（日高　政勝君）

川内1、2号機の緊急時対策所にかかる経緯としましては、24年の7月31日にこの免震重要棟の設置を公表をされておりますけれども、翌年の25年の7月8日に、いわゆる新規制基準が施行されまして、川内1、2号機の適合性確認の申請をされて、代替緊急時対策所、いわゆる耐震構造を設置、それから免震重要棟を将来的には設置をするということが出されております。

また今回、計画変更ということで、免震構造から耐震構造への計画変更ということでござりますけれども、やはりこれまでの実績を踏まえて原子力施設としての免震構造について詳細検討を進めた結果、現状耐震構造が有利と判断をされたということであるようでございます。

一つは、免震構造については原子力施設として許認可を得た建設実績がないと、耐震構造については許認可を得た建設実績が豊富であり、速やかに建物、機器設計が可能であることから、早期運用が開始できるというようなことで、安全性の向上がつながるということになって、この計画変更をされたようでございます。

とにかく、この辺の安全性とか免震、耐震いろいろありますけれども、今後の考え方についても、代替緊急時の対策所の隣に、この耐震構造の耐震支援棟も設置をして、両施設をあわせて利用する計画へ変更するというようなこと等にもなっておるようでございます。

基本は、とにかく安全にしてやっていただきたいというのが我々のあれでありますので、今後は専門的な規制委員会とかそこに出されているわけで、ここの中で具体的に審査をされるわけでありますから、そこに頼らざるを得んという、私どもの立場としては、我々としてはとにかく安全なものにやっていただきたい、そこだけですので、そこはこれから規制委員会のそういう審議というのを、しっかりと見極めることが大事かと思っております。

○岩元 涼一議員

免震と耐震の違いとかそういう詳しい専門的な知見を、我々は当然持っておりますので、どちらが安全性があるのかとかそういうことをここで論じるつもりはありませんけれども、しかし、一般の町民、30キロ圏、私は圏外ですが、そういうところで感じておられる町民の皆さんには、この詳しい情報が入ってこないわけですので、新聞報道とかテレビとかそういうのから情報を受けられれば、免震重要棟建設を撤回して、耐震施設で対応したいと、そういう形の報道がなされれば、これは最初の約束が違うじゃないかというような話になってくるかと思います。

それで、実際はその耐震施設で十分対応できるというようなことがあるのであれば、さっき町長が申されましたように、これから規制委員会のほうで、またいろいろ協議をされて、それでいいでしようという話になるかもしれません、現時点におきましては一種の約束違反、そういうふうにしか受け取れませんので、そのところについては今後も安全対策について、町長も先ほど九電のほうへは隨時要請していくことありますので、今後もそのような対応をされるよう、また、九州電力にもそのような対応を望みたいところであります。

次に、ふるさと納税についてでありますが、先ほど申しましたように相当な寄附額を集めている自治体もあるということであります、そこ辺の取り組みにつきましては、その自治体の熱意といいますか、そういうものも非常に感じられるようなところがあります。

先ほど、町長のほうからもありましたように、寄附額が、本年、さつま町は14年、15年、それほど変わっておりませんけれども、15年につきましては9月までということでしたので1,250万、3倍ぐらいに増えているということでございますが、先ほど、北さつまと連携して、特産品協会と連携して返礼品をということでございましたが、やはり自主財源の乏しい本町などにとっては、こういうので自主財源を確保していくというのも1つの方法かと思います。

今、企画財政課のほうで、担当を、多分されていると思うんですが、その中に、言えば専門的に取り組む係というかそういうものを配置して、この特産品協会、JA、それと新しい品目とかそういうものを開発して提供していくっていう、そういう部署をつくっていくような考えはないかをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

市町村によっては、担当職員を置いたりというところもあるようでございます。今の職員が、企画財政課の職員のほうで兼務の形でやっておりますけれども、商工観光とか、いろんな関係のところ、農政課とか、そういうところとは、もう十分連携をとりながらやっておるところであります。

もちろん農協とか観光特産品協会、そういうところともやっておりまますので、要は先ほど申し上げましたとおり、担当を置くことも大事ですけれども、やり方、手法を変えたほうがいいのかなというのは言っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、ネット上の決済とか、あるいは簡単にできるような形にしていくとか、返礼品をもうちょっと上げるとか、そういうところを取り組んでいけば、もっと期待が持てるのかなと思っておりますので、積極的にその辺はやっていきたいと思っておるところであります。

○岩元 涼一議員

このふるさと応援寄附金については、総務省の管轄かと思いますが、いつ、総務省が方針転換をしてこういうのがなくしますというようなこともあるかもしれませんし、仮にたくさんの寄附金を集めたとするならば、それが交付税の算定の折に、逆に判断されれば交付税を減額されるというようなおそれもあるのではないかというような気も私はちょっとしたんですが、とりあえずそれは仮定の話ですので、現在ある制度をうまく利用して本町の自主財源を求めていくというような取り組みが必要かと思います。

その中にあって、やはり本町には先ほども出ましたホタル舟、それからグリーンツーリズムで農家民宿をされている方々、そういうところとタイアップした宿泊券、旅館関係も本町にはございますので、そういうところとタイアップした宿泊券、そういうのなんかもメニューに入れて選んでいただいて、本町に来ていただくというような取り組み方も、一つあるのではないかと思うんですが。

その中に、私もインターネットでちょっと見させていただいたんですが、やはり本町の返礼品につきましては、1万から1万9,999円ですか、こう区切ってあるんですが、やはり1万円、1万5,000円、そこら辺になりますと、1万9,999円寄附される方はいらっしゃらないと思いますが、そこら辺の幅もなくして、例えば1万円、2万円、3万円というようなくくりでやられたほうが、一応、その寄附金をされる方は1万円の寄附金と1万5,000円の寄附金が同じであれば、どうしても1万円に合わせた返礼品をしないといけませんし、先ほど町長が申されましたように、返礼金額を上げて集めたいという気持ちもありますが、そこら辺の整合性をとるためにも、そういうのは必要じゃないかなという気がするんですが、この宿泊券、そういうものについてなどどのような考え方を伺います。

○町長（日高 政勝君）

この宿泊券の関係については、先ほど行いました小学生議会、そういうところでも御提案をいただきましたところです。

町内、非常に泉質のすぐれた宿泊所がございますので、そういうところと提携をして活用する方法も当然ありますし、このグリーンツーリズムの皆様方も非常に熱心に取り組みをしていただいておりますので、そういったPRのためにもそこの利用促進を図るということも大事かと思っておりますので、この辺も含めて、今後、さらに利用の拡大を図れるように研究をしてまいりたいと思っております。

○岩元 涼一議員

このふるさと応援寄附金につきましては、最初のふるさと納税という形で言っていたんですが、その中で、私はこの制度ができたとき、当初、純粹に出郷者とかそういう方々が自分がお世話になった出身地に少しでも役立てるようにという趣旨で、この制度も始まったのかなと思っていたんですが、いつのまにかカタログショッピングになったり、そういう側面があって、返礼品の高額品を返す返礼品合戦になったりとか、ちょっと趣旨が違ってきたなという気はしているんですが、先ほど申し上げましたように、そういう制度がある以上、これを使わない手はないというよ

うな気もいたします。

それで、返礼品については町内産を使えば町内にも経済効果が生まれますし、町長のほうから中種子町あるいは鶴田町の产品もというようなことでございますが、それでも額によっては、半分は本町に残るわけですから、そういうところをうまく活用していくってやっていただきたいという気がいたします。

今後、交付税が縮減されていきますし、義務的経費は増え、投資的経費も必要となるというような形の中で、いかにこの自主財源を確保していくかというのは、本町にとって大変大事なことであると、その点でいきますと、このふるさと応援寄附金は魅力的な財源となり得るところであろうかと思いますので、どうか職員計画で人員を削減する中で、職員の皆さんには大変でしきれども、そういうのに積極的に取り組んでいただきて、先ほど申し上げました22億を超えた自治体の長は、「結果報告でいい、間違いが起きたら私が責任をとる」と、「責任は私がとる」と言って職員に任せたというような新聞報道もあったように思います。

これは、このふるさと応援寄附金だけではなくて、全ての町内の執行行政、そういうのに関しても職員に任せる、最後は俺が責任をとるからというのを常に町長も言っておられると思うんですが、そういう気持ちで取り組んでいただきたい。職員の方々にもそういうふうに指導をしていただきたいと思うところでございます。

次に、学校の跡地利用についてですが、現在のところは、恐らく出てきていないのかなという気がします。地元の意見、希望を尊重していきたいとそういう方向で活用できる案を模索していきたいというようなことでございますが、活用方法によっては財政的な措置もしていただかなければならぬケースが当然出てくると思います。

これまで、議会でも跡地利用などを調査しましたら、5,000万とか1億とかそういう形で投資をして再生をしている、再活用をしている自治体もありました。

いろんな形での活用策があろうかと思いますが、5つの施設を今度同時にということでございますので、いろいろ地域からの活用策とか、第三者からの申し出とか、そういうものがあった場合、金をかけずにといいますか、そういうふうな活用策があればいいんですけども、実際、場合によっては相当な経費を要する活用案というのも出てこないとも限らないんですが、そうなった場合に、今、財政的にはどれぐらいまで可能か、それは一つ一つの案件によって違うと思うんですが、ある程度の枠を考えておくべきかなという気がするんですが、ここで額を素直に言えない面もあるかと思いますが、町長としてはどれぐらい、こういう施設ができたらこれぐらいというような形で考えておられないかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

これから具体的に話し合いが進められると思いますけれども、なかなか地域の皆さんに言っても、施設が施設なりに、なかなか厳しいのかなとも思っております。お互いに意見を出し合って、その中で地域にマッチしたものを見出していくということが大事かと思います。

そしてまた、おっしゃるとおり、活用の仕方によっては当然財政を伴うということにならうかと、改造とか、いろいろ出てまいるかと思いますので、その辺は、今後の話し合いの状況を見ながら計画を練っていくということにならうかと思いますので、今の段階で、幾らぐらいは投資できるというところまでは、ちょっと言えないところでありますけれども、とにかく屋体については、先ほど申し上げましたとおり地域のそういうスポーツ活動とか避難所になったり、そういう活動はできますけれども、学校の学び舎のほうは、非常に2階建で大規模になりますし、全体を使うというものが出てくれば、例えば企業とか、そういう雇用の場が出てくれば、これは本当ありがたいことですけれども、なかなかそこも難しいし、老人福祉施設をという話もありますけれども、そこもやはり課題かなと思います。

ども、例えば老人福祉施設をしたときに、今この特老とか一般の老人施設がありますけれども、介護保険に直接関連をしてきますから、簡単にはその辺も既存の施設との兼ね合いというのも当然ありますから、非常にそういうところの利用は難しいのかなと思っております。

子供の声が聞こえないから、子供の声が聞こえるような、そういう類いのものをということをお話がありますけれども、果たしてそれに合うようなものが、すぐできれば本当にいいんですけど、5校ですから、一挙にそこが、全て利用が決まるかというところまでは、ある程度一定の期間が必要かなと思っているところであります。

これから、とにかく地域の皆さん方といろんな知恵を出しながら、一定の方向を見出していきたいとは思っておるところでございますので、また、いろいろ御意見がありましたらお教えいただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

いい案があれば出していただきたいというのが本音かなと思いますが、しかし、その地元と協議をしても出てこないのが本当じゃないのかなという気がします。

その活用策については、やはり行政側がある程度指導していくような形でいかないと、地元の意見を尊重するというのは言葉はいいですけれども、前に進まないのではないかなと思います。

あれだけの施設を維持していく、どのような形で運営していくかとなれば、単純に集会所とかそういう形ならでしょうけれども、それぞれ皆さん集会所はお持ちですから、あえてあの大きな施設をしょい込まなくともいいのではないかなという気持ちを皆さん持たれていると思います。

学校の跡地利用については、文部科学省などの補助事業、そういうので、文科省がみんなの廃校プロジェクトを立ち上げ活用を後押ししているというような新聞報道等もあるんですが、こういう国の事業を、そういうものは検討できないのかどうか。あの維持管理とかそういう面についても、検討を加えなければならぬ面があるんですけれども、とりあえずそういう国の事業とかそういうものを模索していく体制は考えられないのかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

文科省のほう、当然、先ほど申し上げましたとおり廃校プロジェクトというのがありますので、そういうことについては有効活用の募集の登録もいたしているところでありますので、そういう適切なものがあれば御応募いただければありがたいと思っておりますけれども、またそういういろんな情報を、また発信もしながら意見も取り入れていきたいと思っております。

なかなか行政も、いろんな今の全国的な使い方も情報は把握しておりますけど、それと同時に、新たなこの使い方ということも当然出てくるかと思いますし、そういうことも踏まながら、本当、地域に特色がありますので、この地域にマッチしたものでないと、また後々、管理の問題とか当然出でますので。

とにかくいろいろと情報を集めながら、また情報も当然行政側からも、ある面も幾つか提案もしながら、お互いに模索をする必要があるかと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

文科省とかそういうのがする事業ですから、全国一律の似たような輪切りをしたような事業になるような気もしないでもないんですが、やはり特色あるやつを出すとなれば、住民の提案型、そういうものが一番いいんでしょうけれども、本町では狩宿分校が廃校になっているわけですけれども、跡地利用については、地元にあっても地元も高齢化が進んで活用策が浮かばないというのが実情のようです。

管理とかそういうところについて、地元の協力を得ていらっしゃるのか、そこについてはまだわかりませんけれども、学校が廃校になったあとは、これまでPTAとか地域の皆さん方がしっ

かりとバックアップして応援体制があったからこそできているのではないかと思うんですが、そこら辺についても、普通財産に変えて町の管理ですので、そこら辺については地元の協力をお願いして、今までのような形で維持していくのか、それとも町自身が自分たちで維持管理をしていくのか、そこはちょっと、あとでまた検討いただきたいと思いますが、今回の廃校について、地元に対する、将来に対する不安、影響が物すごく地元の方は感じておられると思います。

今でさえ高齢化が進んで子供たちが少ない中に、学校がなくなりや、それが相当、地域の今後の振興、そういうものに影響を与えるのではないかと思うんですが、町長も、たまたま今回の学校再編の対象地域に住んでおられますので、自分の住んでおられる地域が、この学校が廃校されることによってどのように変わっていくと感じておられるか、町長のお気持ちをちょっとお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

町内第一号で、我が小学校が、母校がなくなりまして、本当、閉校式のときも校旗をおさめるときなんかも、本当、感涙をいたしました。本当、これで終わりかなという感じをひしひしと受けとめまして、本当に寂しい思いがありました。

引き続いてきのうは白男川ということで、引き続ききのうも、本当にそういう場面に遭遇をいたしました。

それだけに、学校にかわらずに、にぎやかな施設に変えていくというのは、今もありましたとおり、一举にこれと、すばらしい案が出てくればいいんですけど、なかなか非常に難しいところがありまして、場合によっては長い期間をかけなければならないこともありますし、場合によってはすぐできるところもあるかもわかりませんけれども、本当に地域にとっては長い歴史があつただけに、心に大きな穴があいたなという感じはいたしますので、その穴をいかにして埋められるかということは、本当に行政にとりましても、これから大きな課題として受けとめております。

学校にかわるような何かを目指していくことは、本当に大きな課題として受けとめておりますので、先ほどから申し上げますとおり、いろんな御知恵を聞かせていただいて、より地域の振興につながるようなものにしていかなければならぬという思いだけは、強く持っているところであります。

○岩元 涼一議員

学校というものがなくなることによって、相当な地域に影響が出てくるというようなことでございます。町長が申されましたように、大きな穴があいたと、その穴はとてもじゃないけど埋められないから、その穴があかないような施策も必要ではないかなと、私個人は考えるところでございます。

昨日の白男川小学校の閉校式で、いろいろ歌ったりしてくれました子供たちを見ておりますと、小規模校の教育に地域が果たしてきた役割というものが、大変大きなものがあると、そういうふうに感じたところであります。

学校がなくなった地域は疲弊していく、それを食いとめることは難しいことではないかなと、新たな活用策を含めて大変難しいことであると思います。

複式学級の解消を図り、子供たちによりよい教育環境を与えることが町の役割ではございますが、一方で地域を維持していくことも行政の使命でないかなと考えるところであります。

今回の統廃合対象地域は周辺部の過疎地でありますので、地元としては将来に大きな不安を感じておられることと思います。地域から学校をなくすることは、地域の活力を奪うことになるのではないかなど、そのようにも考えるところでございます。

先ほどもありましたように、交付税も、確かに学校がなくなることによって減ってくるんですが、それにまた学校のスクールバス、そういうものに必要経費がかかってくると、そういうものも加味していかなければならないのではないかと思うところではございます。

高齢化が進むとともに人口が減り続ける中、あるいは交付税が減り基金を取り崩して予算を編成しなければならない中で、まちづくりを進めなければならぬ苦しい立場は理解いたしますが、これから取り組もうとされている第二次学校再編計画については、統廃合ありきの観点からだけではなく、小規模校の弊害を克服するような教育方法を模索しながら、地域に学校を残す手立てを選択していく、これも大事ではないかなと考えるところであります。

町長も、先ほど希望があれば地域に住宅建設も考えていくこともあるというような答弁もいただきました。それぞれ地域で話し合いをしていただいて、そういう気持ちがあれば積極的にそういうのも支援していただきたいと思います。

廃校後において、対象地域が活力を失わないように、跡地利用を含めて、今後の地域づくりや地域振興に最大限の支援を講じられますように申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後3時50分

平成28年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成28年3月8日

平成28年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成28年3月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男君
議事係主任	神園大士君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	副町長	紺屋一幸君
教育長	東修一君	総務課長	崎野裕二君
企画財政課長	押川吉伸君	税務課長	丸田忠君
町民環境課長	三腰善行君	福祉課長	鍛治屋勇二君
介護保険課長	中村慎一君	健康増進課長	四位良和君
農政課長	上野俊市君	耕地林業課長	杉水流博君
商工観光課長	羽有郁夫君	建設課長	三浦広幸君
水道課長	岩元義治君	消防長	若松良尚君
教育総務課長	角茂樹君	社会教育課長	中窪啓二君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について
第 2 議案第 9 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 3 議案第 10 号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について
第 4 議案第 11 号 さつま町学童館条例の制定について
第 5 議案第 12 号 さつま町有線放送施設条例の廃止について
第 6 議案第 13 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について
第 7 議案第 14 号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について
第 8 議案第 15 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について
第 9 議案第 16 号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
第 10 議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 11 議案第 18 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について
第 12 議案第 19 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
第 13 議案第 20 号 さつま町税条例等の一部改正について
第 14 議案第 21 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
第 15 議案第 22 号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について
第 16 議案第 23 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
第 17 議案第 24 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
第 18 議案第 25 号 さつま町農村広場条例の一部改正について
第 19 議案第 26 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
第 20 議案第 27 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
第 21 議案第 28 号 平成28年度さつま町一般会計予算
第 22 議案第 29 号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
第 23 議案第 30 号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
第 24 議案第 31 号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算
第 25 議案第 32 号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
第 26 議案第 33 号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算
第 27 議案第 34 号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算
第 28 議案第 35 号 建物の無償譲渡について
第 29 議案第 36 号 土地の無償貸付について
第 30 陳情について

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	8 9 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 22 23 24 26	さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について さつま町学童館条例の制定について さつま町有線放送施設条例の廃止について さつま町ガラス工芸館条例の廃止について さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について さつま町税条例等の一部改正について さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について さつま町介護保険条例の一部改正について さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について さつま町火災予防条例の一部改正について
総務厚生 (第1委員会室)	28	平成28年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条 歳入歳出 歳 入 1款 町税 2款 地方譲与税 3款 利子割交付金 4款 配当割交付金 5款 株式等譲渡所得割交付金 6款 地方消費税交付金 7款 ゴルフ場利用税交付金 8款 自動車取得税交付金 9款 地方特例交付金 10款 地方交付税 11款 交通安全対策特別交付金 12款 分担金及び負担金（関係分） 13款 使用料及び手数料（関係分）

委員会	議案番号	件名
		14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入（関係分） 17款 寄附金 18款 繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入（関係分） 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費（関係分） 3款 民生費 4款 衛生費 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 12款 公債費 14款 予備費 人件費全部 第2条 繼続費 第3条 債務負担行為（関係分） 第4条 地方債 第5条 一時借入金 第6条 歳出予算の流用 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 建物の無償譲渡について 土地の無償貸付について
	29	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
	30	平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
	31	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算
	32	平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
	35	建物の無償譲渡について
	36	土地の無償貸付について
文教経済 (第2委 員会室)	13	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について
	21	さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
	25	さつま町農村広場条例の一部改正について
	27	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	28	平成28年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条歳入歳出予算 歳入 12款分担金及び負担金（関係分） 13款使用料及び手数料（関係分）

委員会	議案番号	件名
		1 4 款国庫支出金（関係分） 1 5 款県支出金（関係分） 1 6 款財産収入（関係分） 2 0 款諸収入（関係分） 歳出 2 款総務費（関係分） 6 款農林水産業費 7 款商工費 8 款土木費（関係分） 1 0 款教育費 1 1 款災害復旧費 第3条 債務負担行為（関係分） 平成28年度さつま町上水道事業会計予算 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算
	3 3	
	3 4	

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、2月29日提案がありました議案第8号から議案第36号までの議案29件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1 「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」、日程第2 「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、日程第3 「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」、日程第4 「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」、日程第5 「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」、日程第6 「議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」、日程第7 「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」

○議長（舟倉 武則議員）

まず、日程第1 「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」から日程第7 「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長のほうに、「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」ですが、条例廃止についての文言については、いささか文句はないんですけども、きのうもさつま町への寄附金の問題で、工芸館の品物もさつま町の特産品というか、品物としてこれも外に、外にちゅうか、寄附金をくださった方々へのカタログの中に入れて取り扱っていかれるということでした。

この薩摩びーどろ株式会社との譲渡、あるいはこの条例を廃止することによって、ここの今までさつま町として培ってきたガラス工芸品を、今後どういうふうに取り扱っていかれる考えなのか。びーどろ会社との関連をより深く深めて、さつま町の特産として出されるべきだと考えるんですが、そこあたりの考え方をお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これまで建物等につきましては、町の施設ということでずっと、今は指定管理ということでなっておりますけども、これはもう民間に譲渡するというようなこと、土地については無償貸し付けになりますけども、非常に代表的な地域の特産品になり得るものでございます。非常に珍しい工芸品でありますので、これについてはやはりさつま町のこれから貴重な特産品として、PRをしていかにやいかんなというふうに思っておりますので、やはりこの会社のほうとも十分連携をしながら、これからもいろんな研究もしてもらわにやいかんだろうし、いろんな製品のデザイ

ンとか、そういうこともありますから、そういうことはまた一生懸命頑張っていただくよう
に、町としましても、とにかくいろんなところにPRをしながら、町の特産としてのそういう啓
発も十分やっていきたいと思ってるところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案7件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第8 「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」、日程第9 「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、日程第10 「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第11 「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第12 「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第13 「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第14 「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第15 「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」、日程第16 「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第17 「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程第18 「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について」、日程第19 「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第20 「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8 「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」から日程第20 「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案13件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案13件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案13件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第21「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第21「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」を議題とします。
提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

一般会計の予算の中で96ページ、ひつ翔べさつま！プロジェクト事業のことでお伺いいたしますが、今回、役務費の中に広告料、航空機内誌61万6,000円が組まれておるわけですが、昨年、ソラシドエア機の機体に本町の宣伝ちゅうんですか、そういうプロモーション活動を実施したことですが、全く我々町民には、どのような形で活用されたのか、全く判らないわけですけど、どのように活用されたものかお尋ねします。また本年度、航空機内で61万6,000円と、航空機内誌をつくるということで載っておりますけど、これらについての考え方をお尋ねいたします。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

ひつ翔べさつま！プロジェクト事業費についてでございますが、ソラシドエアという会社の機体を使いまして、「空恋」という名目で、機体にさつまるちゃんのラッピングをするということで、全協のほうでもその内容についてはお話ししたかと思いますが、1機でございますが、ソラシドエアは羽田と九州の各路線、また沖縄と九州の各路線を飛んでいる飛行機でございます。

それにつきまして、ラッピングをして、あと機内誌に3月号でソラシドエアのほうの機内誌に1ページ、取り上げていただいたところでございます。まだラッピング作業が今度の、あした、あさってぐらいで羽田空港のほうでされますので、それに職員のほうもソラシドエアのほうから完成検査というような形で、職員も行って立ち会ってきます。

まだ、ですから航空機自体のラッピングは済んでませんが、3月19日土曜日ですが、鹿児島空港のほうで就航式を行います。これにつきましては町長、副町長、また空港ビルディングの社長さん、あと国交省、あと県の関係が、地域振興事業を使っておりますので、振興局の局長、交通政策課の課長、それと観光課の課長を招きまして就航式を開催したいと考えているところでございます。

地域振興事業につきましては約200万の予算を使いまして、このラッピングの機体が約1年間以上飛ぶというような形になるかと思いますので、これにつきましても、この就航式が終わりましたら、その模様を広報紙等で町民の皆さんにお知らせしていきたいと考えているところでございます。

また、その中でも機内誌のほかPRパンフレットとか、いろいろ鹿児島空港を使った物産展とか、そういうことができないかということで、今後やっていくということになっているところでございます。1回の、せっかくの機会でしたので、それを今後に生かしていきたいなということ

で、今回、28年度にもこの予算を若干組ませていただいたところでございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑ありませんか。

○宮之脇尚美議員

教育委員会の関係でございますが、10款3項1目の中学校で5,400万ほど今回計上されているようでございます。これ臨時的なということなんですが、具体的な内容について説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（角 茂樹君）

10款3項1目の学校管理費のところでございます。これについては中学校管理費を計上させていただいているというところでございます。これにつきましては一般の中学校の管理に関する経費、この内訳につきましては空調設備の移設工事、あるいは新規購入と、一般的にこれまでやつております通学費の補助でありますとか、学校司書補の設置補助、あと4中学校における一般の学校予算といったものを今計上して、予算計上させていただいているというような状況でございます。

○宮之脇尚美議員

空調設備の移設ということなんですが、あと一般管理費ということなんですけども、この空調設備はどうなんですか。宮之城中学校、非常に悪臭問題で苦労されてるというようなことを聞きますし、また夏場もなかなか食事の時間帯には窓を閉めてまでも食事しなけりやならないというような実態があるようですが、これについては町長のほうに、教育委員会のほうに予算執行権はございませんが、中学校の空調設備、今後どのようにされるのか。そこら辺について町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の移設工事については、小規模5校が今回廃校になりますので、そこにつけてあった分を、今度残りの学校に移設をするというものであります。特に今、学校の教育環境を高めるということで、特に特別教室、職員室とか図書室とか用務員室、そういうところから順にこういったクーラーの設備を整えていきたいということで、今、計画を進めているところであります。

将来的は、子ども議会にも出ましたけれども、教室でもというお話なんですけど、子供の教育というのは寒さに耐える、暑さに耐えるという、一つのそういう健全教育という、たくましく育つという意味合いもありますので、その辺は本当設備が整えばよろしいんですけども、膨大な財源を要するということになりますので、今後、それは検討の課題として進める必要があるかなと思ってるところであります。

○宮之脇尚美議員

財政的な問題もございますので、なかなか難しい問題かと思うんですが、暑さだけの我慢なら、まだ生徒も我慢できるんでしょうけれども、私も夏場に昼食時間帯に上がってみたことがあったんですが、本当に耐え切れないような悪臭がしております。

今回、畜産クラスターですか、あの関係で悪臭対策もされるということを聞いてるんですが、それでも完璧にできるという状況ではないのかなという感じはするんですが、見てみなきや判らないですけれども、こういう時代でありますし、こういう気候変動の大きな時期でもございますし、特に宮之城中学校の位置的な問題については、悪臭対策というのが当面の課題かなというふうに思っております。

財政的には非常に大きな額を投資しなけりやならないんですが、32年には学校も1校という

形になりますから、ぜひそこら辺については、学校管理経費も浮いてくるわけで、そういう統合までにぜひ検討していただくように、これは強く要請したいと思うんですが、再度町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

中学校が31年に4校が1校になりますけども、今までの4校の管理経費を見ますと、確かにその部分が節減をされるということになるかと思っておりますので、統合校としての今後のあり方というのは、せっかくこうして統合するちゅうことになると、そういう教育環境というのは、ある程度やっぱり重点的に考えていく必要があるかなと思っておりますので、特に今あったようなことも考えられますので、そういうことについては特別の配慮をしていく必要があるかなと思っております。

非常にこの最近の気象状況というのが非常に変動しておりますし、夏の暑さ、あるいは冬等についても、今までの経験をしてなかったようなことが起こり得りますので、そういうことを考えますと、時代の変遷において何らかの対応も必要かなと思っておりますので、そういったことを総合的に考えて対応していきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

予算書の62ページなんですが、高齢者元気度アップ包括ケアに予算を組まれてるんで、これについて現在、さつま町全体の高齢者の方々の何割程度がこれに参加されてるのか。それと元気な里づくり体制の支援事業に100万、今回予算計上されてるんですが、元気な里づくり体制支援事業、具体的な内容を教えていただきたい。

○介護保険課長（中村 慎一君）

元気度アップにつきましては、現在、2種類、65歳以上の高齢者の方々が自分の介護予防という意味で、いろんな活動に携わられる部分、これに対しまして1回100円でやっております。これにつきましては決算関係の書類をここに持ち合わせておりませんけれども、大体元気度アップのほうで2割、3割ぐらいで参加があるというふうに見ているところであります。

あとはもう一つは、地域包括ケアについての取り組みで、それぞれのグループに対しますグループ支援というのをやっておりますけども、ここの部分がなかなか広まらない部分というのがあるようあります。

これにつきましては65歳以上の皆さんだけでなく、64歳以下の若い人たちを含めたグループ支援といったようなことで、地域のそういうサロン活動とか、いろんなそういった活動をしていただくグループの人たちへの支援ということでありますけども、なかなかこれが広がらないといったようなことがありまして、いろいろサロン活動等で広報等をやっておりますけども、今後こういったものに対します取り組みというのをもうちょっと充実をしてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○岸良 光廣議員

それともう一つ、私、質問したつもりなんですけど、元気な里づくり体制支援事業、これの具体的な内容を教えてください。

○介護保険課長（中村 慎一君）

元気な里づくり支援体制事業につきましては、27年度から取り組みを進めてきておりますけれども、介護保険の制度の中で、これまで介護のサービス事業所等でいろんなサービス支援というのをしてきていただいておりましたけれども、法律が改正になりまして、要支援1、2という分に対しましては、これまでのサービス事業所だけでなく、いろんな町内のコミュニティーとか、いろんなボランティアグループの皆さんたちで、そういう介護保険のサービスそのものに携

わっていけるといったような制度改正になされておりますので、そういう地域づくりというのを、福祉に関与されてらっしゃる皆さんだけでなく、公民館制度の中で、それぞれの地域の公民館の中で、そういった地域のことを考えていただくと。そしてまた、地域の福祉の基盤というのを地域で考えていただくといったような、そういうことで元気な地域体制づくりという形で取り組みを進めてきております。

これが27年度から3年間ということで説明してきておりますので、これを進めながら、地域が元気であるといったような、そういう取り組みを充実をしていきながら、介護保険制度は変わっていきますけれども、そういったものに対応ができるような強い基盤づくりを進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○岸良 光廣議員

先ほど高齢者元気度アップ事業で2割か3割という説明なんですが、これに350万ほど予算を組まれてるんですよね。これだけ金を、予算をつけていくんであれば、せめて2割、3割じゃなくて、4割、5割というふうに広げていかない意味がないと思うんですよ。

特に高齢者の方々に元気で長生きをしてもらうためのこれは事業でもあるわけですから、そういう意味で今後、さつま町全体の、例えば旧3町の浸透ぐあいというのは本当に十分なのか。また、今後どういうふうな活動をして、それをさつま町全体の高齢者の方々に広げていくつもりなのか、その辺を教えてください。

○介護保険課長（中村 慎一君）

この元気度アップにつきましては、今のところ鹿児島県の補助事業ということで取り組みを進めておりますが、要は介護保険料を払っていただいてますけれども、この介護保険料を例えれば元気な高齢者の皆さん方がサービスを使わないで、保険料だけを払っていただいているわけなんですけども、そこに対しまして、そういう自らの健康づくりとか介護予防とか、そういった取り組みをされる部分に対しまして、保険料をある程度還付をしますよと、そういう取り組みであります、これは全国で広がっております。

うちの場合は、さつま町の場合は6,000円という形でやってますが、地域によりましては1万円以上、還付をされてらっしゃるところもあるようあります。そういう意味では、サービスを使わないで元気なそういう予防活動をされるところというのは、もう少し進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

今のところは地域の、103ありますけども、このサロンが中心でありますけれども、それ以外にもサロンのないところもございますので、そういったところまで含めて、そういった活動というのを広めてまいりたいというふうには思ってるところでございます。

○新改 秀作議員

委員会が違いますので、1点お聞きいたします。

46ページの地域おこし協力隊事業費のことについてですけども、今回、町長の説明にありました移住定住の促進ということで地域協力活動、今回業務内容として商工観光課関係と農政課関係のことをうたってあるわけでございますけども、これに至った経緯、内容について説明をお願いいたします。

それと去年も協力隊員がいろいろ予算書に出てきたわけですけども、その状況はどのようなものであったものかお伺いいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

地域おこし協力隊の関係でございますけども、まず27年度の取り組みのほうから説明をさせていただきたいと思います。

27年度から地域おこし協力隊につきましては取り組みを開始をしておりまして、27年度は1名という形で予算を計上して取り組みをしたところでございます。5月から募集に入りまして、20歳から35歳までの方を募集をしたわけですけれども、なかなか応募がなかったという状況でございまして、また2次の募集を8月から実施をいたしまして、二十から45歳までと年齢を上げた形で募集をしたところでございます。

この結果、1人の方が募集がありましたので、面接等行ったわけですけども、一応なかなかいい方でございましたので、採用の方向で検討を進めていたわけですが、現地を見られたり、さつま町に来られたら1人ということ等もございまして、ちょっと不安があるということで辞退をされたということでございます。

そういうことで、もう少し1人では厳しいなということ等もございましたので、1月からまた2月にかけまして募集をかけているところでございます。現在のところ、また1名来ていらっしゃいますので、近々また面接等をしていきたいということで、この部分につきましては、27年度の予算のほうで対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

それから、28年度の取り組みでございますけれども、先ほど質問のありましたとおり、今回、総合戦略のほうも始まりますので、その中でも主なものが観光振興であるとか仕事の関係でございますので、観光、移住促進に関する活動、それからいろんな地域資源等もございますので、そういうものを活用した6次産業化等によります農政サイドの関係の商品開発、そういうものをメインといたしまして募集をかけていきたいという形で、3名分の予算を計上させていただいているところでございます。

今現在1名ありますので、あと2名分につきましても、また引き続き募集をかけながら、早いうちに3名という体制ができたらということで考えてるところでございます。

以上でございます。

○新改 秀作議員

今27年度の経過もお聞きしたわけですけども、これにいろいろ、この趣旨にうたってあるように、外からの目線というのを地域活性化につなげるというのは大事なことでございますけども、町長もいつも言つていらっしゃいますように、特徴ある、そしてインパクトのある政策をいろいろ、これも農政課関係でも、6次産業の開発をいろいろどこもやってることなんですけども、これ無難な行き方かなと思うところもあるわけですけども、全国市町村見てみると、ほとんどのところがこれに動いている。内容も似たような内容もたくさんあるわけでございますけども、何かそういう政策をいろいろ考えて、東京のほうともまたいろいろそういうのを考えて、何かインパクトのある政策を要請しておきます。

○米丸 文武議員

所管が違いますので、2点ほどお伺いいたしますけれども、86ページの6款1項7目、畜産係の中で畜産クラスター事業補助ということで3億6,470万、2,072万4,000円ですか、計上されておりますが、この結構大きな事業のようでございますが、27年度からということで、もう少し詳しく、この内容についての御説明をいただきたいというふうに思います。

もう一件が83ページの6款2項2目、林業振興係のほうでございます、木材加工用の流通施設等の整備補助ということで6,250万、森林組合のほうへの補助を計上されておりますが、どのような状況で更新をしなければならなかつたのか。中のここで選別機とログローダーと書いてございますが、これについてのもう少し詳しい説明を求めたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

畜産クラスターの関係の御質問でございます。クラスターの関係等につきましては、27年度

から取り組みを進めてきておりますが、28年度につきましては2協議会、これはさつま町畜産クラスター協議会と、それから薩摩川内市畜産クラスター協議会、この2つの協議会で取り組むもので、5つの取り組み主体、1組合、4法人が本年度取り組もうとするもので、補助金としまして3億6,400万という数字を計上いたしているところでございます。

取り組み主体としましては、さつま町畜産クラスター協議会のほうが北さつま農協、これは繁殖牛の牛舎の関係等の改修等でございます。それから有限会社福永畜産、これが繁殖牛の増頭に伴う牛舎等の増設等でございます。それから、旭ファーム株式会社、これが第一農場の豚舎の建てかえ関係等でございます。既存の開放式の豚舎をウインドレスの豚舎に変えるというような内容でございます。それから、株式会社北薩畜産ということで、肥育豚舎の整備を図るというものでございます。

それから、薩摩川内市の畜産クラスター協議会のほうで取り組む主体としましては、株式会社高崎ファーム、これにつきましては27年度から取り組んでいるもので、引き続き28年度におきましても繁殖牛の牛舎を設置しようとするものでございまして、2協議会、5取り組み主体で、事業費が8億1,000万ほどになる事業でございます。

以上です。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

北薩加工流通施設等整備補助の北薩森林組合の選別機、ログローダーについてでございますが、事業費といたしまして1億3,500万ほどかかるようでございます。その補助金としまして6,250万を今回計上させていただいたところでございます。

この主な内容でございますが、現在の機械による処理数の向上をより図るために、今回更新するということで聞いているところでございます。東アジア等の輸出の増とか、そういうものに考慮するために、今回更新を計画されているということでございます。

以上です。

○米丸 文武議員

こここの説明書を見ますと、畜産係の6款1項7目の件でございますが、畜産業の事務費と、事業名がこうございまして、そういうようなことで具体的にはいろんな施設のそういう整備というものも含まれておるので、どういうことだったのかなということで、ここを今質問したところでございます。これについては今御説明いただきましたが、あともって事業費等についての明細というんですか、項目等を文書でいただければありがたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

次に、今6款2項2目の林業振興費の選別機等が海外へ輸出する等のという説明もございましたが、現在の機械というものを何年ぐらい使用されて、いえば性能が狂ってきたとか、更新をしなきゃいかないような、そういうような状態だったのか、その点などについてはどうなんでしょうかね。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

資料を持ち合わせてなくて、何年というのが判らないんですが、既に合併前の話でございまして、十数年は経つてると考えてるところでございます。処理能力が今までのは落ちるちゅうようなことを聞いておるところでございまして、今回、それを更新したいと、そのように聞いてるところでございます。

以上であります。

○川口 憲男議員

企画財政課長に、大まかなことなんんですけど、予算の編成のあり方についてお聞きいたします。

というのは時代が変化いたしまして、非常に高齢化が進んでるんですけども、例えば平川郷のトイレの洋式化、それから鶴田自慢館のトイレの洋式化、こういうようなのが編成されておりますけども、財政課のほうにこういう要請が来るのはお手上げ方式なのか。

そこで町長にもお伺いしたいんですが、文化センターが事務棟の耐震構造をされてますけれども、文化センターの利用度が非常に高くなっています。高齢者の方々もいらしております。この前、吹奏楽があるときにも訪問したんですが、あそこも洋式化を望まれてる方が非常に多いんですけど、こういう公的な施設のところのトイレの洋式化は、どのように編成の中で考えられているのか。先ほど申し上げました、お手上げ方式だから、上がってこんからしないという企画財政課の捉え方なのか、その辺をお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今非常に高齢化が進んでおりまして、トイレの改修についても、和式のほうから洋式に変えてほしいという声があちこちから出ております。学校も当然、そういう形で和式と洋式に半々ごとにするとか、公共施設についても、今後の要請としては、そういうことが望まれておりますので、計画的にその辺は、予算の関係もありますので一挙にはいきませんけども、そういう形で改善をしていきたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長、ぜひ、私もここ二、三日、公的な施設のところを見て回ったんですけども、例えば文化センターや運動公園ですか、昨年、国民文化祭とさつまフェスタがあったときなんかも、相当利用度も高かったんですけども、あそこが男子便所、女子便所あわせて、大きなほうが6カ所ぐらいあるんですけど、全て和式で苦労されてる方がいらっしゃいました。

それと鉄道記念館、これもこの前、見ましたけれども、ああいうふうにしてまちの玄関口にあるトイレ等は、早急に町長の年次的な計画を示してされるべきだと思います。

学校のも申し上げようと思ったんですけども、統合やいろいろなのがありますて、またその都度出てくるんじやないかと思っております。前にも学校のトイレを、1、2年生とかいうのは汚す経緯があるから、ぜひ早くしてくれと教育委員会にもお願ひしたことがあります。

予算の編成の中で、町長のおっしゃるように予算的なところはありますけれども、年次的に、早くせにやならんところはぜひそれをして、こういうのなんかもさつま町のおもてなしの一環じゃないかと思いますので、取り組んでいただけるよう要望いたしておきます。

○町長（日高 政勝君）

非常に今、そういう要望が確かに多いですで、学校は既にそういう形でやっております。そしてまた公共施設もたくさんありますので、一挙にやるわけにもいきませんけども、今ありました鉄道記念館、町の玄関口ということでありますので、今回もそういうことでトイレの改修もする計画であります。そういうことで年次的にこういう計画を持って整備をしていきたいと思っています。

○木下 賢治議員

8款3項1目の中で川内川激特事業の10周年と鶴田ダム50周辺記念の事業が載ってるわけですけれども、負担金対応ということで、多分国交省との合同開催になるかとは思いますけれども、その事業内容をお示しいただきたいということと、せっかくのそういう鶴田ダム50周年という記念のイベントですので、観光地としてのアピールのいい機会かと思いますが、そこ辺のアピールの体制というものをどのように考えているか、町長、お願ひします。

○町長（日高 政勝君）

今回、平成18年の7月の北部豪雨災害からちょうど7月で10周年という節目を迎えるとこ

ろであります。そしてまた、鶴田ダムもできて管理運用を開始をしましてから、ことしはちょうど50年という半世紀の節目を迎えるところです。

こういった節目を考えまして、今、国土交通省の関係の皆さん方、それから激特の関係は、川内川流域のそれぞれ期成会がありますが、上流、下流、そういう皆さん方と一緒にになって、ダムも一緒にすけど、そういうシンポジウムとか、あるいは防災の、気象庁のほうからも講演会をしたいという話もありますし、一連のそういう取り組みをしながら、改めて防災に対する町民の皆さん方の意識を高めていただく、そういう機会にしていきたいと思っておりますし、おっしゃるとおり、せっかくの機会ですから、対外的にいろんなところに情報発信をして、こういうさつま町の流域、あるいは川内川そのものが観光のそういう場所でもありますから、大いにPRをしていきたいと思ってるところであります。

○新改 幸一議員

所管が違いますので1点お伺いしますが、町長も施政方針の中で畜産に関するここと牛のことについては、それぞれ施政方針の中で述べられました。特に増頭対策の推進、また子牛生産地の維持拡大ということを図るということで、文言整理してあるわけでございますが、その関係で予算書を見たときに、今回の28年度は、先ほど出ました畜産クラスター事業が大きなウエイトを示しているようでございますけれども、私が質問したいのは、昨年の12月に鹿児島県の営農指導員の発表会で農業新聞に大きく出ておりましたが、北さつま農協の営農指導員、吉祥庵営農指導員が増頭対策についての最優秀賞を受賞ということで、大きく農業新聞に載っておりました。

私はあの新聞を見たときに、我が管内にすばらしい営農技術員がいるんだな。このことがさつま町のさつま牛の一つの一番基礎をなす技連会のもとになっているんだなということをつくづく感じたところでございます。

そういうことで28年の予算につきまして、それぞれ技連会でももまれたとは思うんですが、彼が発表したそういう流れが、今回の我がまちの畜産振興に寄与する予算的なものが、従来と違ったものが反映されて、こういう予算金額が上がっているものか、そこあたりの違った点があつて予算がつけられたところがあれば教えていただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

今、新改議員のほうからありましたように、吉祥庵課長のほうがそういう大会ですばらしい賞を受賞されたところでございます。これにつきましては、これまで本町、それから農協ともに協力して進めてきた事業のたまものかと私は考えているところでございまして、これまでのさまざまな本町が取り組んでおります増頭対策についてのことを述べられた結果が、ああいう形につながったものと思っております。

28年度予算につきましても、これまでの事業を継続した形での取り組みと、それから新たに畜産のクラスター事業という大きな事業を導入してのまた増頭対策ということで進めていくということで、これにつきましてもJAと一体となって、ここについては進めているところでございまして、特別に新たにということはございませんけれども、導入の拡大、推進ということで、28年度は進めていきたいと考えているところでございます。

○新改 幸一議員

吉祥庵営農指導員がああいう県下の技術員の発表会の中で、中身を具体的にどう言ったかちゅうのは新聞にも書いてはませんでしたが、ただ増頭に対する畜産農家のアンケート調査、そういう増頭に対する農家の支援内容というのを農業新聞には記事には書いてありましたけれども、できれば我々議員としても地域の一番基本の作物では、本当我がまちは畜産、牛でございますから、今後産地を動かさないためにも、そういうところが一番基本になってくると思いますので、

できればあとでもいいですので、吉祥庵技術員が発表した中身等の整理ができる、そういうのを文書でいただければ、我々もそういうのを拝見しながら、また畜産農家に技術員が頑張ってる姿、そしてまた畜産農家の気持ち等も勉強しながら、また提言もやっていきたいと思いますので、そこあたりの吉祥庵技術員が発表した中身が文書でいただければ幸いかと思います。あとでいいですので検討しながら、できたら配布をお願いします。要請しておきます。

○上久保澄雄議員

大分具体的な内容まで入ってきておりますので、私も1点だけお伺いをいたしたいというふうに思います。

というのは、本年度が初めてかというふうに思うんですけども、ふるさと創生関係の関連の予算が3億7,000万、一般会計の中に含まれてるという説明でございましたが、代表的なもので結構ですので、お知らせを願いたいというふうに思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

28年度の総合戦略の事業でございますけれども、さきに3億7,000万程度の事業ということで、新規事業が15、拡充が6、継続事業が29ということで説明をさせていただいたところでございますが、特に新規事業につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、若い世代が芽吹く「さつま町」で産み、育てるの中では、産後ケア事業ということで、産後における宿泊・通所型の事業等を計上したところでございます。

それから、オールさつまで取り組む子育て支援ということで、さつまっ子、さつま子育て応援事業ということで、新規で出しているところでございます。

また、地域の幹となる産業を育む「さつま町」で働くということで、ものづくりを始めとする商工業の活性化ということで、商店活性化イベント支援事業、それから空き店舗利活用への支援、新たな商工会スタンプ事業等への支援などを計上したところでございます。

また次に、人々がふれあい、にぎわい、観光交流の花咲く「さつま町」に住むにつきましては、先ほど御質問がございましたひっ翔べさつま！プロジェクト事業、それからふるさと回帰支援センター等による情報発信、そういったもの等を考えてるところでございます。

また、こころ豊かな成熟した「さつま町」で学び、暮らすにつきましては、先ほどありましたとおり、地域生活支援体制づくりということ等を入れてございます。

それから最後に、未来へはばたく「さつま町」を創るというところでは、総合戦略のコーディネーターの設置ということで予算を計上したところでございます。

拡充、継続につきましては、今までやってきたものの拡充と継続をするものでございます。

以上でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

二、三お尋ねいたします。

41ページのふるさと納税関係の予算についてであります。今回1,500万、返礼品として予算を上げてありますが、ということはきのうの町長のお話では50%は返したいということでしたので、トータルしますと1,500万残るというような形になるわけであります。ただもらうだけではないと思います。

私はきのう、けさまでに教えていただけませんかというお願いをしましたけれども、届きませんでしたけれども、我がまちから出ているものも結構あるんじゃないかなと思います。ふるさとはなくとも、返礼品をいただくために出された分もあるうかと思います。

ただ金額的には1,000万を超える、そんな大金ではないと思いますけれども、ぜひふるさと納税の活用をしていただいて、桁を2桁ぐらい上げていただいて、そのお金で例えば文化センターを建てかえますよとか、消防署を建てかえますよとかいうぐらいの、5年間ためてやりますよというぐらいの、頑張ってほしいと思います。

何年も続くようであれば、子供を入園希望は全部入れますと。それも全部ただでやりますというぐらいの気持ちで、子育て日本一をうたうなら、それぐらいの気持ちでやっていただければと思います。

ただし、それをするためには、ぜひ仕掛け人を置いてほしいと思います。先日の大崎町の20億も仕掛け人のお話がありましたが、先般テレビを偶然見たところが、平戸市が出ておりました。全国的に有名な通販会社の前社長の出身地ということで、テレビ番組を借り切ってというか、自分でその時間帯を自由に使って、平戸市の宣伝をされておりましたが、そこに市長が出てこられて、まちの宣伝はありますけれども、職員を紹介されて、この人が26億の、27年の26億の仕掛け人ですというような紹介もされておりました。

ぜひ我がまちも仕掛け人を置いて、億という桁にするぐらい頑張っていただきたいと思うんですけども、その辺のお考えがあるかどうかお尋ねします。

もう一つ、114ページのデジタルの行政、連絡用の無線の設備ですが、総額で12億5,000万、この庁舎の建設費と匹敵するぐらいの予算を最終的には必要であるというふうに計上してあるわけですが、十何年前に私は個人的に、宮之城町時代に某大手電気会社に、これからはもうデジタルの時代だからと思って、こここのまちを人口2万2,000人ぐらいだったですかね、宮之城で、世帯数、面積を申して、概算、見積もりをしてくださいとお願ひいたことがありました。当時、約6億かかりますというお話がありました。今回12億ということで、非常に大きな予算を要するわけですが、この12億の見積もりのとり方がどういう形でされたのか、入札の形はどういう形になるのかお尋ねします。

それともう一つ、たくさんはいけませんので、もう一つだけ、何ページということではありませんが、電気料、電力料金についてお尋ねします。

これも朝までに、27年度でもいいし、26年度でもいいですから、どれぐらい電気料金を払っていらっしゃるか、資料をいただけませんかとお願ひしましたけど、届きませんでしたから、幾らか判りませんけれども、県庁なんかも別な九電以外のところに契約されて、何千万か安くなっているというお話でしたけれども、我がまちも4月以降、自由化されるわけですけれども、それを検討された経緯があるのかどうか。検討されたのであれば、どういう結論を出されたのかお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

ふるさと納税については、きのうの一般質問でもある出たところでありますて、私の考え方もしっかりと述べたつもりでありますけれども、とにかく今のシステムとか、あるいは今多くもらっているところは、その割合を8割まで持っていくとか、あるいは特産品そのものもたくさんあるんでしょうけども、私のまちの特産品はもう遜色ないぐらいいろんなものがあるわけですから、それは自信持つていけると思っております。

あとはどういう手法でやっていくかということ、割合を、還元率をどこまで持っていくか。きのうは5割まではいけんかせんにやいかんなあということを申し上げましたけども、そのほか業者に専門のところにお願いするとか、インターネットの世界に載せるとか、いろんなやり方がありますので、そこはまたこちらのほうでしっかりと研究をしながらやっていきたいと、そのように答弁を申し上げたと。

それを担当の専門を置いて、そこまでやるかちゅうことについては、まだ考えておりません、今のところは。そこはとにかくそういうやれるところは一生懸命やって、とにかくたくさんそういう方々を募って、たくさん納税があるようにしていきたいと思っておるところであります。

あとデジタル無線の関係、これは国のはうが、テレビもでしたけど、アナログからデジタルに変えにやいかんちゅうことで、非常に混乱もありました。私どももこういった今なお使ってる行政無線、消防についても、そういう形に変えます。

今、消防のはうは大体終わりますけども、今度は行政のはうの無線も、またアナログからデジタルに変えにやいかんちゅうことですから、今回、一つはこのような多額になったというのは、宮之城の地域は過去、各家庭に戸別無線機が取りつけてなかつたと。消防団とか必要なところにしかなかつたわけですね。それを全戸設置をしようという考え方方に立っております。

それは安全・安心をしっかりと持つていただき、そういう災害のときにしっかりと町民の皆さん一人一人に伝達が行き渡るようにしたいということの考え方方に沿つて、かなりの額になっております。

当然屋外の無線も、屋外、外にいらっしゃったときに、外で仕事をされていたときに屋外からも聞こえるようにということで、屋外のところも設置をいたしますけれども、そのほかの中継、かなりさつま町は広範囲にわたっております。山があって起伏がありますし、届かんということになるといけませんから、そういう中継局もつくるにやいかんということもありますので、かなりのものが、お金が要ります。

私も最初は七、八億ぐらいで済むのかなと思いましたけど、見積もったところが12億を超えるということありますから、これは単年度ではとてもできんだろうということで、3年にわたって、財政のそういう負担のことを考えて、3年に分けて継続事業として取り組むことにいたしております。

あとその辺のあととの御質問については、またお答えをさせて、担当のはうからさせていただきたいと思いますが、電力料金ですね。本当これも相当なお金で数千万で、あとで数字的なことを申し上げますけれども、電力自由化になると、4月からということですから、九電一辺倒がありましたけど、九州管内でも、あるいは県内でもそういう電力の供給をする業者さんがいらっしゃるということですから、当然として町民負担の税金を使うわけですから、安いところにせにやいかんち思ってますから、その辺は指示をして、ちゃんとその辺の入札とか、そういうことをやっていけということをやってありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

ふるさと納税のさつま町の方々がほかの市町村に寄附をした額でございますけども、27年度につきましては、現在確定申告の受け付け中でございまして、最終的な数字はまだ上がっておりませんけれども、26年度につきましては10件あったということでございまして、町民税の影響額が16万4,549円という状況でございます。

27年度におきましても、ワンストップサービスになってきておりますので、10件程度ということでお問い合わせをしてるところでございます。ただまた確定申告で、証明書で申告をされる方もあるかと思いますので、若干増える可能性もあるかもしれませんけれども、昨年同等よりも少し増えるぐらいの状況だということでございます。

それから、電力の関係でありますけども、町長のはうから話がありましたとおり、4月から電力の自由化が始まるということで、本町におきましても、本庁舎を中心に近隣市町の動向等を確認したり、取り組み状況の確認をしながら、業者からのパンフレット、見積もり等も徴収をしているところでございます。

公共施設は相当あるわけですけども、28年度予算でいきますと、公共施設全体の電気料につきましては1億4,100万円を計上してあるということでございます。一番大きな施設につきましては、環境センター、クリーンセンターが一番大きくなっているということで、その次に本庁舎という形でございます。

いろいろと不透明な部分があるということで、近隣市町のほうでも、なかなかまだ導入の方向が決まっていないようありますけども、今後につきましては指示を受けましたので、メリット、デメリット、そういうものを十分精査をしながら、また取り組みの方向で検討していきたいということであるところでございます。

また、近隣市町の動向についてでございますけれども、ほとんどが今検討、検討中ということではありますが、湧水町だけが平成28年度より一部の施設に導入をするということでございまして、50キロワット以上の施設についての導入といったようなことの方向づけがされてるようございますので、そういう状況等も勘案しながら、今後検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○総務課長（崎野 裕二君）

防災無線のデジタル化の見積もり関係についてでありますけれども、過去に電波伝搬調査を実施したときの業者指名競争入札で落札業者でありますけれども、ここが作成しました設計図書に基づいた金額になります。

主な金額の相違、膨らんだ理由につきましては、先ほどありましたとおり戸別受信機、各世帯に1基ずつを想定しておりますと、総体を1万400基程度予定しております。これを含めておりますので、ここが一番金額が膨らんだ理由になっているかと思います。

その他の施設等についてでありますけれども、役場の親局を1基、本庁に置きます。それから遠隔制御局を鶴田、薩摩の支所と消防本部、3基を置きます。それから中継局2基、広段と永野に1基ずつ。それから、それでも届かないだろうということで再送信局を、子局を泊野、鶴田、大俣に1基ずつ、3基、それから屋外拡声子局を61基、これは宮之城地区に28局、鶴田地区に16局、薩摩地区に17局の以上の61基を置きます。そして、戸別受信機の1万400基ということになります。この積み上げでございます。

○岸良 光廣議員

予算説明書の53ページ、高等学校振興対策事業で今年度も1,300万を超える予算を組んであるんですが、この内容としては入学前の準備金、通学費補助、旅費の補助、資格取得の補助、課外費補助、こういう名目でなってるんですが、昨年もこの事業は、地元の薩摩中央高校を何とか生徒数を増やそうという町長の肝いりで始まったわけですが、昨年も大幅な定員割れをして、今回もたしか0.5に届いてないんじゃないかなと思うんですが、この予算は恐らく定員の人員数で組まれたと思うんですが、昨年の実際予算に対して執行されたのがどのぐらいあるのか。

また、今回の1,887万4,000円、予算を組んであるんですが、これは薩摩中央高校の定員に対する予算なのか、あるいは今回の入学希望者実数の予算なのか、その辺のところをお教えてください。

また、もし定員に対する予算で組んであるならば、今年度のたしか入学希望者は0.5ぎりぎり行くか行かないかということになると思うんですが、そうした場合に、この1,300万から組んである予算のうち使用されない予算をどのようにされるのかお伺いします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

高等学校振興対策事業費の関係でございますけども、高等学校の振興対策事業費の補助金につ

きましては1,387万4,000円のうち、高校振興対策助成金は1,350万4,000円を計上したところでございます。

今ありますように、8つのメニューによりまして計画をしておりまして、本年度が、28年度が2年目になるわけでございます。在校生の人数、それから7月の願書の希望の関係の人数等踏まえて、当初予算につきましては計上したところでございまして、定員に対する計上という形ではございません。おおむね100人程度を見ながら計上したというところでございます。

本年度、28年度の入学希望者の部分につきましては88名ということでございまして、5割は超えてるということでありますけども、非常に低い数字ということで、もう少し伸びてほしいなということもございましたが、普通科につきましては、昨年度よりも5名ほど増えているということでございますが、福祉科のほうが少し減ってきてるという状況等もあるようでございますので、ここにつきましては、一応この制度については5年間という形で実施をするようにしておりますので、学校と連携をとりながら、何が一番大事かということになってまいりますと、魅力のある学校していくということ等が大事ということでございますので、普通科もすけれども、畜産なんかの特色ある部分も打ち出していくといったことについても、学校と協議を進めているところでございます。

平成27年度の取り扱いにつきましても、今、最終の取りまとめをしておりまして、学科の関係の資格の関係でありますとか、課外授業の関係でありますとか、センター試験、それから大学の2次試験といったようなこと等の補助等もございますので、最終的な調整をして、最終補正のほうに計上させて減額をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員の質疑は3回されましたので、簡潔にしてください。

○岸良 光廣議員

この補助事業の中で、国公立大学の進学祝い金というのがあるんですけども、先日の伊佐市のほうが大学に入学したちゅうことで、その高校生に市長自らがお祝い金を渡すというのが新聞に出てましたけども、今年度は薩摩中央高校からこのお祝い金をもらった生徒が何名ほどおられるんですかね。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

本年度の4年制大学につきましては、今5名の方が私立大学のほうということでございます。国公立につきましては、7名の方々がセンター試験を受けて、2次試験を受けられたということでございまして、その方のうち国公立があるかということまでは確認をしておりませんけども、現時点では国公立の方はゼロという形になってるところでございます。

以上でございます。

○東 哲雄議員

観光関係の予算の支出もありますので、町長のほうに1点だけお尋ねをいたしますが、開会初日の報告の中にも、大鶴湖周辺等に関する要望活動の中で、鶴田大口線の要望等もされたという報告があったわけでございますけれども、鶴田大口線の県道改良につきましては、これまで長年にわたって言われてきたわけでございますけれども、町長が国に行って、県の中でも要望活動される中で、今後どのような改良の見通しを感じておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

県道鶴田大口線の改良整備については、2年ぐらい前からですか、直接国土交通省の道路局のほうに伺いまして、ここの道路については過去、平成9年のときに地震があったときに、ダムの

操作管理の関係で道路が通行止めになつたりして、大変心配をされたことがありましたので、そういうことを事例に出しながら、通常の道路という考え方じゃなくて、鶴田ダムの管理をするためもありますから、とにかく危機管理道路として位置づけをしながら、そういう性格もありますので、何とかこれを国の方で考えていただきたいということで要望したわけですが、何しろ県道なんですから、国道であれば何とかちゅうことなんでしょうけども、そういうことで結果的には社会整備交付金ですか、社会資本整備交付金のほうで、県のほうで交付をしながら整備をしましようということで、大体3年間で10億だったですかね、県道でやりましょうということで方向がなされたわけでございます。

今、年次的に整備がされてはきておりますけども、ダムのほうでも今再開発事業の関係で、ダンプが通行に支障があるカーブについてはカットをしましょうとか、いろんな取り組みをしていただいているところであります。

県とされましても、非常にあそこの場合は橋もかなり多いわけでありますし、その辺のところも老朽化の橋梁については、長寿命化の計画を立てていただいて、今年次的に整備もしていただいているところであります。

このことについては、先般も鶴田大口線の整備について、県のところ、それから国交省のほうにも直接要望に行ってきたところでありますので、これからも引き続き整備が促進されるように、町としましても要望していきたいと思います。

当然さつま町だけでなく、上流の伊佐市とも提携をして、一緒に要望をいたしておりますので、これからもさらに整備が進みますように、関係先には継続した要望をしていきたいと思ってるところであります。

○東 哲雄議員

今説明があつたわけでございますが、総合戦略の中にも奥薩摩広域観光圏の構築を進めることであるわけでございます。地すべりが発生した箇所につきましては、国のほうで今対策の工事等もされておりまし、ただいまありましたように橋梁につきましては、今補強工事等も進んでいる状況でございます。あと狭いところのカットとか、それからトンネルとか、そういう部分が残つてくるかと思いますので、引き続きこの件につきましては、要望活動をさらに進めていただきたいというふうに要請をしておきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○森山 大議員

済みません。平成28年度の予算の概要の19ページの国保のことでお尋ねをしたいと思います。

ここに書いてございますように、平成26年度12月補正で1億8,000万、27年度の当初予算で1億6,000万、今回財政安定化支援事業の1億9,000万のうちに1億3,000万が法定外繰り出しをされておられます。昨年、担当課の話では、いくがしかの黒字が出ておつたということでございましたけれども、今後どこまで法定外繰り出しをされるお考えなのかお尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

国保財政が非常に厳しくなってきておりますことは、御案内のとおりであります。当初1億8,000万、そしてまた1億6,000万、そしてまた28年度も1億3,000万、一般会計から繰り出しをしなければならないという事態になっております。それだけ繰り出しをしないと国保会計は赤字だということですから、非常に厳しい状況が続いております。

そういうことで国民健康保険税も当然として上げなければならない事態になったわけでありますけども、やはり医療費が年々上がってる。県内でも43市町村で上から7番目というぐらいに高医療市町村になっておりますし、そしてまた一時、若干下がりましたけども、また最近は上位3位のところまで、また医療費が上がってるという状況がありまして、なかなかこれは難しいなというのがございます。

平成30年から市町村の保険者から鹿児島県、県のほうですね、都道府県が保険者ということでありますので、ただそうなったにしましても、各市町村ごとの保険税徴収とか、あるいはいろんな事務等については、全く変わらないということありますから、ただ全県になったときに、国保の医療費が安い市町村によっては、プールをしますから、幾らかは高い市町村にとっては、税金がどうなるかなというのはありますけども、ただこれからも厳しいところには変わりないだろうと。市町村の状況によっては、また保険税も見直しをせんにやいかんとかなということは当然出てくるかと思っております。

できるだけそういう医療費が上がらないようにちゅうことで、特定健診を何とかしましょうということで、一生懸命取り組みをしているわけであります。健康診査をちゃんと受けてくださいね。日ごろも自分の健康づくりは、健康に一生懸命頑張ってくださいという働きかけを一生懸命しておりますので、皆さん方、一生懸命地域でも取り組んでいただいて大変ありがたく思っておりますが、このことはこれからもずっと継続をしながら、とにかく自分の健康は自分でしっかりと守る。

そしてまた早い、早期発見、早期治療という形がありますから、早目に医者に行って予防対策をしっかりとやる、このことが大事かと思っておりますので、これについては今後も保健師等が各病類統計をして、問題のある方々については家庭訪問して個別指導するということに切りかえておりますから、そういうことをお聞きになって、素直に聞いていただいて、受診をするときは受診をする。そういうことに努めていただければ、全体としての医療費が下がってきて、保険税も安くなるということになるかと思いますので、その辺のところをこれからも全町挙げて取り組んでいきたいと思ってるところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに。質疑が続くようですので、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

質問といいますか、おわびを申し上げます。といいますのは、先ほどふるさと納税の質問の中で、資料はいただいておりませんと申しましたけれども、封書に入りまして、中のほうに来ておりました、担当の係長から。平成20年から26年までの件数と金額であります。7年間で66件、金額で126万7,000円余りという金額は、よそのまちのふるさと納税のほうに出でておりますというのを受けておりましたので、担当の係長初め税務課の皆さんには大変失礼なこ

とを申し上げまして済みませんでした。おわび申し上げます。ちゃんといただきました。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第22「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第23「議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第24「議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第25「議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第26「議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第27「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第22「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第27「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案6件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案6件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第28「議案第35号 建物の無償譲渡について」、
日程第29「議案第36号 土地の無償貸付について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第28「議案第35号 建物の無償譲渡について」及び日程第29「議案第36号 土地の無償貸付について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり

り、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第30「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第30「陳情について」であります。

2月29日付で受理した陳情第4号については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から3月11日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月25日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時58分

平成28年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

平成28年3月25日

平成28年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成28年3月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（16名）

1番	平八重	光輝	議員	2番	木下	敬子	議員
3番	宮之脇	尚美	議員	4番	桑園	憲一	議員
5番	森山	大	議員	6番	東	哲雄	議員
7番	岩元	涼一	議員	8番	新改	幸一	議員
9番	木下	賢治	議員	10番	川口	憲男	議員
11番	米丸	文武	議員	12番	新改	秀作	議員
13番	岸良	光廣	議員	14番	上久保	澄雄	議員
15番	柏木	幸平	議員	16番	舟倉	武則	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	中間博巳君	局長補佐兼議事係長	半崎幹男君
議事係主任	神園大士君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	副町長	紺屋一幸君
教育長	東修一君	総務課長	崎野裕二君
企画財政課長	押川吉伸君	税務課長	丸田忠君
町民環境課長	三腰善行君	福祉課長	鍛治屋勇二君
介護保険課長	中村慎一君	健康増進課長	四位良和君
農政課長	上野俊市君	耕地林業課長	杉水流博君
企業誘致対策室長	羽有郁夫君	建設課長	三浦広幸君
水道課長	岩元義治君	消防長	若松良尚君
教育総務課長	角茂樹君	社会教育課長	中窪啓二君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について
第 2 議案第 9 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 3 議案第 10 号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について
第 4 議案第 11 号 さつま町学童館条例の制定について
第 5 議案第 12 号 さつま町有線放送施設条例の廃止について
第 6 議案第 13 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について
第 7 議案第 14 号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について
第 8 議案第 15 号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について
第 9 議案第 16 号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
第 10 議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 11 議案第 18 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について
第 12 議案第 19 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
第 13 議案第 20 号 さつま町税条例等の一部改正について
第 14 議案第 21 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
第 15 議案第 22 号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について
第 16 議案第 23 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
第 17 議案第 24 号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について
第 18 議案第 25 号 さつま町農村広場条例の一部改正について
第 19 議案第 26 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
第 20 議案第 27 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
第 21 議案第 28 号 平成28年度さつま町一般会計予算
第 22 議案第 29 号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
第 23 議案第 30 号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
第 24 議案第 31 号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算
第 25 議案第 32 号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
第 26 議案第 33 号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算
第 27 議案第 34 号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算
第 28 議案第 35 号 建物の無償譲渡について
第 29 議案第 36 号 土地の無償貸付について
第 30 議案第 38 号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について
第 31 議案第 39 号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について
第 32 議案第 41 号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について
第 33 議案第 42 号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第34 議案第43号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第9号）
- 第35 議案第44号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第36 議案第45号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第46号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第38 議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第40 陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書
- 第41 発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について
- 第42 報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について
- 第43 報告第3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について
- 第44 報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第45 議員派遣の件
- 第46 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

なお、常任委員会審査の過程で、平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算の予算に関する説明書、及び平成28年度さつま町一般会計予算の補足説明資料に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し入れを受けて審査が行われております。

お手元に配付した正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

△日程第1 「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」、日程第2 「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、日程第3 「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」、日程第4 「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」、日程第5 「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」、日程第6 「議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」、日程第7 「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」、日程第8 「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」、日程第9 「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、日程第10 「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第11 「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第12 「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第13 「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第14 「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第15 「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」、日程第16 「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第17 「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、日程第18 「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について

て」、日程第19「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第20「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第21「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」、日程第22「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第23「議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第24「議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第25「議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第26「議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第27「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」、日程第28「議案第35号 建物の無償譲渡について」、日程第29「議案第36号 土地の無償貸付について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第8号 さつま行政不服審査会に関する条例の制定について」から日程第29「議案第36号 土地の無償貸付について」までの議案29件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」、「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」、「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」、「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」、「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」、「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」、「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」、「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」、「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算（関係分）」、「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康

「保険事業特別会計予算」、「議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」の議案21件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第35号 建物の無償譲渡について」、「議案第36号 土地の無償貸付について」の議案2件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てを審査する第三者機関として、新たにさつま町行政不服審査会を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

新たな行政不服審査制度においては、町長が不服申し立てについての最終的な判断を行う前に、有識者で構成する第三者機関「さつま町行政不服審査会」を設置し、その判断の妥当性について、調査、審議を行うとの説明であります。

次に、「議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、行政不服審査法の改正、及び議案第8号で提案されている「さつま町行政不服審査会」に関する条例の施行に伴い、本町の関係条例について、文言の整理等を行うものであります。

次に、「議案第10号 さつま町空家等の適正管理に関する条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、倒壊などのおそれのある管理不全な状態の空き家等について、所有者等に対し、適正な管理を求め、良好な生活環境の保全や安心・安全に暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とする条例を制定するものであります。

質疑の中で、第7条「緊急安全措置に所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために、必要な最低限度の措置をとることができる」とあるが、同意を得られない場合、町は緊急安全措置をとることができないのか、ただしましたところ、家屋等は、所有者の責任により適切な管理が行われることが原則であり、町が自ら代執行など、強制執行を行うことにより、所有者が責任を放棄し、町に処分を任せようとする状況が懸念されるため、本条例には、行政代執行に関する規定は定めていない。危険な状況が切迫した場合には、空き家の処分等について、国の機関と協議しながら対応していくとの説明であります。

この答弁を受けて、上位法の空家等対策の推進に関する特別措置法で、市町村による行政代執行の要件が定められた趣旨や背景について、執行部は、十分検討されて適切な空き家対策を講じてほしいとの意見が出されました。

次に、「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、児童に健全な遊びと体験、交流の場を提供する学童館の設置に必要な事項について定めようとするものであります。

盈進学童館、中津川学童館、永野学童館及び教頭住宅跡に新設する佐志学童館の4学童館を設置し、子育てに関する活動で、町民が学童館を利用する際の使用料等について定めるものであります。

質疑の中で、現地調査を踏まえ、盈進学童館の安全対策についてただしましたところ、出入口には、二重の門扉を設置し「飛び出し注意」の看板を設置する。またパトランプを設置し、赤色等の点灯により車の運転手に注意を促す。さらに道路上に交差点マークと飛び出し注意を表示することで、ゾーン30区間であることを強く意識させたいとのことであります。

次に、「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」であります。

さつま町有線放送施設として、さつま町中央有線放送施設及びさつま町広瀬有線放送施設の2施設が整備されていますが、さつま町広瀬有線放送施設については、平成20年度に無線化が完了しており、さつま町中央有線放送施設については、今年度中に無線化整備工事が完了する見込みであることから、本条例は不要となるため廃止するものであります。

次に、「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」であります。

さつま町ガラス工芸館及び資料館を平成28年4月1日付で、薩摩び～どろ工芸株式会社に無償譲渡することから、本条例は、不要となるため廃止するものであります。

次に、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」であります。

地域密着型通所介護の創設による指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、県が指定監督を行っている利用定員18人以下の通所介護サービスについて、市町村の管轄である地域密着型サービスとして権限移譲されることから、国の基準と町の条例との整合性を図るため、本条例の全部を改正するものであります。

本町では、4事業所が該当し、平成28年4月1日以降、地域密着型の通所介護事業所へと移行することになります。

次に、「議案第16号 さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることから、地方公務法により公表が義務づけられた職員の人事評価の状況、及び職員の退職管理の状況の2項目を追加するものであります。

次に、「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

滞納整理指導官及び農林業振興プロデューサーを廃止し、新たに営農専門指導員、地域おこし協力隊員及び行政不服審査会委員を配置することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、滯納整理指導官及び農林業振興プロデューサーを廃止する理由についてただしましたところ、滯納整理指導官は、旧宮之城町時代から毎月町税の滞納整理の指導を実施しており、その結果、税務課職員の知識・技能が向上し、徴収対策にも一定の成果が得られたことから廃止するものである。

また、農林業振興プロデューサーについては、府内及び府外における農林業関係機関の連携など、所期の目的が達成されたことから廃止し、今後は、主として町の主要作物5品目等の振興を図るため、新たに営農専門指導員を設置したいとのことであります。

次に、「議案第18号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成27年の人事院勧告に基づき、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を、平成28年4月から一般職員と同様に、年間0.5ヶ月分の引き上げを行おうとするものであります。

次に、「議案第19号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成27年の人事院勧告により、関係法令の改正が行われたことから、本町職員の給与を改定しようとするものであります。

今回の行政職給料表の見直しによる平均改定率は、0.4%になるとの説明であります。

次に、「議案第20号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、平成28年4月1日から地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、申請に基づく換価の猶予の制度を創設し、徴収の猶予及び職権による換価の猶予に関する条項等を規定するものであります。

改正の主な内容として、申請に基づく換価の猶予制度の創設については、滞納者の財産を直ちに換価することで、事業の継続や生活の維持が困難になる場合、納税者の申請に基づき換価を猶予し、納税の猶予期間を設けるもので、本猶予制度の創設に伴う給付方法や申請期限等を定めるものであります。

次に、「議案第22号 さつま町健康ふれあいセンター条例の一部改正について」であります。

さつま町健康ふれあいセンターを平成28年度から、引き続き5年間、指定管理委託することから、公募による提案内容等に基づき、休館日及びプール等の利用期間等について、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容は、休館日を、「毎週火曜日」から、「毎月第2火曜日及び第4火曜日」に変更し、プールの利用期間については、通年から、利用者が多い5月1日から9月30日までの期間に限定するものであります。

次に、「議案第23号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、介護認定審査会の委員の任期について、現行で2年とされている任期を3年に改正し、介護保険料の徴収猶予・減免等の申請書の記載事項に、個人番号を追加しようとするものであります。

本町の介護認定審査会では、医師等の委員の推薦を薩摩郡医師会に依頼しており、同様に薩摩郡医師会からの推薦を受けている薩摩川内市と協議し、次期委員から任期を3年に改正するものであります。

質疑の中で、さつま町の介護認定審査会の委員構成についてただしましたところ、現在の委員数は20名となっており、5名で一つの合議体が組織され、4つの合議体が構成されている。

20名の委員の中には、医師が5名含まれることであります。

次に、「議案第24号 さつま町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法の基準に関する条例の一部改正について」であります。

地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、事業者が設置する運営推進会議の開催回数や、記録の作成、公表等について、本条例中の関係条項を改正するものであります。

次に、「議案第26号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、対象火気器具等に関する条項等について、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、近年、流通が多くなったガスグリドル付きコンロ及び入力値が4.8キロワットを超える、5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器の離間距離を追加するものであります。

質疑の中で、今回の改正内容の周知方法についてただしましたところ、町のホームページや広報紙に掲載して町民へ周知する計画である。さらに、対象火気器具を扱っている町内の施工業者を集めて、改正された内容を説明する機会を設けたいとのことであります。

次に、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項行政管理費、派遣職員研修費については、国や県、他自治体などへの派遣研修費として714万9,000円が計上されています。

今回初めてとなる東日本大震災被災地への復興支援に1名、自治研修センターに1名、九州地方整備局に1名を派遣するもので、これらの赴任旅費であります。また九州地方整備局から、人事交流として1名の受け入れを予定しているとの説明であります。

質疑の中で、被災地に職員を派遣するに当たり、希望者を募ったのか、ただしましたところ、災害派遣も含めた派遣業務の募集を実施した際、希望する職員の中で選考を行い、職員1名を1年間、宮城県気仙沼市へ派遣することに決定したとのことであります。

次に、3款1項障害者福祉費、障害福祉サービス費には、障害者に対する介護サービス等に関する経費として、5億643万6,000円が計上されています。

障害支援区分の判定に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、平成25年度から難病患者も対象となる。障害福祉サービスの対象となる難病は、332疾患があり、本町では40疾患、193名がサービスを受けており、身体・知的・精神の手帳所持者を含めた町内の対象者は、2,100名になるとの説明であります。

次に、4款1項保健衛生費、保健衛生施設費には、鶴田保健センターの屋根改修の工事請負費が計上されています。鶴田保健センターは、平成11年9月に建設され、17年が経過していますが、金属屋根端部が腐食しているため雨漏りが発生していることから、鋼板の修繕と防水シートの張りかえを行うとの説明であります。

質疑の中で、建設から20年も経過していない公共施設で、雨漏りが発生した原因についてただしましたところ、現在の屋根端部は、曲面構造となっているなど、複雑な形状が原因で腐食が進んだと思われる。今回の修繕工事では、端部をシンプルな構造とし、対応したいとのことであります。

次に、9款1項災害対策費、防災無線費には、デジタル防災行政無線整備の工事請負費として4億2,790万円が計上されています。

本事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間の継続費を設定して整備するもので、総事業費は、約12億円で、町内にデジタル防災行政無線施設を新設し、戸別受信機を全戸に配付するとの説明であります。

質疑の中で、デジタル防災行政無線の戸別受信機の配付により、現在、公民会放送で利用している受信機の取り扱いはどうなるか、ただしましたところ、今回、全戸配付するものは、役場職員がアナウンスする防災行政無線の専用受信機であり、公民会放送用とは、別系統で整備するものである。

法改正により、平成34年11月末までの周波数使用制限が付されている公民会放送施設については、今後対応が必要となるため、点検業者を通じて、該当する公民会へ周知を依頼しているとのことであります。

この答弁を受けて、公民会放送の設備は、業者や導入時期が異なることから、行政が全体の状況や進捗状況を把握し、公民会長研修会等で十分な説明がなされるよう要請いたしました。

一般会計の議案審査に当たっては、本報告書に記載されていない事項につきましても、十分な審査を実施いたしました。

次に、「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等が、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、一

般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が38億8,975万4,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、1億5,890万1,000円、4.2%の増額となっております。

歳入の9款1項他会計繰入金、財政安定化支援事業繰入金1億9,112万8,000円のうち、1億3,000万円は、法定外分として一般会計から繰り入れるもので、前年度当初予算と比較すると、1,925万5,000円の増額となっております。

次に、「議案第30号 平成28年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてあります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億3,715万円となっています。前年度当初予算と比較すると、212万3,000円、0.6%の増額となっています。

質疑の中で、人間ドックの受診状況についてただしましたところ、平成27年度の実績では、15名が受診され、内訳は、一般コース6名、女性コース6名、PETドックが3名であった。人間ドックは、多くの方々に利用してもらえるよう、2年に1回、隔年での助成となるため、本年度少ない分、来年度は受診者数が増加する見込みであるとのことです。

次に、「議案第31号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてあります。

歳出では、保険給付費地域支援事業費等が、歳入では、介護保険料、国庫支出金のほか一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が33億8,190万5,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、1億5,280万5,000円、4.7%の増額となっています。

歳出の3款3項包括的支援事業・任意事業費、3目 在宅医療介護連携推進事業費については、新規事業として482万1,000円が計上されています。

本事業は、法改正に伴い、市町村事業として追加されるもので、平成28年度から薩摩川内市と共同で、薩摩郡医師会病院に対して在宅医療連携の事務を委託するものであります。平成27年度までの3年間は、薩摩郡医師会が主体となり実施してきたものです。

負担割合は、地域の人口割とし、薩摩川内市53%、さつま町が47%の負担割合により、引き続き事業を継続実施するものであります。

次に、「議案第32号 平成28年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてあります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では、使用料のほか一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が4,870万5,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、257万4,000円、5.5%の増額となっています。

平成27年12月現在、農業集落排水事業の供用率は88.7%となっており、昨年度より若干増加しているとの説明であります。

質疑の中で、供用率が増加した要因についてただしましたところ、新たにコンビニエンスストアとコインランドリーの2事業者が加入したこと等によって、供用率が向上したとのことであります。

次に、「議案第35号 建物の無償譲渡について」であります。

さつま町ガラス工芸館及び資料館を、薩摩び～どろ工芸株式会社に無償譲渡するもので、譲渡日は、平成28年4月1日であります。

質疑の中で、ガラス工芸館の資料館にある展示品等を含めた備品について、今後どのように管理するのか、ただしましたところ、ガラス工芸館の備品は、工場の製作用備品と展示備品の2種

類があり、工場の製作用備品については、購入後19年経過しており、ほとんどが耐用年数を超えていているため、無償譲渡とする。

展示備品については、復元の薩摩切子や、過去4回のガラス美展入賞作品は、町で管理するため、梱包して薩摩支所に保管している。これらの展示の方法等については、今後検討していくことがあります。

次に、「議案第36号 土地の無償貸付について」であります。

さつま町ガラス工芸館及び資料館が民間譲渡されることに伴い、施設の敷地を薩摩び～どろ工芸株式会社に無償で貸し付けするもので、貸付期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間であります。

最後に、次の2点については、特に町長の見解を求めたところであります。

まず1点目に、空き家の総合的な対策についてであります。

本町の空き家対策について、関係する担当課でそれぞれ事業を実施しているとの説明であったが、縦割り行政的な部分も懸念されることから、専門の担当職員等を配置するなど業務を一元管理し、総合的な空き家対策を実施すべきではないか、ただしましたところ、空き家の問題については、今回条例を提案して対策を講じていくものである。これまで各課がそれぞれ実施してきた解体補助や、リフォーム助成等の空き家対策について、今後は、条例に基づき一元管理しながら総合的な対策を進めるものである。各事業は、担当課がそれぞれ所管しているので、総合的な窓口を町民環境課の担当とし、ワンストップの中で進めたいと思います。

専門部署を新たに設けることは、現在の職員体制では、非常に厳しく余裕もないため、各課が横断的な連携を密に行い、空き家バンクの充実など、町外からさつま町への移住者希望増加につながるよう、定住促進対策まで見据えた取り組みを行いたいとの答弁がありました。

2点目は、環境衛生施設の更新等についてであります。

クリーンセンター及び環境センターについては、施設の老朽化による修繕費が増大しており、最終処分場についても、近い将来、満杯となるため、次の処分場を選定しなければならない。これら環境衛生施設を設置するには、長い期間と莫大な経費を要するため、今の段階から将来の運営や設備の更新等について検討すべきであると考えるが、この点について、町長の見解をただしましたところ、クリーンセンターは、平成9年11月からの操業で18年が経過し、環境センターは、平成11年5月操業で16年が経過しており、両施設とも耐用年数は限られているため、当然、今後どうすべきか検討する段階に来ていると考えている。

両施設とも精密機能検査を実施しながら、保守修繕に多額の予算を支出し、営繕に努めているところであるが、さらなる延命化を図るため、可燃ごみを減らすなど、ごみの減量化、再資源化の推進が大事であると考える。

将来、施設を新たに建設するには、多額の経費と地域住民の理解も必要なことから、公共施設の基金積立なども計画的に進める一方で、薩摩川内市にある鹿児島県の産業廃棄物最終処分場の状況等も見極めながら、検討していきたいとの答弁ありました。

この答弁を受けて、環境衛生施設更新に関する内部検討組織を設置し、整備計画や基金積立等についての関係課協議を実施されるよう要請いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

[岩元 涼一議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

[森山 大議員登壇]

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」、「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について」、「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算（関係分）」、「議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算」、及び「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第13号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館条例の廃止について」であります。

本条例は、公の施設の管理計画で、民間へ譲渡する施設に計画されている神の湯ふれあい館を紫尾区公民館に譲渡することから廃止しようとするもので、当該施設は、併設する紫尾区営公衆浴場に来られた方や、観光客等の休憩所を兼ねた交流施設として利用されていることから、現在の指定管理者である紫尾区公民館が譲渡を希望されていたもので、譲渡後においても、設置目的や利用形態は変わらないとの説明であります。

質疑の中で、農産物等の販売についてただしましたところ、国から当初計画にないため、改善するよう指導を受けたことから、施設を管理している方々と協議を行い、販売を見合せたところである。

また、農産物等の販売による利益は少なく、人件費のほとんどは、紫尾温泉の利用料で賄われており、農産物等の販売をしなくとも、運営に支障はないとのことであります。

次は、「議案第21号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、学校再編により閉校となる5小学校の体育館を、社会体育施設に転用することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするもので、社会体育施設に地区体育館の項目を追加し、施設使用料として、児童生徒等100円、その他の者200円、照明施設を使用する場合は、それぞれ100円を加えた使用料を定めるものであります。

質疑の中で、施設使用の取り扱いについてただしましたところ、当初は、体育館も含めて普通財産として管理する予定であったが、体育館については、地区の方々が利用されることから、社会体育施設として管理することになった。本来施設の鍵の貸し借り、使用申請については、それぞれ地区ごとにスポーツ振興係、鶴田及び薩摩両支所の教育係が窓口となり、使用許可の手続を行っている。

今回、対象となる施設については、該当地区の公民館長と協議を行い、管理体制が整うまでは、夜間も含めて、当分の間、鍵の貸し借り等については、公民館長に相談したことであります。

この回答を受けて、体育館の使用は、区で使用されることが多いと思われることから、防犯や事故等の対応についても協議を行うよう要請しました。

また、使用料の徴収方法についてただしましたところ、公民館長は、使用料の徴収ができない

ことから、納付書を使用者に送付しておさめていただく方法を考えているとのことです。

次は、「議案第25号 さつま町農村広場条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、柊野農村広場を柊野区公民館に譲渡することに伴い、改正しようとするものであります。

質疑の中で、柊野農村広場への出入り口のうち、1カ所は、狭くて荒れていることから、出入り口の整備についてただしましたところ、学校側の出入り口は、舗装による整備がなされている。もう1カ所は、里道になっており、今回実施した整備区域には入っていないが、通行に支障のないようにしたいとのことです。

次は、「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

本条例の一部改正は、公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止として位置づけられている別府原住宅団地を、現入居者が勤める株式会社アクシーズに譲渡することに伴い、改正しようとするもので、国・県と協議を行った結果、用途廃止後は、譲渡しても問題はなく、現入居者の入居条件の維持や耐震基準などの覚書を締結した上で、当団地の用途廃止を行うとの説明であります。

質疑の中で、現入居者は、数年後に定年退職されることから、退職後の対応についてただしましたところ、譲渡後は、町営住宅ではなくなるので、退職後に町営住宅への入居を希望される場合は、そのほかの町営住宅に応募していただくよう説明を行っているとのことです。

次は、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算（関係分）」についてであります。

6款1項農業費の農業農村振興費には、主として本町の重点作物や振興作物などについて、新しい技術の導入などによる産地拡大や、新たな振興作物の推進を図ることを目的に、営農専門指導員の報酬240万円が計上されています。

質疑の中で、営農専門指導員は、どのような方を予定しているのか、ただしましたところ、営農専門指導員の人選については、まだ決定していないが、県の改良普及所、あるいは農業試験場等での園芸等の経験のある方を予定しており、県へも人選のお願いをしているとのことです。

同じく農業費の農業農村振興費に農産物加工セミナー開催のための講師謝金55万円が計上されていることから、セミナーの具体的な内容についてただしましたところ、農産物加工セミナーは、農産物を自分で栽培加工し、市場に出していくためのノウハウを習得することを目的として、町内の個人、グループ等を対象に、昨年はホットパックや、レトルトパックの実演をしながら、加工技術の習得を行ったところである。今回は、さらに上級の技術習得を目指して、2回分の講師謝金を計上したとのことです。

同じく農業費の畜産業費には、畜産の体質強化を図ることを目的に、2畜産クラスター協議会で、5取り組み自治体が実施する家畜飼養管理施設及び附帯施設の整備を行う、国・県の補助事業3億6,472万4,000円が計上されています。

質疑の中で、クラスター事業計画の中に脱臭対策に係る事業が含まれていることから、その内容についてただしましたところ、悪臭対策については、今回のクラスター事業の中で、開放式でウインドレスになっていない豚舎を整備される計画であり、その事業の中で取り組む予定とのことです。

なお、宮之城中学校の近くにある農場については、当事業では、取り組めないため、現在自社において対策を進めている段階であるとのことです。

同じく農業費の有害鳥獣対策費には、鳥獣被害防止対策協議会事業補助として、ワイヤーメッシュ柵の設置等に係る交付金3,344万3,000円が計上されています。

質疑の中で、ワイヤーメッシュ柵の設置地区と個人負担の内容についてただしましたところ、平成28年度は、大薄下地区、浅井野地区、中津川武5工区の3地区を計画している。

ワイヤーメッシュ柵設置については、定額補助で資材代を全額補助し、労務費用及び保険代が地元負担となっているとのことであります。

次に、6款2項林業費の竹林改良等支援事業補助358万5,000円には、昨年8月の台風被害に対する竹林整備補助70万5,000円が含まれて計上されています。

質疑の中で、台風15号により、竹林も相当の被害を受けたが、台風被害整備として計画している5ヘクタールは、年間の面積として捉えているのか、ただしましたところ、昨年の9月補正で、計画面積を27ヘクタールほど、見込んで整備を行った。確定はしていないが、実績では、27.8ヘクタールの復旧がなされると見込んでいる。今回、整備を行う希望者の面積として5ヘクタールを計上したが、今後ふえるようであれば、補正で対応したいとのことであります。

次に、7款1項商工費のイベント支援事業補助200万円の中には、商工振興を図ることを目的に、新規事業として歳末感謝セール事業補助100万円が計上されています。

質疑の中で、歳末感謝セール事業の具体的な内容についてただしましたところ、今まで年2回行っていたプレミアム付き商品券の発行事業を年1回に減らし、その財源を活用して、歳末感謝セール事業に力を入れる方向で計画したものである。

事業内容としては、商工会と協議を行い、歳末感謝セールへの参加店舗を増やすことを前提に、感謝セールの商品券等の内容を拡大するものであるとのことであります。

同じく商工費の開発振興費には、町土地開発公社への佐志ニュータウン販売助成金300万円が計上されています。

質疑の中で、佐志ニュータウンの未処分区画と今後の見込みについて、ただしましたところ、温泉9区画、一般9区画の計18区画が残っている状況である。今後の見込みについては、今回の住宅金利低下を受けて、ハウスメーカーからの問い合わせもあることから、4月、5月にハウスメーカーへの営業を行う計画であるとのことであります。

次に、8款3項河川費には、内水対策用ポンプ稼働用発電機等のリース料325万5,000円が計上されています。

質疑の中で、発電機の購入については検討しなかったのか、ただしましたところ、これまで必要なときだけ借用していたが、昨年の台風のときなど進路も定まらない中で、予約しないと借りられない状況もあった。購入価格は、1台260万円程度であり、課内を含め、財政サイドとも協議を行った結果、長期リースで計上したとのことであります。

また、発電機の規模と長期リースの総額についてただしましたところ、発電量は45キロワットで計算している。6月から10月の5カ月間借りた場合が、1台当たり月額7万2,300円、6台借りた場合が保守点検も含めて234万2,000円で、発電機を購入した場合は、6台で1,700万円程度になるとのことであります。

次に、10款2項小学校費の学校管理費には、町内の小学校が各校区の特色を生かし、伝承芸能活動や体験活動等を実施し、地域に根差した活力ある学校づくりを推進することを目的として、再編後の小学校9校に対する学校活性化推進事業補助90万円が計上されています。

質疑の中で、閉校となる小学校の伝承活動等については、地域との話し合いができるものか、ただしましたところ、柏原小学校では、段階的に3年生を柏原小、4年生を紫尾小、5年生を終野小の伝承芸能を、それぞれ学ぶような教育課程を計画して、特色ある学校活動を進める計画である。

盈進小学校においては、今後どの学年に伝承芸能を位置づけるか、検討していきたいと考えて

いるが、どうしても取り組むことが困難な伝承芸能等については、社会教育課と連携をとりながら、地域の子供会活動等で連携を図っていきたいとのことであります。

次に、10款3項中学校費の学校管理費には、平成31年4月の中学校再編に向けた施設整備に要する経費として、宮之城中学校グラウンド改修設計業務及び校舎増築設計業務の委託料2,200万円が計上されています。

質疑の中で、校舎増築の設計業務では、6教室の増築が計画されており、同学年が別棟になる可能性があるが、学年ごとに同じ棟に入るような設計はできないものか、ただしましたところ、中学校という人生を左右する上で、岐路に立つための貴重な学習環境、人格、人間形成の場ということで、慎重な配慮が必要であると考えている。指摘にあるような配慮も念頭に置きながら、既存校舎の特別教室等の改修も含め、調査検討していきたいとのことであります。

次に、10款5項社会教育費の文化センター費には、文化センター事務所棟耐震補強工事費1,300万円が計上されています。

質疑の中で、事務所棟の耐震工事も必要と考えるが、文化活動の拠点施設でもある文化センターホールの空調及び音響の対策は考えていないものか、ただしましたところ、現時点では、空調及び音響施設の修繕は計画していないが、今後、空調設備等の修繕に関しては、財政サイドとも協議していきたいと考えている。

なお、文化センターホールの建設については、施設自体が、経年劣化による老朽化が著しいため、建てかえに向けた建設基金条例の提案を行い、合併後20年の節目をめどに積み立てを行う方向で検討を行っているとのことであります。

この回答を受けて、修繕ができないとすれば、夏場はいいが、冬場に開催する催しについては、規模的に可能であれば、鶴田、薩摩の会場で開催する方法もあることから、開催場所を検討するよう要請しました。

次は、「議案第33号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算について」であります。

業務予定量として、給水件数4,603件は、対前年度比13件の減、総給水量97万2,750立方メートルは、対前年度比2万2,674立方メートルの減で、給水人口の減少に伴い、給水件数に比べ、給水量の減少が著しい状況にあります。

質疑の中で、収入となる開栓手数料及び給水負担金の内容についてただしましたところ、開栓手数料については、休止中であった貸屋等で契約が中断していた家屋への入居時に、水をあけて漏水等がないか確認するための手数料で、1件500円の負担である。給水負担金については、新築等で新たに水道メーターを取りつける際の負担金で、上水道が3万9,900円、第2上水道が2万3,100円の負担となっているとのことであります。

次は、「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算について」であります。

業務予定量として給水件数5,600件は、対前年度比41件の減、総給水量118万2,800立方メートルは、対前年度比1万5,218立方メートルの減で、上水道事業会計と比較すると、減少幅は少ない状況にあります。

質疑の中で、上水道事業会計と比較したときに、第2上水道事業会計の減価償却費が2倍近くになっていることから、その違いについてただしましたところ、第2上水道は、給水区域の範囲も広く、配管路網、水源地及び配水池など資産となる設備が多いことから、それだけ減価償却費も多くなっているとのことであります。

また、今回の寒波に伴う水道管の凍結、破裂による断水を踏まえて、公民会の役員から協力できることはないかという意見があったことから、水道の災害マニュアルを作成する考えはないか、ただしましたところ、今回の凍結による断水については、漏水箇所の発見が第一であったことか

ら、各戸における漏水調査のお願いもしたところであるが、特に今回は、報道に見られたように、配水池の水位が下がると水道が出なくなるとの危機意識も高く、各公民会の役員の方々などが、ボランティアで高齢世帯や空き家を自主的に調査していただき、漏水箇所を発見していただいたところである。

今回の被害は広範囲で戸数も多く、短期間に水道課の職員だけでは対応ができないことから、今の意見も含めてマニュアル化し、スムーズに対応できるように努めていきたいとのことです。

最後に、町長への総括質疑の中で、重点施策に位置づけている移住・定住対策は、情報の発信強化を図る必要があるとして、移住・定住にさらに力を入れる観点から、専属の職員を配置する考えはないか、特に町長の見解をただしたところであります。

移住・定住対策については、現在、企業誘致対策室の職員が窓口になって業務を進めており、今後は、体験ツアー、あるいはお試し住宅等の取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

質問事項の専従の職員を配置するという方法も、確かにあると思うが、本町は、他の自治体にないような企業誘致担当室を設けて、企業誘致あるいは移住促進活動をするための専門の係を配置しており、それだけ力を入れ、自信を持って取り組んでいると思っている。

現時点での観光的な分野も幅広くなり、商工観光課の業務量も増えてきていることから、新年度に商工観光課長の企業誘致対策室長兼務を解き、企業誘致対策室の人事体制を見直し、新たに専門の室長を設けて、移住・定住活動を具体的に進められるような体制を整えていきたいとの答弁であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[森山 大議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」から、「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第8号 さつま町行政不服審査会に関する条例の制定について」から、「議案第11号 さつま町学童館条例の制定について」までの議案4件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」から「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」までの議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案3件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第12号 さつま町有線放送施設条例の廃止について」から「議案第14号 さつま町ガラス工芸館条例の廃止について」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」から「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案13件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案13件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第15号 さつま町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について」から「議案第27号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案13件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第28号 平成28年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第

34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」までの議案6件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案6件を一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第29号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第34号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計予算」までの議案6件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第35号 建物の無償譲渡について」及び「議案第36号 土地の無償貸付について」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第35号 建物の無償譲渡について」及び「議案第36号 土地の無償貸付について」の議案2件は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第30「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第30「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」を議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 第2次さつま町総合振興計画基本構想の策定について」は原案のとおり可決されました。

△日程第31「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第31「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第39号 さつま町過疎地域自立促進計画の策定について」は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時43分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第32「議案第41号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」、日程第33「議案第42号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第34「議案第43号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第35「議案第44号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第36「議案第45号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第37「議案第46号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第38「議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第32「議案第41号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」から日程第38「議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、追加議案を御説明をさせていただきます。

まず、「議案第41号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町肉用牛特別導入事業基金の増額により、肉用牛振興の拡大を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第42号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第43号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

これは、財政調整基金費に要する経費及び財産管理費、社会福祉総務費、国民健康保険財政対策費、児童福祉総務費並びにその他、所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,758万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3,065万4,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第44号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、保険財政共同安定化事業拠出金に要する経費及び国保基金積立金、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、後期高齢者支援金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,415万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,386万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第45号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、一般会計繰出金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,648万8,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第46号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、介護保険給付費準備基金に要する経費及び特定入所者介護サービス費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,730万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,498万9,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ588万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5,201万4,000円にしようとするものであります。

内容のつきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○農政課長（上野 俊市君）

それでは、「議案第41号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○福祉課長（鍛治屋勇二君）

「議案第42号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第43号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第44号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

続きまして、「議案第45号 平成27年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第46号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして内容の御説明を申し上げたいと思います。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第41号及び議案第42号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第41号及び議案第42号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第41号 さつま町肉用牛特別導入事業基金条例の一部改正について」及び「議案第42号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

一般会計のこの今回の普通交付税は、満額交付だと思うんですが、特別交付税はどのようになっているのか、説明をお願いします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

平成27年度の特別交付税の関係でございますけれども、3月18日の日に決定通知をいただいておりまして、平成27年度の確定額が5億7,995万8,000円。もう一回申し上げます。5億7,995万8,000円ということで、前年比といたしますと、1,939万5,000円の増ということになっております。

以上です。

○宮之脇尚美議員

5億7,900万ということで、非常に特別交付税としては、ありがたいというようなふうに

思うんですが。この特別財政需要の関係についてはどのような状況だったのか、そこら辺について再度お聞きいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

特別財政需要についてでございますけれども、ルール分以外につきましては、特には台風15号災害関連、それから、過疎地域の地域振興関連といたしまして、地域元気再生事業、それから、公共交通のバス運行などを盛り込んで算定のほうで要望して、基礎数値として提出をしたところでございます。大きくはこの台風災害があったかと思っています。

27年度につきましては、全国では、0.8%の減となっておりますけれども、鹿児島県分につきましては、3億5,000万円程度の増ということで、鹿児島県ではいろんな特別そういう需要があったということで、さつま町の分につきましても、増額になったというところでございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号から議案第47号までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案4件は会議規則第39条第3項の規定によつて、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから、議案第44号から議案第47号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案4件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」から「議案第47号 平成27年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件は原案のとおり可決されました。

△日程第39 「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第39 「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち坂口正浩氏が平成28年5月9日付をもって任期満了となることに伴いまして、引き続き同氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。
[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本案はこれを同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第40 「陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引
を求める意見書提出を求める陳情書」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第40 「陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、鹿児島市小野1丁目1番1号鹿児島県精神保健福祉センター内特定非営利活動法人鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長山川伯明氏及びさつま町求名66番地上原美枝子氏から平成28年2月29日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、精神障害者には適用されていない交通運賃割引制度について、身体障害者や知的障害者と同等に対応するよう事業者に国会や政府から働きかけるよう求めていただきたいというものであります。

審査に当たりましては、町当局から福祉課長の出席を求め、平成28年4月から施行となる障害者差別解消法、都道府県での交通運賃割引制度の実施状況及びさつま町における精神障害者の現状等について説明を受けたところであります。

審査の過程では、交通運賃割引が身体障害者、知的障害者に適用され、精神障害者に適用されていない状態を解消すべきである。交通運賃割引制度では、地域や事業者間で障害の区分による不平等が生じないよう対応する必要があると言った意見が出され、陳情趣旨にあるように、精神障害者には適用されていない交通運賃割引制度については、身体障害者や知的障害者と同等に対応するよう、国に対して事業者への働きかけを強く求めていくべきであるとの意見が多く出されました。

採決の結果、本陳情については、陳情の趣旨を了として、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

[岩元 涼一議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」は採択することに決定しました。

△日程第41 「発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第41 「発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

「発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されようとしているが、依然として精神障害者は身体障害者、知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から除外されているため国会や政府に対して精神障害者にも同様の対応がなされるよう交通運輸事業者への働きかけを要請するものであります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり内閣総理大臣、関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

[岩元 涼一議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 精神障がい者の交通運賃に関する意見書案の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第42 「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第43 「報告第3号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」、日程第44 「報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第42 「報告第2号 平成27年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」から日程第44 「報告第4号 平成28年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」までの報告3件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで報告3件を終わります。

△日程第45 「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第45 「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等に議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第46 「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第46 「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉　　会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、会議を閉じ、これもって平成28年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 岩 元 涼 一

さつま町議会議員 新 改 幸 一

